

国の施策等に関する提案・要望

令和6年（2024年）5月

熊本県

平素から、熊本県政の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県に未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震においては、創造的復興の取組みが着実に進んでいます。

また、令和2年7月豪雨災害においては、「緑の流域治水」の理念のもと、球磨川流域の治水対策と被災地の復旧・復興は目に見える形で進んでいます。国の手厚い御支援に、改めて深く感謝申し上げます。

本年2月には、本県にTSMCの国内製造子会社であるJASMの新工場が完成し、第2工場の本県立地も発表されました。

半導体関連企業の集積に伴う諸課題については、国の御支援をいただきながら、時間的緊迫性を持って全力で取り組むとともに、TSMC進出の効果を可能な限り県内全域に波及させ、ひいては我が国の経済安全保障の一翼を担うよう努めて参ります。

引き続き、将来の更なる発展に向け、このよき流れをより強く、大きくして参ります。

熊本の持つ力を最大限に引き出し、県民が主人公の「くまもと新時代」を切り開くためには国の御支援が不可欠です。

国におかれましては、次の事項について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

令和6年5月

熊本県知事 木村 敬

熊本県議会議長 山口 裕

目 次

令和 2 年 7 月 豪 雨 関 連

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	1
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	3
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	5
鉄道の早期復旧に向けた支援	7
復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援	9
迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	11
産業復興に対する支援	14

熊 本 地 震 関 連

復旧及び創造的復興に向けた支援	16
-----------------	----

半 導 体 産 業 集 積 関 連

半導体生産拠点に対する支援	18
人材の育成・確保の取組みに対する支援	19
道路整備推進	20
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線機能強化への特別な支援	22
阿蘇くまもと空港の機能強化	24
熊本港の整備促進	26
排水対策への支援	27
新規工業用水供給への支援	28
外国人材の受入環境整備	29
教育環境の整備と人材確保	31
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	33
代替農地での営農継続支援	35

内 閣 府

デジタル田園都市国家構想の推進	36
国土強靱化の推進	37
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	38
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	40
女性の社会参画の加速化	41
あさりの産地偽装対策に対する支援	42
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ継続的な財源措置	43
熊本の未来を担う子どもを安心して産み育てる施策の充実	44

総務省

地方税財源の充実確保	46
------------	----

法務省

部落差別（同和問題）等の様々な人権問題の解決に向けた施策の推進	48
---------------------------------	----

文部科学省

質の高い教育の提供	49
特別支援教育に係る環境整備	51
誰一人取り残さない教育環境の実現	53
魅力ある学校づくりの推進	55
GIGAスクール構想の推進	56
教育環境の整備	57
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	58
安心して私立学校に通える教育環境の実現	59
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	60
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援	61
選手育成と地域のスポーツ振興	62

厚生労働省

長寿で安心して暮らせる施策の充実	63
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	64
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援	66
公務員獣医師の確保	67
医療用医薬品の安定供給への対策	68

農林水産省

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現	69
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援	72
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化	73
中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援	76
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策	78
赤潮被害対策への支援	80

経済産業省

災害からの着実な復興等に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	82
再生可能エネルギー施設建設に伴う諸課題への対応強化のための交付金制度の創設	84

国土交通省

公共事業予算の安定的な総額確保	85
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設	86
阿蘇山直轄砂防事業の促進	87
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組みへの支援	88
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	89
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	91
住宅耐震化の推進	92
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援	93
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援	94
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持等に対する支援	95
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	96
熊本港の整備推進	97
八代港の整備推進	98
阿蘇くまもと空港の機能強化及び天草エアラインへの支援	99

環境省

ゼロカーボン社会の実現	101
水俣病対策の推進 / 水俣・芦北地域の振興	103
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	105
有明海・八代海等の再生	106
国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援	108
「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援	109

警察庁

治安基盤の整備充実	110
-----------	-----

要望先省庁

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	1					○			○			○		○		
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	3					○			○					○		
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	5					○			○			○		○		
鉄道の早期復旧に向けた支援	7					○								○		
復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援	9		○			○			○	○			○	○		
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	11					○			○					○		
被災地の産業復興に対する支援	14					○			○			○	○	○		
(熊本地震) 復旧及び創造的復興に向けた支援	16		○			○			○	○		○		○		
半導体生産拠点に対する支援	18												○			
人材の育成・確保の取組みに対する支援	19										○					
道路整備推進	20	○	○						○					○		
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線機能強化への特別な支援	22	○	○						○					○		
阿蘇くまもと空港の機能強化	24						○		○		○			○		
熊本港の整備促進	26													○		
排水対策への支援	27	○	○			○			○				○	○	○	
新規工業用水供給への支援	28	○	○			○			○				○			
外国人材の受入環境整備	29						○			○						
教育環境の整備と人材確保	31									○						
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	33												○		○	
代替農地での営農継続支援	35											○				
デジタル田園都市国家構想の推進	36	○	○		○	○			○							
国土強靱化の推進	37	○	○			○			○			○		○		
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	38	○	○					○	○	○				○		○

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	40		○							○						
女性の社会参画の加速化	41		○			○					○		○			
あさりの産地偽装対策に対する支援	42		○									○				
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ継続的な財源措置	43		○						○							
熊本の未来を担う子どもを安心して産み育てる施策の充実	44		○			○										
地方税財源の充実確保	46		○			○			○				○			
様々な人権問題の解決に向けた施策の推進	48						○									
質の高い教育の提供	49									○						
特別支援教育に係る環境整備	51					○				○						
誰一人取り残さない教育環境の実現	53					○				○						
魅力ある学校づくりの推進	55									○						
GIGAスクール構想の実現	56									○						
教育環境の整備	57					○			○	○						
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	58									○						
安心して私立学校に通える教育環境の実現	59					○			○	○						
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	60									○						
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援	61									○						
選手育成と地域のスポーツ振興	62									○						
長寿で安心して暮らせる施策の充実	63										○					
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	64		○							○	○	○				
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援	66		○								○					
公務員獣医師の確保	67									○	○	○			○	
医療用医薬品の安定供給への対策	68										○					

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現	69											○				
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援	72											○				
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営基盤強化	73											○				
中山間地域対策の充実強化及び農山村の生産基盤に対する支援	76											○				
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策	78											○				
赤潮被害対策への支援	80											○			○	
災害からの着実な復興等に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	82		○						○				○			
再生可能エネルギー施設建設に伴う諸課題への対応強化のための交付金制度の創設	84												○		○	
公共事業予算の安定的な総額確保	85					○			○			○		○		
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設	86		○						○					○		
阿蘇山直轄砂防事業の促進	87								○					○		
水道事業の経営基盤強化等に向けた取り組みへの支援	88					○								○		
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	89								○					○		
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	91													○		
住宅耐震化の推進	92													○		
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援	93	○	○						○					○		
並行在来線(肥薩おれんじ鉄道)に対する支援	94					○			○					○		
地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援	95													○		
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	96													○		
熊本港の整備推進	97													○		
八代港の整備推進	98													○		
阿蘇くまもと空港の機能強化及び天草エアラインへの支援	99						○		○		○	○		○		
ゼロカーボン社会の実現	101	○	○			○							○		○	

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」の早期実現に向けた、球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」）の着実な実施

- 1 国の対策メニューの着実な実施
- 2 県・市町村が実施する対策メニューへの技術的、財政的支援

【提案・要望の内容】

- 1 河川整備計画（国管理区間）及びプロジェクトに掲げた国対策メニューの着実な実施
 - (1) 令和2年7月豪雨で被災した地域の日も早い安全・安心の確保のため、河道掘削、遊水地、輪中堤、宅地嵩上げ等の取組みを迅速かつ着実に進めていただきたい。
 - (2) 「流水型ダム」について、早期完成に向け、県としても国に最大限の協力を行うので、工期短縮に努めていただきたい。また、安全・安心を最大化するとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るため、更なる環境影響の最小化に向けた検討の実施及び住民に対する丁寧な説明をお願いしたい。また、県が実施する「流域市町村や流域住民と一体となって事業の方向性や進捗を確認する仕組み」への対応を、引き続きお願いしたい。
 - (3) 「市房ダム再開発」について、早期の事業着手に向けて、洪水調節機能の増強に向けた調査・検討を推進していただきたい。
 - (4) 土砂・流木流出防止や水源涵養機能を高めるなど、流域治水に資する森林整備・保全対策を強化していただきたい。また、近年、土砂流出に伴う河床の上昇や、川の濁りの長期化が発生していることから、調査・検討を含めた総合的な治山・砂防対策をお願いしたい。特に川辺川流域において、重点的な対策の実施をお願いしたい。
 - (5) 水系として一貫した河川整備が実施されるよう、引き続き、河川整備計画（県管理区間）との連携をお願いしたい。
 - (6) 河川環境の保全・再生など自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組みを推進していただきたい。
 - (7) 地域社会への情報提供等によるリスクコミュニケーションなどにより、地域の人々の「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」に向けた取組みを推進していただきたい。
 - (8) 流域のあらゆる関係者の協働のもと「緑の流域治水」の各取組みを推進するため、流域住民等の理解を深める周知・広報等の取組みについて、更なる推進をお願いしたい。
 - (9) これらの対策を推進するため、「防災、減災、国土強靱化5か年加速化対策」に係る国土強靱化地域計画の実施に必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保いただくとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内のできるだけ早い時期に策定し、必要な予算・財源の別枠での確保をお願いしたい。
- 2 河川整備計画（県管理区間）及びプロジェクトに掲げた県、市町村対策メニューへの技術的、財政的支援
 - (1) 県、市町村が取り組む次の対策メニューについて、支援対象の拡大等をお願いしたい。
 - ① 今年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」の延長及び来年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」の再延長をお願いしたい。
 - ② 国管理区間の影響を受ける県管理区間の対策について、特に被災者の生活再建に直結する宅地嵩上げが円滑かつ確実に進められるよう、支援対象の拡大等の積極的な支援をお願いしたい。

- ③ プロジェクトに掲げる雨庭などの雨水貯留、浸透施設の整備について、経済的比較に関わらず流域貯留浸透事業の対象とし、補助率の嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的支援をいただきたい。
- ④ 「田んぼダム」の取組みについて、多面的機能支払による取組面積に応じた交付や単価の引上げ等、補助事業の柔軟な運用や取組みの継続に必要な十分な予算確保等、取組みを普及・継続させる支援をお願いしたい。畦畔整備について、農家負担の軽減のため、流域治水対策ガイドラインの適用対象としていただきたい。また、流域治水と連携した森林整備及び治山施設の整備を着実に推進するため、事業実施に必要なかつ十分な予算確保をお願いしたい。
- ⑤ 「被害最小化」に向け、球磨川流域において、これまで県では水災保険料に対する補助を実施しているが、流域の治水安全度を踏まえると、引き続き、水災保険への加入を促進する必要がある。水害リスクの高い地域における水災保険料補助等に対する財政的支援をお願いしたい。
- ⑥ 球磨川と支川の合流部で内水氾濫が発生する箇所について、内水被害軽減に向けた積極的な支援をお願いしたい。

項目	現行制度等	要望内容
①予算の確保	事業名：緊急浚渫推進事業、緊急自然災害防止対策事業	○期限の延長
②宅地嵩上げ	事業名：土地利用一体型水防災事業 交付対象：現に存する住家又は現に建築の工事中の住家のみが対象	○交付対象の建物用途の拡充による支援
③雨水貯留・浸透施設	事業名：流域貯留浸透事業 交付対象：通常の河道改修方式と比較して経済的で4要件のいずれかに該当する事業 補助率：1/3	○支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○整備効果の定量化等に関する技術的支援
④農林水産分野の取組	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○農林水産分野の取組みを推進するための財政的支援
⑤水災保険加入促進	なし	○水災保険料補助に対する財政的支援
⑥内水対策	防災安全交付金（下水道）等	○被害軽減に向けた積極的支援

- (2) 国土強靱化5か年加速化予算等による別枠の財政的支援の継続及び、流域治水の一環として新たに取り組む県、市町村対策メニューの着実な実施に必要な予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 令和2年7月豪雨は、球磨川流域で観測開始以来最高の雨量・水位を記録。河川の氾濫等により52名が亡くなられ、家屋流出、国道や鉄道などの17橋梁が流出する等、甚大な被害が発生。
- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。
- 令和3年12月、気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更を実施。令和4年8月、河川整備計画を策定。
- 現在もなお、約440名の方々（R6.4末時点）が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、住まいの再建と球磨川流域の安全・安心の確保に資する取組みを加速化する必要がある。
- 河川整備基本方針検討小委員会において、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量と配分流量が示され、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対し、計画堤防高を上回らないものの、人吉地点から下流の大部分の区間で計画高水位は超過することが明らかとなった。
- 令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してもさらに水位を低下できるよう、施設の運用技術の向上や、流域治水の多層的な取組みを推進していく必要がある。
- 様々な取組みを加速させるため、広く県民に「緑の流域治水」の理解醸成を図る必要がある。

被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

【提案・要望の内容】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 球磨川水系流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減を図るまでに相当の時間を要する地域等において、個別に高台移転や治水対策後水位を踏まえた高さまでの宅地かさ上げ等の安全対策を希望する住民への支援制度を創設いただきたい。
 - (2) 宅地嵩上げ安全確保事業については、河川事業とまちづくり事業による嵩上げを一体的に実施する必要がある。令和5年度から、それぞれの事業主体が協定を締結し、本格的に工事に着手しており、引き続き、必要な予算措置及び技術的支援に特段の配慮をお願いしたい。
 - (3) 八代市坂本町や芦北町をはじめとする、球磨川中流域での輪中堤・宅地かさ上げの実施にあたり、整備後の内水対策、避難路整備等の新たな課題に対する技術的支援等について、引き続き、特段の配慮をお願いしたい。
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮
 - (1) 人吉市における被災市街地復興土地区画整理事業をはじめ、各市町村の復興まちづくり計画に位置付けられた取組みを着実に進めるため、被災自治体の負担軽減や予算確保等の支援をお願いしたい。
 - (2) 復旧から復興に向けた取組みの進展に伴い、市町村の復興まちづくり拠点施設整備や、地域コミュニティの維持・再生に必要なまちづくり組織の設立及び人材の育成・確保等のソフト対策への支援を、引き続き、お願いしたい。
 - (3) 球磨川流域市町村では、将来の災害に備えるため、河川防災ステーション等の地域防災拠点の整備に向けた検討が進められており、早期整備に向けた特段の配慮をお願いしたい。
 - (4) 市町村で災害公営住宅の整備が進められており、将来の市町村の財政負担軽減のため、災害公営住宅家賃低廉化事業について、引き続き、十分な予算措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した球磨川流域市町村においては、住民の意向を踏まえながら、新たなまちづくりや集落再生に向けた取組みが進んでいる。しかし、流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減までには相当の時間を要するため、更なる人口減少や地域の衰退が懸念されている。今次洪水からの1日も早い生活再建や市街地及び集落再生を進めるためにも、高台等への移転や安全対策等を行う住民に対する支援が必要である。
 - (2) 球磨村や八代市坂本町、芦北町などの球磨川中流域は、数戸から数十戸の集落が多数点在し、集落同士が1 km以上離れている個所もある。そのような点在する集落の宅地かさ上げに当たっては、国道219号や公民館等の公共施設を一体的にかさ上げ、従前の地域コミュニティを維持していくことが必要である。令和5年2月の球磨村神瀬地区を皮切りにかさ上げ事業に着手しているが、引き続き、球磨川流域の事業推進を図ることが必要である。

- (3) 球磨川中流域では、輪中堤・宅地かさ上げが計画されているが、後背地の内水対策や高台への避難路整備など、治水対策後に新たに生じる課題についても、対応していく必要がある。

2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

- (1) 令和3年度までに策定した「復興まちづくり計画」(八代市、人吉市、相良村、球磨村)に位置付けられた取組みを着実に実施するためには、被災自治体の負担軽減や予算確保等の支援が必要である。

中でも、球磨川の“かわまちづくり”とも連携して取り組む人吉市における被災市街地復興土地区画整理事業については、被災市街地における生活再建が着実に進められるよう、計画期間内に確実に完了する必要があることから、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の支援が必要である。

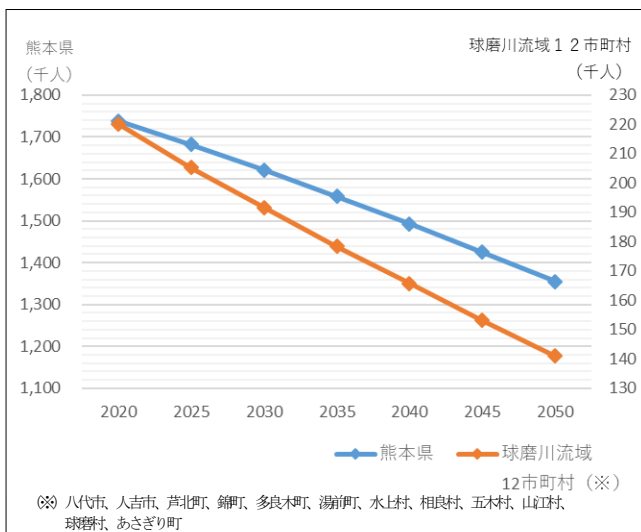
併せて、人吉市の被災市街地復興推進地域内における街路事業や都市防災推進事業等の復興事業について、熊本地震と同水準の交付税措置の継続や予算確保が必要である。

- (2) 球磨川流域の各自自治体のうち、八代市、人吉市、球磨村、相良村などの甚大な被害を受けた市町村では、かわまちづくりと連携した拠点施設整備の検討が進められている。このほかにも湯前町では、令和7年度中のくま川鉄道の全線運転再開を見据え、湯前駅周辺での創造的復興に資する拠点施設の整備の検討が進められている。

また、これらの拠点施設の整備と併せて、地域コミュニティを維持するためには、まちづくり組織の設立や核となる人材の育成・確保等を早期かつ強力に進める必要がある。

- (3) 球磨川流域市町村では、今次洪水を見据えた防災・減災に資する拠点整備が必要である。しかし、具体的なノウハウ等を有していないため、国において球磨川沿いに「河川防災ステーション」を早期に整備していただくなど、特段の配慮が必要である。

- (4) 災害公営住宅については、国からの財政支援をいただき、各市町村で着実に事業が進められている。入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、引き続き、各市町村の財政負担軽減のため十分な予算措置が必要である。



本県及び球磨川流域12市町村の人口推計
(国立社会保障・人口問題研究所データより)



被災住宅移転促進宅地整備事業で整備された宅地(球磨村渡地区)

新たな流水型ダムにおける水源地域の振興

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 五木村の生活再建基盤整備の計画的かつ継続的な実施及び川辺川上流域の安全・安心の確保と新たな振興策の推進
- 2 流水型ダムの建設予定地となる相良村の振興への特段の配慮
- 3 水源地域整備計画の継続的な実施と流水型ダムへの転換に伴う計画変更への特段の配慮

【提案・要望の内容】

- 1 令和6年4月21日の五木村村民集会において、村長が、「流水型ダムを前提とした村づくりに向けて新たなスタートラインに立つべき」と表明。引き続き、国・県・村が一体となった取り組みを進めていただきたい。中でも、村から要望が強い平場の確保などの生活再建基盤整備について、特段の配慮をお願いしたい。併せて、新たな流水型ダムの整備に係る環境影響等についても、引き続き、五木村・相良村に対して丁寧な説明をお願いするとともに、更なる環境影響の最小化に向けて検討いただきたい。
また、早期に川辺川上流域に住む五木村民の安全・安心を確保するため、必要な河川整備や土砂・流木対策についても、引き続き、国・県で一体となって取り組みを進めていただきたい。
併せて、県及び五木村が実施する村の振興に必要な事業に対し、引き続き、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。
- 2 新たな流水型ダムの建設地となる相良村の振興についても、村から提案があった振興策について、国・県・村が一体となった取り組みを進めていただきたい。
特に、県や村が実施する各種基盤整備等の事業に対し、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。
- 3 水源地域となる五木村・相良村においては、水源地域整備計画の前提となる川辺川ダム事業が貯留型ダムから流水型ダムに変更され、今後、計画の変更手続きが必要。水源地域整備計画の変更にあたっては、流水型ダムへの転換に伴う基礎条件の変化やダム問題の長期化に伴う上下水道等の施設の老朽化やデジタル化などの社会状況の変化等を踏まえ、五木村頭地区周辺の水没予定地の利活用や社会インフラの整備など、水源地域の振興に不可欠な取り組みを追加するとともに、補助率のかさ上げや財政措置など特段の配慮をいただきたい。

【現状・課題】

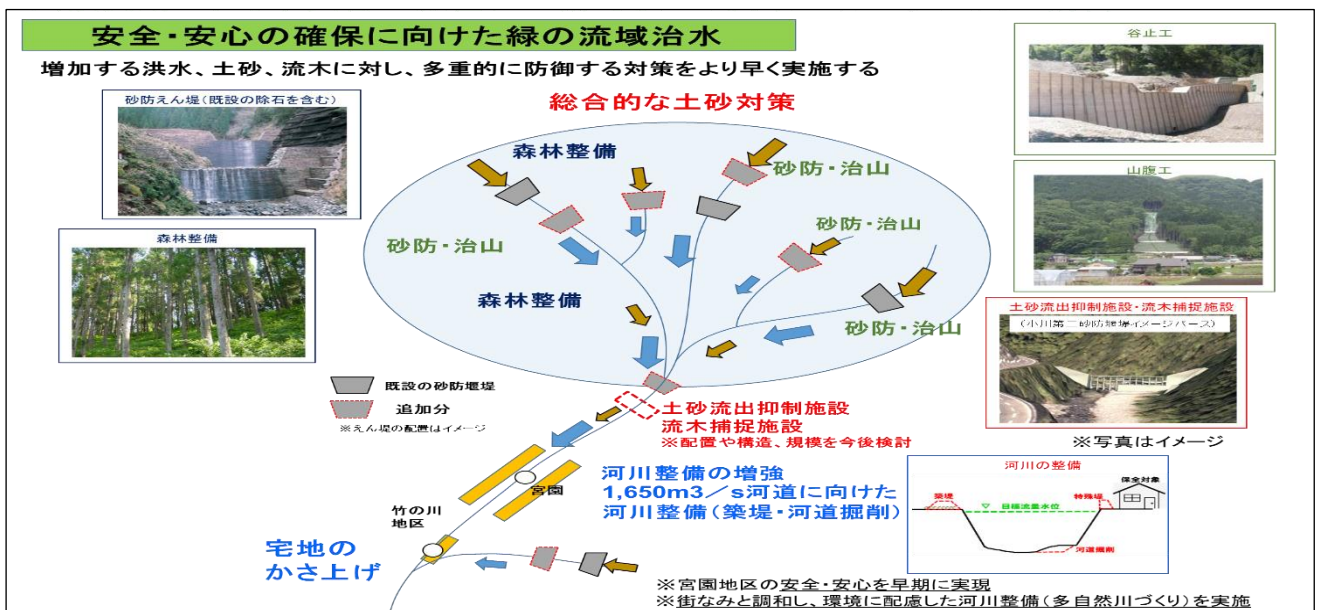
- 昭和41年の川辺川ダム建設計画の発表以降、村の中心部が水没予定地となった五木村では、村民の村外移転等による人口減少と少子高齢化が著しく進んでいる。（R6.2時点＝人口：945人 高齢化率：50%）
- 二度の方針転換により、長年ダム問題に翻弄されてきた五木村においては、県・村による村の生活再建事業を着実に進めるため、引き続き、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。
- さらには、五木村の振興や、土砂（へドロ）の堆積・粉塵・臭気など新たな流水型ダムの影響を心配する意見があることから、河川環境への最大限の配慮をするとともに、国・県が一体となり、村及び村民に対して、丁寧に説明・情報提供する必要がある。
- 加えて、一日も早く人口減少に歯止めをかけるため、引き続き新たな振興計画に基づく取り組みを、国・県・村が一体となって強力で推進する必要がある。

- また、新たな流水型ダム建設地となる相良村も、ダム問題で大きな影響を受けており、国・県・村が一体となって、村から提案のあった190項目にわたる振興策について取組みを進める必要がある。
- さらに、水源地域整備計画の変更やこれまでのダム事業（未整備事業）の整理、五木村が水没予定地に整備した施設の取扱いも早急に検討する必要がある。

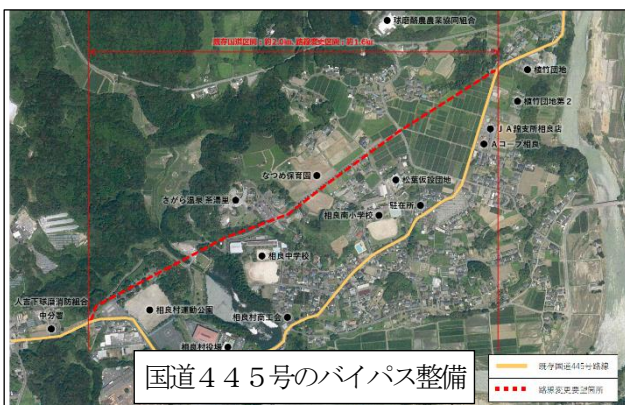
【五木村振興の主な取組み】



【川辺川上流域の総合的な洪水対策、土砂・流木対策】



【相良村振興の主な取組み】



鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 JR肥薩線の復旧に対する支援
- 2 くま川鉄道の復旧及び代替バス運行に対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) JR肥薩線については、復旧費用が約235億円とJR九州発足以来最大の被害であり、鉄道事業者単独での復旧は困難と見込まれる。更に復旧後の持続可能な運行を確保するために、令和5年度に社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置付けられた「地域公共交通再構築」の対象経費の幅広い適用や過疎債の特別な配慮など、国による強力な財政支援をお願いしたい。
(2) 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ、財政的な負担が極めて大きいため、地方債の適用などの財政支援の拡充をお願いしたい。
- 2 (1) くま川鉄道については、「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の活用による鉄道復旧を進めているが、復旧には複数年かかる見込み（令和7年度中の全線運転再開予定）であり、引き続き国の財政支援をお願いしたい。
(2) 全線復旧するまでの間、代替バスの運行を継続する見込みであることから、引き続き運行経費に対する財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) JR肥薩線の復旧を巡る協議の状況
 - ・概算復旧費 約235億円 (R4. 3. 23 JR九州公表)、被災件数 450件
(球磨川第1橋梁・第二球磨川橋梁の流失、鎌瀬駅～渡駅間で土砂流入・道床流出等)
 - ・国、県、JR九州で構成する「JR肥薩線検討会議」の開催 (R4. 3. 22、R4. 5. 20、R4. 12. 6、R5. 6. 28、R5. 12. 13、R6. 2. 13、R6. 4. 3)
河川や道路の公共事業との連携による復旧費の圧縮及び復旧後の在り方の検討
 - ・県・地元市町村で構成する「JR肥薩線再生協議会」の開催 (R4. 4. 18、R4. 6. 6、R4. 10. 7、R5. 6. 22、R5. 11. 24、R6. 2. 28)
 - ・県及びJR九州の間で、鉄道での復旧に向けた基本的な事項について合意 (R6. 4. 4)
令和6年度末の最終合意に向け、復旧方策や持続可能な運行に向けた利用促進策などについて検討
- (2) 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、地方財政法第5条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が50%であるため、財政負担が極めて大きい。

項目	現行制度等	要望内容
鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの財政支援拡充

2 (1) くま川鉄道

- ・概算復旧費 約50億円、被災件数 55件
(人吉温泉駅の土砂流入等、車両浸水、球磨川第四橋梁流出(川村～肥後西村駅間)等)
- ・R3年度から「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」(補助率:国1/2、地元1/2)を活用し、災害復旧工事を実施中。
- ・R4.6月「令和7年度中の全線運転再開を目指す」ことを鉄道事業者が発表。
- ・R5.1月 球磨川第4橋梁の復旧工事着工

<災害復旧事業費負担割合>

「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の地方自治体分の負担割合については、熊本県と地元10市町村が1:1の割合で負担

【国 1/2】	【地方自治体 1/2】	
	県 1/4	地元10市町村 1/4

(2) くま川鉄道は、比較的被害の少なかった「肥後西村駅～湯前駅」間において、令和3年11月28日に部分運行を再開した。

しかし、流失した球磨川第4橋梁を含む「人吉駅～肥後西村駅」間の復旧は、令和7年度までかかる見込みであり、次年度以降も同区間の代替バス運行を継続する予定。

項目	現行制度等	要望内容
代替バス運行経費への補助	R2.7.4～R3.1.3 「被災地域鉄道路線代替輸送事業」(1/3補助) R3.1.4～ 「地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー系統補助)」	国庫補助等の財政支援の継続・拡充

令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

- 1 地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための財政支援の継続
- 2 学校施設の安全安心な復旧に向けた財政支援
- 3 固定資産税等の特例期間の延長

【提案・要望の内容】

1 本県の「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への国庫補助制度の補助率嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置をお願いしたい。

① 球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として各種支援策を実施しており、被災市町村においては財政負担が生じている。引き続き、県及び財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に向けた取り組みが着実に実施できるよう、特別交付税において特段の配慮をいただきたい。

(主な事業)

木造仮設住宅利活用等支援事業、すまいの安全確保支援事業、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業など

② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、財政的な負担が極めて大きく、地方債が充当できないため、単年度の負担が大きい。そのため、復旧費が多額となる可能性が高いことを念頭に、国庫補助の更なる充実及び鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例適用の実現に向けて御配慮いただきたい。

(「鉄道の早期復旧に向けた支援」で再掲)

③ くま川鉄道の被災に伴う代替バス運行による通学支援については、発災直後から支援措置を継続いただいているが、鉄道の復旧は令和7年度までかかる見込みのため、国庫補助に係る拡充・予算確保とともに、特別交付税の確実な措置を継続していただきたい。

(「鉄道の早期復旧に向けた支援」で再掲)。

2 被災を契機として義務教育学校へ再編する学校施設については、新築復旧による復旧相当額を措置するなど特別な財政支援をお願いしたい。

3 復興関連の公共工事の未完了などにより、住宅再建に着手できない被災者や事業再開できない被災事業者に対して、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地特例、被災代替家屋特例、被災代替償却資産特例による軽減を図る必要があるため、特例期間の延長をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 本県は、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加する見込み。被災市町村では、災害関連事業の実施が本格化しており、財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。
- 2 球磨村では令和2年7月豪雨により渡小学校が被災したことを契機として、球磨村内3校の小中学校を再編し、令和6年4月に既存施設を利用した施設分離型の義務教育学校「球磨清流学園」が開校した。
 今後計画される施設一体型の義務教育学校を建設する場合においては、被災した渡小学校の新築復旧相当額を措置するなど特別な財政支援が必要である。
- 3 今後も、公共工事の未完了等により、住宅再建に着手できない被災者や事業再開できない被災事業者が見込まれることから、固定資産税等の特例期間の延長により、被災者及び被災事業者の負担軽減の必要がある。

課税年度		R3	R4	R5	R6	R7～
被災住宅用地特例 〔固定資産税を1/6 都市計画税を1/3〕	復興推進 地域外	→		→		→
	復興推進 地域内	→				→
被災代替家屋特例 〔固定資産税・都市計画税 被災家屋の 床面積相当分を1/2〕	全域	→				→
被災代替償却資産特例 〔固定資産税 代替取得した償却資産の 課税標準額を1/2〕	全域	→				→

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備に係る予算の総額確保
- 2 復興係数及び復興歩掛の継続
- 3 球磨川に架かる橋梁9橋及び道路復旧方針に基づく兩岸の国道・県道・市町村道の災害復旧事業について、国の直轄権限代行による一日も早い完成
- 4 国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 復旧・復興工事を着実に進め、安全・安心な社会基盤の形成を図るため、円滑な施工体制の確保に必要な復興係数及び復興歩掛の継続をお願いしたい。
- 3 球磨川に架かる橋梁9橋並びに兩岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光を支える重要な道路であり、道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある創造的復興と一日も早い完成をお願いしたい。
- 4 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で3,620箇所、約812億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計20箇所、約120億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要となる予算の総額確保が重要である。



被害状況（令和2年7月時点）



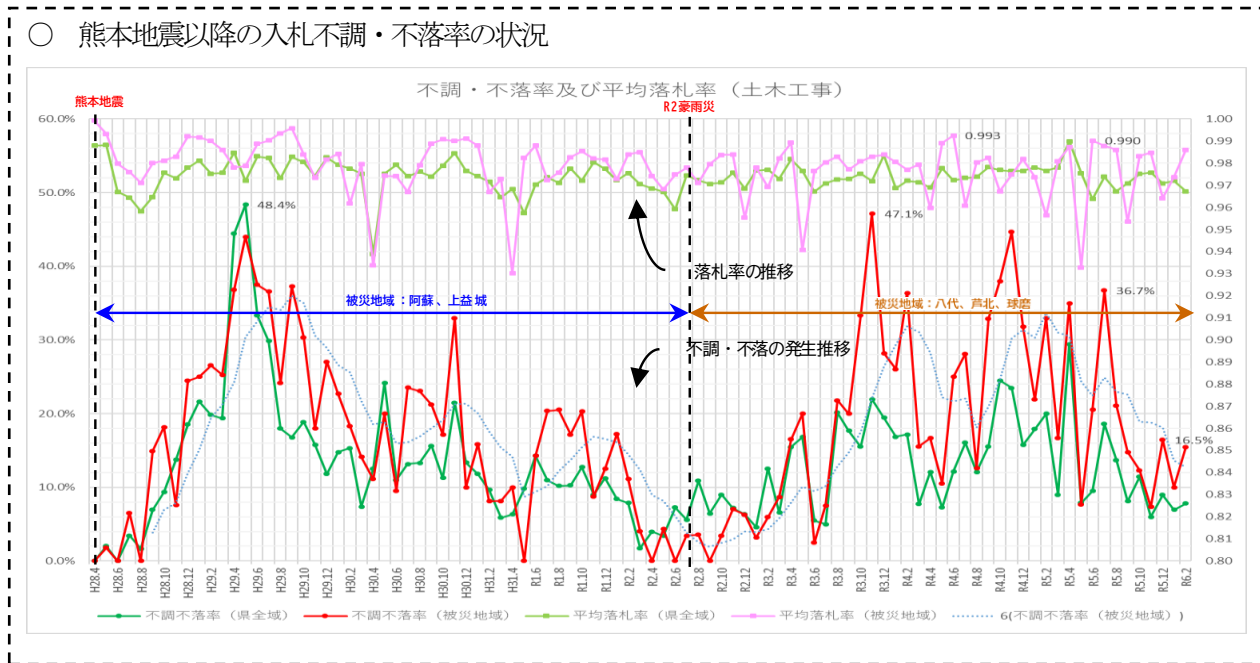
復旧状況（令和5年6月完了）

県管理の万江川（山江村）における復旧状況

2 熊本地震からの復旧・復興工事が収束を迎える矢先での県南地域を中心とした令和2年7月豪雨災害対応や、半導体関連産業の工場建設の影響も加わり、技術者、労働者不足や資材調達環境の悪化が継続している。さらに、TSMCをはじめとする半導体関連産業の集積に伴い、道路や下水道など社会インフラ整備を今後5年間で集中的に実施するため、より一層資機材確保の難航が予想される。

また、令和2年7月豪雨や令和5年梅雨前線豪雨による復旧・復興工事の本格化に加え、半導体関連企業集積地周辺の道路網整備に伴い、今後、数百万m³の掘削土砂搬出が見込まれており、慢性的なダンプトラック不足と捨土場所不足による土工全般の作業効率低下に伴う費用増大が懸念される。

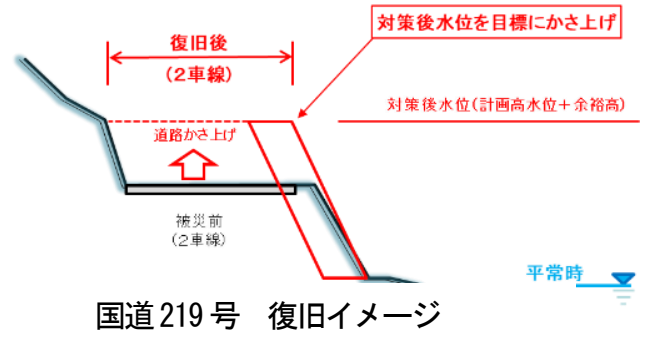
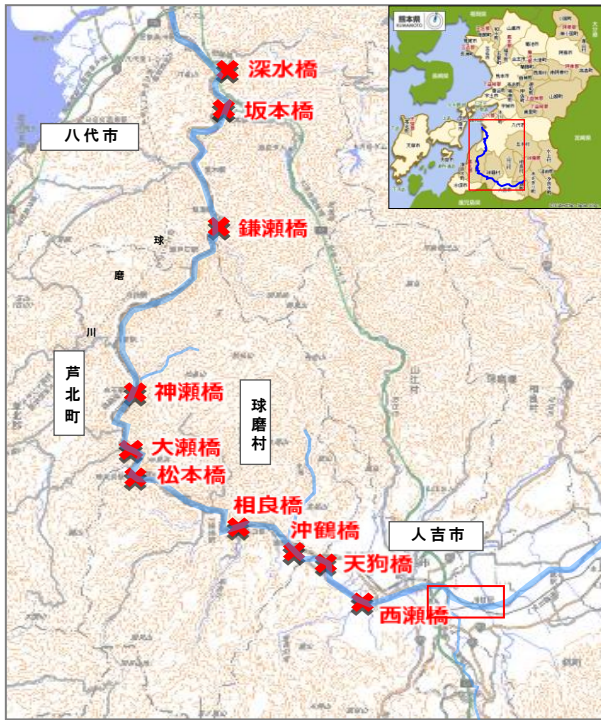
これまで、令和2年度から5回に渡る入札制度の改定を行い、様々な不調・不落対策に取り組んできたが、現在も不調不落が発生しているため、復旧工事の完了はもとより、政府が進める経済安全保障政策を円滑に進めるうえでも、円滑な施工体制の確保（確実な技術者、労働者及び資材等の確保と被災地域外企業の入札参加促進）の観点から、復興係数及び復興歩掛の継続が必要である。



3 豪雨により被災した球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町村道約 100 kmについては、国による直轄代行として復旧事業に取り組んでいただいている。

橋梁の本復旧については、令和5年2月に、西瀬橋が完成し、また、残り9橋について本格的な復旧工事が推進されている。

国道219号では、令和3年7月末に県道芦北球磨線の大野大橋から人吉方面の一般車両通行が可能となっており、現在、八代方面と人吉方面とをつなぐ道路ネットワークの確保に向けて着実に復旧工事が進んでいる。また、令和4年3月には、国道219号及び対岸道路について、リダンダンシーの確保や集落の孤立を回避する復旧方針が示され、創造的復興へ向けた取組みが着々と進められている。



国道219号 復旧イメージ



国道219号 鎌瀬橋施工状況
(令和6年4月)

4 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和6年度は、八代復興事務所に職員37人を配置していただいている。

今後も気候変動の影響により、大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化が必要である。

被災地の産業復興に対する支援

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- 1 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」による被災企業等の復興に係る予算の確保
- 2 農林水産業関連施設の早期復旧に向けた所要額の確保と柔軟な事業実施への配慮
- 3 観光関連産業の復興に向けた支援の継続

【提案・要望の内容】

- 1 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」について、次年度以降の事業実施にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。
- 2 農林水産業の復旧・復興に向けて、令和7年度以降も事業に取り組む必要があるため令和6年度補正予算や令和7年度当初予算等において、復旧・復興に必要な予算の確保等をお願いしたい。また、長期化している事業の進捗状況に応じて、繰越や計画変更の要件緩和など、柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、県としても重点交付金を活用した観光需要回復支援事業や「人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略」に基づき、地域資源を活かした観光地域づくりなどを実施してきたが、被災地の復興には継続的な取組を要することから、国による支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公共事業の影響など本人の責によらないやむを得ない事情によって令和7年度以降の申請とならざるを得ない事業者や、令和5年度までに交付決定した事業者の中に建設資材や設備の供給遅れなどにより令和6年度中に復旧が完了しない事業者が存在することが想定されることから、すべての被災事業者の再建が完了するまで必要な予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。
- 2 令和2年7月豪雨による農林水産業への被害額は、約1,019億円にも及ぶ状況であり、現在も国から措置いただいた支援策を活用し、緑の流域治水の理念の下、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいるところであるが、不調・不落の発生や河川工事等との工程の調整を要し、復旧工事が完了するまで長期間を要するため、復旧工事の進捗に合わせた十分な予算の確保が必要である。
また、残工事の多くが大規模な農業用施設や山間地の治山・林道施設で、現場で不測の事態が生じる可能性があることから、予算の繰越や計画変更の要件緩和など、状況に応じた柔軟な対応が必要である。
- 3 JR肥薩線の運休や基幹国道である219号の一部不通など交通アクセスの復旧などは道半ばであり、災害からの復興を成し遂げるには、まだ時間を要する。
被災した宿泊施設は概ね再開を果たしたが、宿泊者数は戻り切れておらず、被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、未だ復興には至っていない。

【被災地の観光産業支援の取組状況】

項 目	活用している補助金等
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地を対象とした観光需要回復支援 ・被災地域の受入環境整備 	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の賑わい創出や誘客促進の取組支援 ・被災地域の受入環境整備や体験型旅行商品の造成支援 	デジタル田園都市国家構想交付金
球磨焼酎リブランディングの取組支援	酒類業振興支援事業費補助金〔国税庁〕
	日本産酒類海外展開支援事業費補助金〔国税庁〕

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための特別な財政措置の継続
- 2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 熊本城の復旧事業に係る財政支援の継続
 - (2) 大切畑ダムの復旧事業
 - (3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業
 - (4) 益城町の復旧・復興を加速させるまちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

【現状・課題・要望内容等】

- 1 復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。
熊本の将来の発展に向けて、創造的復興を加速するため、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。

2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等

(1) 熊本城の復旧事業

復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧完了は令和34年度（2052年度）となる見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援をお願いしたい。

項目	現行制度	要望内容
熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続	①建造物保存修理事業：90% （通常65%＋災害復旧20%嵩上げ＋5%嵩上げ） ②史跡整備事業：75% （通常50%＋災害復旧20%嵩上げ＋5%嵩上げ）	熊本城の復旧終了まで、災害復旧20%と5%嵩上げの継続的な財政支援

(2) 大切畑ダムの復旧事業

令和8年度供用開始に向け、着実に工事を進める必要があるため、令和6年度以降も引き続き十分な予算確保をお願いしたい。

(3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業

入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、通常の公営住宅等整備事業等と同様に社会資本整備総合交付金事業により財政措置されるが、配分率が低下すると、市町村に過度な負担が生じる。

また、災害公営住宅建設に係る起債の償還も必要となることから、市町村における財政負担軽減のため、家賃低廉化事業に係る十分な予算の確保を引き続きお願いしたい。

(4) 益城町の復興まちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、県が町に代わって施行する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（約28.3ha：467画地）は、令和9年度の事業完了に向け、約9割の仮換地指定が完了し、また、益城中央線街路整備事業（県道熊本高森線4車線化、約3.2km）は、令和7年度末の全線供用に向け、残る1名の土地収用手続きを行うなど、其々、着実に事業は進んでいる。

町においても、街路事業による幹線道路整備や都市防災総合推進事業による避難路や避難地等の整備を進めており、さらに、これら道路ネットワークをはじめとするインフラ整備と合わせて、まちづくり会社による「にぎわいの核施設」の整備等を官民連携して進めている。

被災市街地における生活再建が着実に進められるよう、熊本地震からの創造的復興に関する取組みは、計画期間内に確実に完了する必要があることから、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の支援をお願いしたい。



益城中央被災市街地復興土地区画整理事業



益城中央線街路整備事業

半導体生産拠点に対する支援

要望事項

【経済産業省】

半導体生産拠点に対する補助事業の継続及び拡充等の財政的支援

【要望内容】

国が実施する半導体の安定供給確保に向けた取組みについて、既存の補助制度の継続及び必要な予算の確保とともに、より幅広い生産拠点が補助対象となるよう要件を緩和する等、財政面での強力な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 まず、本県への立地が決定したJASMIに対しては、今後、県内での第3工場の立地も見据えて誘致活動に取り組んでいる。半導体を巡る経済安全保障の強化という意味において、国内での継続投資について大きな期待が寄せられているところであり、補助制度の継続とともに必要な予算の確保を引き続きお願いしたい。
- 2 次に、需要の増加や地政学的な問題による半導体不足の影響により、半導体サプライチェーンの脆弱性が国民生活に影響を与えるリスクが明らかになる中、半導体、製造装置、部素材及び原料生産拠点の設備投資に対する補助制度が国において設けられている。しかし、令和4年度補正予算（経済産業省）において予算化された、「経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靱化支援事業」では、県内では、例えば、昨年度三菱電機が計画していたパワー半導体への投資（総額1,000億円）については、事業費2,000億円以上という要件が厳しく、補助対象となっていない。令和5年度補正予算（経済産業省）においても、同事業を予算化いただいているが、半導体の安定的な供給のために、補助制度の要件を緩和いただくなど、より幅広い生産拠点への支援をお願いするとともに、今後の三菱電機等による追加投資を後押しするため、優先採択等により積極的に支援いただきたい。
- 3 また、本県に立地しているソニーセミコンダクタマニュファクチャリングはJASMIのロジックICの大口の需要家でもあり、同社が生産するセンサデバイスはJASMIのロジックICと併せてスマートフォンに採用されるなど重要な生産拠点である。中長期的には、日本が目指すべき安全安心な未来社会を実現するため、Society 5.0を実現するキーデバイスとなるべく医療、自動運転、スマートファクトリー、スマートシティ向けのイメージセンサの量産技術を確立し量産していく方針であり、経済安全保障の観点からも重要である。今後本県における追加投資が期待されており、こちらについても、既存の補助制度における優先採択等により積極的に支援いただきたい。
- 4 半導体工場の建設には多額の投資が必要となるが、その分、投資のリターンや経済効果も大きく、税収の増加にも寄与している。雇用効果も大きく、地域の活性化が期待できるため、県としては半導体関連産業の更なる集積を図っている。一方で、半導体産業はシリコンサイクルが激しく、企業は慎重になりがちであり、大胆な投資判断が非常に困難である。企業の積極投資を後押しするためにも、幅広い企業に支援し、国内サプライチェーンの強靱化を後押し頂きたい。

産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援

要望事項	【厚生労働省】
職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設（熊本県立技術短期大学校）における半導体関連産業の人材育成への財政支援の継続	

【要望内容】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設（熊本県立技術短期大学校）における半導体関連産業の人材育成に要する経費（ソフト経費（講師人件費、外部講師謝金等）、ハード経費（設備整備等））に対して、離職者等職業訓練費交付金（運営費交付金）や職業能力開発校設備整備費等補助金（施設整備費等補助金）の十分な予算確保など、引き続き財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

国家プロジェクトであるTSMCの進出を契機として、半導体関連の人材需要はますます増大しているため、本県では、令和6年4月から熊本県立技術短期大学校に「半導体技術科」を開設したところである。令和5年度及び令和6年度においては、学科新設に必要なハード経費（実習施設・設備整備等）に対する職業能力開発校設備整備費等補助金の予算確保など、御配慮いただいているところである。

半導体技術科における実習設備の整備は、3年計画（令和5年度～令和7年度）で進めていくこととしており、令和7年度も、必要な実習設備等を計画的に導入する予定である。

今後、我が国の経済安全保障の一翼を担うため、現場の即戦力を養成する熊本県立技術短期大学校においても、半導体関連産業の人材育成が急務であり、同校の「半導体技術科」に要する経費（ソフト経費、ハード経費）が必須であることから、引き続き国の財政支援が必要である。

熊本県立技術短期大学校において育成する人材像

半導体製造と半導体製造装置に関する技能・技術を有する電子及び機械の実践技術者

《学 科》	《想定する進路》
精密機械技術科	機械設計、CAD・CAM技術者、精密加工
機械システム技術科	機器設計・制作、工場保全、生産管理
電子情報技術科	回路設計、電子部品の生産管理
情報システム技術科	プログラマー、システムエンジニア、カスタムエンジニア
新設 半導体技術科	製造のプロセスエンジニア、製造装置のフィールドエンジニア

経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の 集積促進に向けた道路整備推進

要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、国土交通省】

1 中九州横断道路の整備推進

2 半導体関連産業の集積に伴う交通渋滞解消に向けた道路整備への財政的支援

【要望内容】

- 1 中九州横断道路は、本県のみならず九州全体の産業や地域の活性化、観光振興に資することとともに、地域間の物流を担う路線であるため、「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）の有料道路事業の導入検討及び早期事業化、「大津熊本道路」の早期完成に向けた有料道路事業の導入検討及び事業加速化、「大津道路」の事業推進、及びこれらに関する予算の重点確保について、特段の御配慮をお願いしたい。
- 2 TSMCをはじめとする半導体関連産業の集積には、道路ネットワークの整備が必要不可欠であり、国及び県、周辺市町が連携し、時間的緊迫性をもって進めることが重要である。
このため、県が進める道路整備の加速化に加えて、中九州横断道路と企業集積地を直接結ぶ道路の整備など抜本的対策が必要であり、今後の半導体関連産業の集積を踏まえた交通渋滞解消に必要な予算確保について、昨年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」の重点配分など、引き続き、国による最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 世界的半導体企業であるTSMCの進出を契機として新生シリコンアイランド九州を実現させ、その効果を日本全体に波及させるためには、横軸となる中九州横断道路の整備を更に加速させる必要がある。
- 2 世界的半導体企業であるTSMCが進出するセミコンテクノパーク周辺地域は、従前より、通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生しており、県及び周辺市町においては、半導体関連企業の集積に伴い、新たに発生する交通需要に対応するため、将来の基幹となる道路ネットワークの中から優先度の高い路線を選定し、集中的に整備を進めている。
そうした中、当該地域では、本年2月にJASMCの第1工場が開所し、さらに隣接地に第2工場の建設が決定するなど、更なる企業集積の進展が見込まれる。このため、中九州横断道路や、県が進める道路整備の加速化に加えて、中九州横断道路と企業集積地を直接結ぶ道路の整備など、抜本的な対策が必要な状況にある。
今後、国家プロジェクトであるTSMCの進出を契機とした「新生シリコンアイランド九州」の実現につなげ、その効果を九州はもとより日本全体に波及させるためには、周辺道路整備を集中的に進め、半導体生産拠点に関連する物流の効率化・人流の円滑化を図る必要がある。
県としては、交通渋滞解消に向けた抜本的対策として、令和10年度内の供用目標を示すとともに、概ね10年以内を目途に周辺の道路整備を集中的に進める必要があると考えており、安定的な財源の確保が極めて重要である。このような状況を勘案し、国において、昨年度、必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設していただいております。この交付金の重点配分など、引き続き、最大限の財政支援が不可欠である。



セミコンテックノパーク周辺の渋滞状況（国道57号）



セミコンテックノパーク周辺の渋滞状況（菊陽町道）



※本図は現時点におけるイメージであり、位置や範囲など今後変更になる可能性があります

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線機能強化への特別な財政支援

要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、国土交通省】

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備及びJR豊肥本線機能強化に対する財政支援

【要望内容】

半導体関連企業の集積拠点における公共交通の充実、強化を図るため、「空港アクセス鉄道の整備」及び「JR豊肥本線の機能強化」を進めていくこととしている。

こうした取組みは道路整備と同様に、半導体関連企業集積拠点地域での渋滞を緩和し、交通の円滑化に資するものであることから、これらの事業を国家戦略の実現に必要なインフラ整備として位置づけ、鉄道整備を「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」の対象とするとともに、本事業の意義を鑑みた最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

○現状と課題

- ・シリコンアイランド九州の中心地としての拠点性を高める視点も併せ持って、長年の懸案であった空港アクセスの改善検討を実施。
- ・令和4年12月には、JR豊肥本線肥後大津駅と空港とを結ぶ「肥後大津ルート」での整備方針を決定し、令和9年度の工事着手を目標に、具体のルート線形等の検討に着手している。
- ・空港アクセス鉄道の整備により、熊本市中心部から空港間のアクセス改善に加え、JR豊肥本線の将来的な利便性の向上を図り、鉄道沿線での居住誘導を推進。半導体関連企業従業員の職住近接、公共交通利用を促進する。
- ・JASMが立地するセミコンテクノパーク周辺では従前より通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生している状況。渋滞解消に向けて、JR豊肥本線の最寄り駅からは通勤バスが運行されており、半導体関連企業従業員の通勤手段の一つとなっている。
- ・しかしながら、JR豊肥本線は朝夕の通勤、通学時間帯での混雑が常態化しており、接続する空港アクセス鉄道の速達性向上を図る上でも、今後の輸送力の改善、機能の強化は必須の状況。
- ・「空港アクセス鉄道の整備」と「JR豊肥本線の機能強化」は半導体関連企業集積拠点における渋滞混雑緩和に向けて相乗効果をもたらす取組みであり、課題の解決に向け、県と地元市町、JR九州が一体となって取組みを進めることとしている。

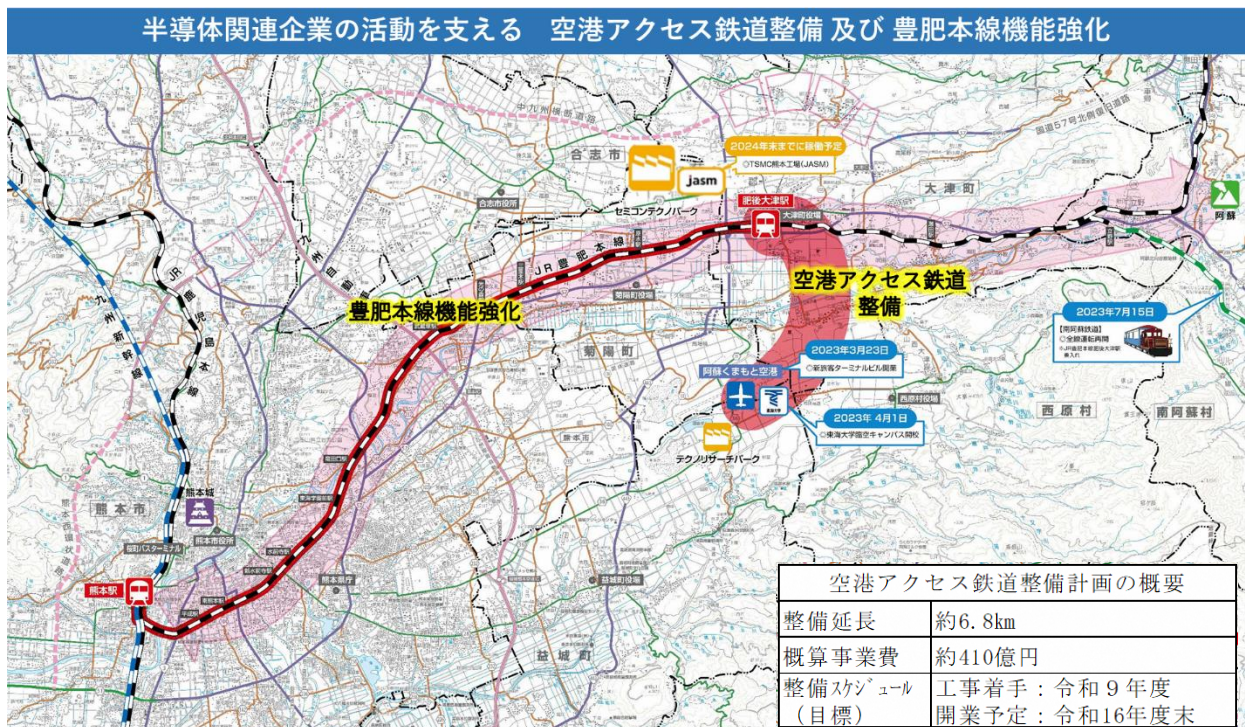


JR豊肥本線の混雑状況

参考：検討中の事業

整備内容	効果	整備時期
車両増備	混雑緩和	短期（5年以内）
行違い施設・同時進入化	列車本数増強、高速化	短期
新駅整備（菊陽町）	職住近接、利用環境向上	短期
空港アクセス鉄道整備	利用環境向上	中期（15年以内）
部分複線化	列車本数増強、高速化	中期

参考：概略位置図



阿蘇くまもと空港の機能強化

要望事項	【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】
1 空港機能強化の一環としてのC I Q体制の充実・強化 2 航空機地上支援業務（グランドハンドリング）に係る体制整備の支援等	

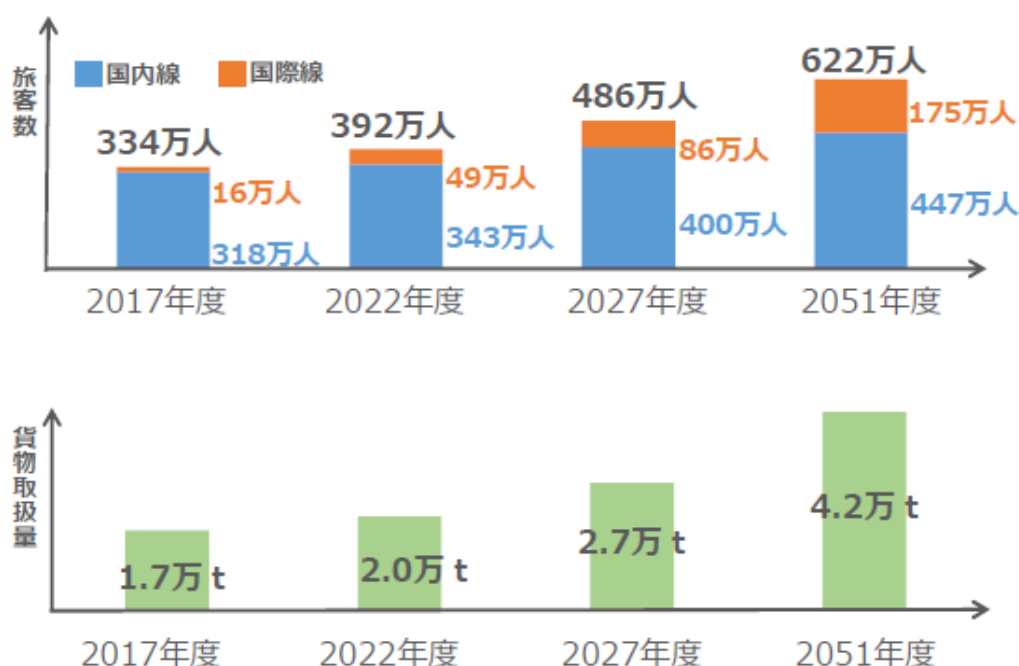
【要望内容】

- 阿蘇くまもと空港では、新型コロナウイルス感染症収束後、空港運営会社によるエアライン誘致の加速化やT SMC進出による波及効果等により、人流・物流の増加が見込まれるため、円滑な出入国手続きや国際航空貨物の取扱いのために、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、充実・強化をお願いしたい。
- 現在、阿蘇くまもと空港を含む地方空港において、航空機の離発着に不可欠な航空機地上支援業務（グランドハンドリング）の人材不足が顕著となっており、国による積極的な支援等の実施を早急をお願いしたい。

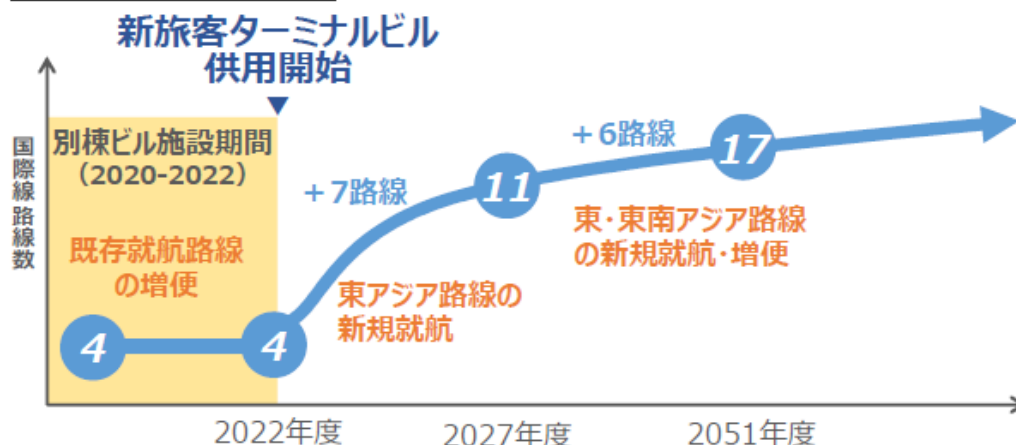
【現状・課題】

- 現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、令和5年1月の韓国路線の復便を皮切りに、令和5年9月からの台湾（台北）路線の新規就航、令和5年11月からの香港線の復便、新規就航など国際路線ネットワークが順調に回復（台湾（高雄線）が運休中）している。コロナ収束後、空港運営会社は、将来目標（2051年度国際線17路線、利用者数175万人）を達成するため、エアライン誘致を加速化させることとしている。また、T SMCの熊本進出により、国内外の人流・物流の増加が見込まれ、C I Q体制の充実・強化が必要である。

旅客数・貨物取扱量の目標値



国際線の想定就航路線数



※熊本国際空港株式会社マスタープランより抜粋

2 航空機地上支援業務（グラウンドハンドリング）は航空機の離発着に不可欠であるが、コロナ禍での離職者の急増、厳しい労働環境等による採用競争力の低下等により、人材不足が顕著となっており、特に地方空港において国際線の復便や新規路線就航のボトルネックとなっている。

現在、国土交通省の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」により、体制整備のあり方等について検討が行われているが、早期の国際線充実のためにも、関係機関が連携した実効性のある支援が必要である。

空港業務(グラハン・保安検査)に関する現状



- 空港業務（グラハン・保安検査）は飛行機の発着陸に不可欠であるが、厳しい労働環境等により、**コロナ前から人材不足が懸念**されていた。
- その後、コロナによって航空需要が激減したことで、コロナ禍によって「**脆弱な業界**」というイメージが定着。**若者等から敬遠**されてしまっていることにより、離職者の急増、採用競争力の低下という課題に直面している。
- 地方空港等においても国際線を円滑に復便していくためには、これまで以上に**人材確保・育成、生産性向上を推進**していくことが必要。

人材不足の現状

【グラウンドハンドリング作業員】

- ・コロナ前と比べて、作業員数は**約1～2割減少**している。
- ・コロナ前から人材不足が懸念されていた**ランブ部門だけでなく、旅客部門の人員減少も顕著**になっている。

【保安検査員】

- ・コロナ前と比べて、検査員数は**約2割減少**している。

【航空専門学校の入学者】

- ・コロナ前と比べて、入学者数は**約4割減少**している。

【参考】グラウンドハンドリング業務の例



【参考】保安検査業務の例



15

熊本港の整備推進

要望事項

【国土交通省】

半導体関連産業の物流を支える耐震強化岸壁の整備推進

【要望内容】

熊本都市圏の物流拠点である熊本港は、中九州横断道路等の整備進捗により半導体関連産業集積地と直接結ばれることで、今年10月に操業開始する世界的半導体企業TSMCや関連企業を含む物流需要への期待がある。また、神戸港を結ぶ国際フィーダー定期航路が就航しており、物流需要の増大が期待されている。

熊本地震の経験と日本の経済安全保障の観点から、地震等大規模災害時においても背後圏企業のサプライチェーンを維持していくため、港湾予算の更なる拡充と耐震強化岸壁の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

現在、熊本港の背後圏では、TSMCの進出を機に半導体関連産業の集積や設備投資が活発化しており、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワーク整備が進むなか、熊本港の物流拠点としての重要性が高まっている。加えて、令和5年4月からは熊本港と神戸港を結ぶ新たな国際フィーダー航路が就航し、神戸港を経由したグローバルな海上輸送も可能となったことで、熊本港のコンテナ取扱量は増加傾向である。一方で、今後も増加が見込まれる物流需要に対して、既存岸壁の取扱能力だけでは十分対応できないことが想定される。

港湾が、企業のBCPについては日本の経済安全保障の観点から、大規模災害時にも半導体サプライチェーンを維持し、物流・防災拠点として背後圏企業の事業継続を支援していくためには、港湾予算の更なる拡充が必要であり、熊本港においては、取扱貨物の増大と防災機能の強化のため、耐震強化岸壁の整備を推進する必要がある。



【熊本港と企業集積地間の道路ネットワーク】



【国際フィーダー定期航路】



【半導体向け溶剤用コンテナ】

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省】

要望事項

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への財政的・技術的支援

【要望内容】

半導体の国内安定供給の基盤を強化するため、集積に伴い増加する工場からの排水を適正かつ確実に処理する特定公共下水道事業について、昨年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による重点配分など、所要の財政措置を講じていただくとともに、技術的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

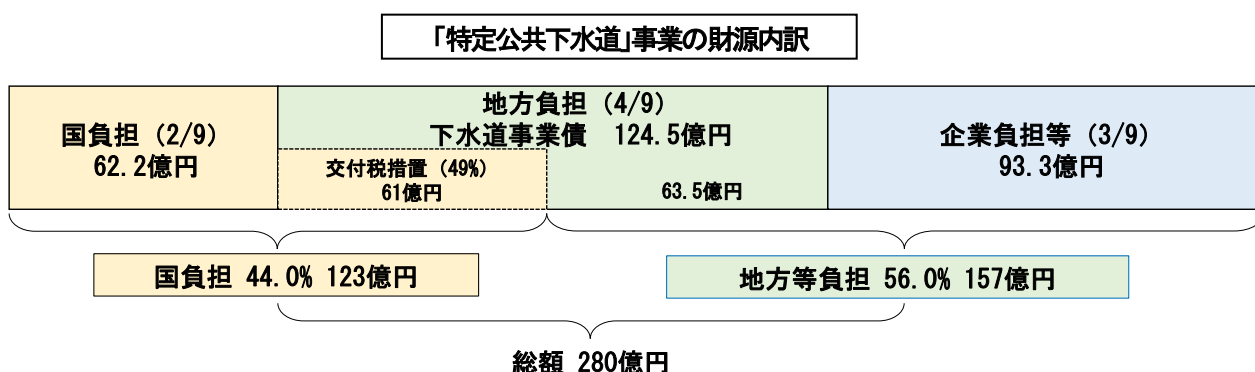
世界的半導体企業であるTSMCが進出するセミコンテックパーク周辺地域では、本年2月にJASMの第1工場が開所し、さらに隣接地に第2工場の建設が決定するなど、今後、更なる企業集積に伴う工場排水の増加が見込まれている。

一方、既存処理場の能力不足が懸念されていることから、工場排水に対応する新たな処理場の整備が必要になる。

そのため、昨年度から工場排水を処理するための下水道事業である特定公共下水道事業について、当該箇所への新規採択を認めていただいたところ。

事業実施に際して、企業の操業までの限られた期間で大規模な下水道施設の整備が必要となる。このような状況を勘案し、国において、昨年度必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設いただいております。引き続き、最大限の財政支援が不可欠である。

また、本県初の特定公共下水道による処理場整備となるため、生活排水と性状が異なる工場排水の適切かつ確実な処理方法や、官民連携による効率的かつ効果的な事業手法等について、技術的な支援が必要。



半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

要望事項

半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給に伴う浄水場等の整備に対する財政支援の継続

【要望内容】

半導体の国内安定供給に資する工場の進出に対し、地下水のみに頼らない豊富で低廉な工業用水の新規供給に必要な浄水場の建設、管路整備等の大規模施設整備に対して、引き続き格別の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 J A S M第1工場が立地する熊本県北部においては、ソニーグループの土地取得やJ A S M第2工場の進出決定など半導体関連企業集積の動きがさらに活発化。一方で、局地的な地下水採取量の大幅増加による地下水位低下等への影響が懸念されている。
- 2 こうした中、河川水を水源とする有明工業用水道の未利用水を活用した工業用水供給を事業化。
- 3 民間活力の活用や既設の農業用パイプラインの利用によりコスト縮減や工期短縮を図るものの、浄水場等の整備には多額の初期投資を要し、供給単価が高額となることから、国による継続的な財政支援が不可欠。
- 4 地域産業構造転換インフラ整備推進交付金が創設され、本県が行う工業用水道の整備が支援対象とされたところであり、半導体の安定供給確保に向けた国家プロジェクトの一環として、引き続き、国を挙げての最大限の財政支援をお願いしたい。

事業概要	施設整備内容	浄水場、浄水場と既設パイプライン等を結ぶ管路 等
	概算事業費	約 150 億円



竜門ダム



上の原浄水場

外国人材の受入環境整備

要望事項	【法務省、文部科学省】
<ol style="list-style-type: none"> 1 増加する在留外国人に対し、県や市町村が実施する一元的相談窓口運営や日本語教育等に対する継続的で十分な財政支援 2 多文化共生社会実現に向けた市町村の受入環境整備への支援 3 外国人材の就労に係る在留資格認定証明書交付申請の審査体制の充実・強化 	

【要望内容】

- 1 TSMCの熊本進出に伴い、台湾をはじめとする海外からの外国人の来熊が増加し、今後も更なる増加が見込まれていることから、県や市町村が実施する一元的相談窓口の運営や日本語教育等の取組強化が必要であり、国による継続的で十分な財政支援をお願いしたい。
- 2 在留外国人の増加により、県内の各市町村において、外国人が安心して働き生活していくための受入環境整備や、外国人との多文化共生への取組みを積極的に推進することが求められており、国による支援をお願いしたい。
- 3 半導体関連産業や在住台湾人向けサービス等に従事するために入国する台湾をはじめとする外国人材の在留資格認定証明書交付申請の審査について、円滑かつ迅速になされるよう体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 昨年夏から秋にかけてTSMC社員の県内赴任が本格化し、これまでにTSMC社員及びその家族約700名が熊本へ転入された。関係者からの生活全般に関する相談や問合せに対応するため、令和5年8月から、本県の外国人サポートセンターに「台湾相談ホットライン」を設置。同センターの運営には国の外国人受入環境整備交付金を活用しており、継続的な財政支援が必要である。
- 2 外国人労働者の受入拡大に伴い、増加してきた在留外国人は、TSMCの進出に伴い更なる増加が見込まれている。県では、地域住民と在留外国人がともに安心して生活できる多文化共生のまちづくりを進めるため、市町村による「外国人受入連絡協議会」の設置支援を実施している。今後、県及び市町村におけるこうした取組に係る負担が増大する見込み。

【法務省入国管理局 在留外国人統計 毎年12月末現在】※R5年のみ6月末現在（単位：人）						
	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
全国	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,223,858
熊本県	15,576	17,942	17,751	16,686	20,660	22,318
(外国人割合)	0.89%	1.03%	1.02%	0.97%	1.19%	1.31%
ベトナム	4,877	6,178	6,396	5,804	6,251	6,387
フィリピン	2,286	2,661	2,536	2,523	3,044	3,304
中国	3,842	3,856	3,645	3,238	3,201	3,246
インドネシア	498	690	690	652	1,577	2,013
ネパール	349	424	507	581	1,069	1,272
カンボジア	355	498	575	542	1,112	1,246
韓国・朝鮮	1,078	1,096	999	892	949	1057
台湾	294	295	221	183	349	511
米国	356	367	352	363	394	404
タイ	298	347	326	304	377	394
イギリス	110	117	99	103	108	108
フランス	45	52	35	34	44	45

3 熊本労働局によると令和5年10月時点の県内外国人労働者数が調査開始以来過去最高を記録するなど、外国人労働者は増加している。在留資格認定証明書交付申請の審査について、就労を目的とした在留資格の場合、雇用先企業の経営状況や事業計画の確認のため、相応の日数を要するが、近年、その日数が長期化傾向にある。加えて、今後、本県においてはTSMC第2工場の立地等による半導体産業の更なる集積が進み、関連産業や在住台湾人向けサービス等に従事するために入国する台湾人をはじめとする外国人材の増加も見込まれるため、在留資格認定証明書交付申請の円滑かつ迅速な審査が必要である。

【就労を目的とする主な在留資格の在留資格認定証明書交付申請に係る処理期間（日数）】 出典：出入国在留管理庁

在留資格	令和4年度				令和5年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
技術・人文知識・国際業務	38.9	36.2	43.6	40.2	50.2	53	59.8	58.2
特定技能1号	64.1	64.7	70.2	78	70.7	61.7	62.1	64.2
企業内転勤	31.6	27.6	35.3	32.9	41	34.8	40.2	39.9

教育環境の整備と人材確保

要望事項	【文部科学省】
<ol style="list-style-type: none">1 外国人児童生徒の教育環境整備に対する財政支援2 教育支援体制整備事業費補助金に係る事業費の確保3 私立学校の外部スタッフの配置経費への補助制度の拡充4 熊本大学附属小・中学校の教育環境整備に対する支援	

【要望内容】

- 1 外国人児童生徒に対応するための公・私立学校等における教職員の配置増に必要な措置（加配等）、支援員等の配置及び施設整備等の教育環境整備に対する補助制度創設等の財政支援をお願いしたい。
- 2 高校生キャリアサポート事業に伴う教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。
- 3 私立学校における業務支援員などの外部スタッフの配置経費への補助制度である経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）の拡充をお願いしたい。
- 4 国際教育環境の充実に向け、教員や支援員の人材確保・養成の取組に係る支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 TSMCからの出向者が家族とともに数多く来熊し、外国人児童生徒が急増している。これらの児童生徒に適切な支援を行うため、公立学校においては教職員の適正配置、市町村教育委員会による支援員及び通訳の確保、日本語指導者の養成や、市町村直接申請を可能とするよう支援員配置に係る補助制度を見直すなどの教育環境整備に対する財政支援が必要である。
また、私立学校・各種学校等においては、英語等外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められ、人員配置費用や研修及び施設整備などの教育環境整備に対する財政支援が必要である。本県においては、臨時的に必要な経費を対象として、独自の補助を行っているが、なお学校の負担が大きく、支援の拡充が必要である。
- 2 TSMCの本県進出に伴い、幅広い県内産業からの高卒求人が増加しており、県としては、本事業による高校生への就職支援の充実により、半導体関連産業をはじめとした県内企業への理解を促進し、県内就職率の向上を図っている。しかしながら、補助額は総事業費の1/9に満たない状況が続いており、事業の実施に支障をきたしている。半導体関連産業を支える人材の育成及び確保のため、本補助金の満額交付が必要不可欠である。
- 3 半導体関連産業の人材を育成するため、私立学校において新たに専門的知識を有する非常勤講師などの外部スタッフを配置する場合、その経費に対する経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）の上限額（最大45万円）が、当該私立学校の負担に比べ十分ではなく、補助制度の拡充が必要である。

4 熊本大学では、附属小・中学校における外国人児童生徒の受け入れや国際クラスの設置等を見据え、地域課題を解決するためのカリキュラム改革等に取り組む意向である。

このことは、本県はもとより我が国の国際教育環境の充実に大きく貢献するものと認識しているが、熊本大学のみでの実現は困難であり、教員や支援員の人材確保・養成等が喫緊の課題となっている。

県としても、これらの課題に熊本大学と連携して取り組んでいるところであり、国においても、国際クラス設置に対する人的・財政的支援をお願いしたい。

再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援

要望事項

【経済産業省、環境省】

- 1 RE100 を目指す県内企業に対し、再生可能エネルギー発電施設から最大限の電力供給が可能となる電力システムの強化
- 2 水素の社会実装に向けた基盤整備等の支援

【要望内容】

1 RE100 を目指す製造業等に再エネ電力を確実に供給できるよう、再エネ導入の最大の隘路となっている送電システムの容量不足という課題解決に向けて、民間事業者による送電線整備の負担軽減や国による電力系統増強の優先実施をお願いしたい。

2 TSMCの進出を契機として、半導体製造にも必要で、使用時にCO²を排出しない「水素」の需要の高まりが見込まれる。再エネ由来の余剰エネルギーを水素で貯蔵するための基盤整備や、FCVの普及につながる水素ステーションの拡大等、水素の利活用を促進する体制の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

1 本県においては、製造業、特に半導体・自動車関連を中心に集積が高く、これらの産業は経済安全保障上重要であり、その安定的操業が求められる。また、このような製造業においては、サプライチェーン全体でCO₂排出削減を求められるなど、再エネ電力需要が多い。今後、RE100 を目指す企業の進出等による更なる需要の高まりも見込まれている。一方、県内に開発を予定している再生可能エネルギー施設は多く、供給面では高いポテンシャルを有しているものの、本県小国町での地熱発電や令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域のように送電システムの容量不足により、需要地に供給できないなど、ポテンシャルを十分に活かしきれずにいる。

送電システムの容量不足の原因として、山間地域等ではもともと送電線の容量が小さく、新たに再エネ電源を送電するためには送配電会社等による系統増強工事が必要となる。地方部における再エネの活用を加速し、エネルギーの地産地消を実現していくためには、こうした課題の速やかな解消が重要である。

2 RE100 宣言企業であるTSMCをはじめ、半導体関連企業の進出による再エネ需要が高まる一方、出力制限時の太陽光発電など、余剰となる再エネの有効活用が課題となっている。

この点について、太陽光発電などの余剰電力を利用して水素を製造・貯蔵すれば、必要時に電気に変換し、電力需給を調整することが可能となる。

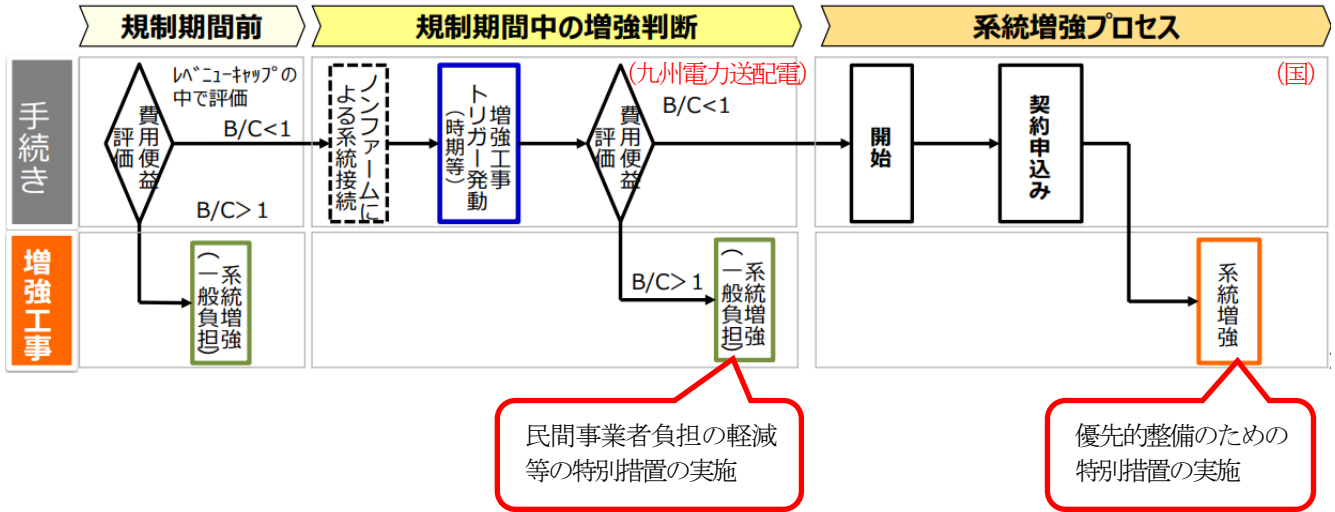
太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有するものの、送電システムが脆弱な本県において、再エネ発電の余剰電力を有効活用し、水素を製造する基盤の構築が急務である。

また、水素の利活用促進や関連産業の創出に向けて、九州・山口各県と連携して、燃料電池トラックの活用を検討しているが、本県には商用水素ステーションが1箇所しかないなど、水素を活用するためのインフラのネットワークは脆弱であり、水素の社会実装の実現に向けて、国をあげた体制構築が必要である。

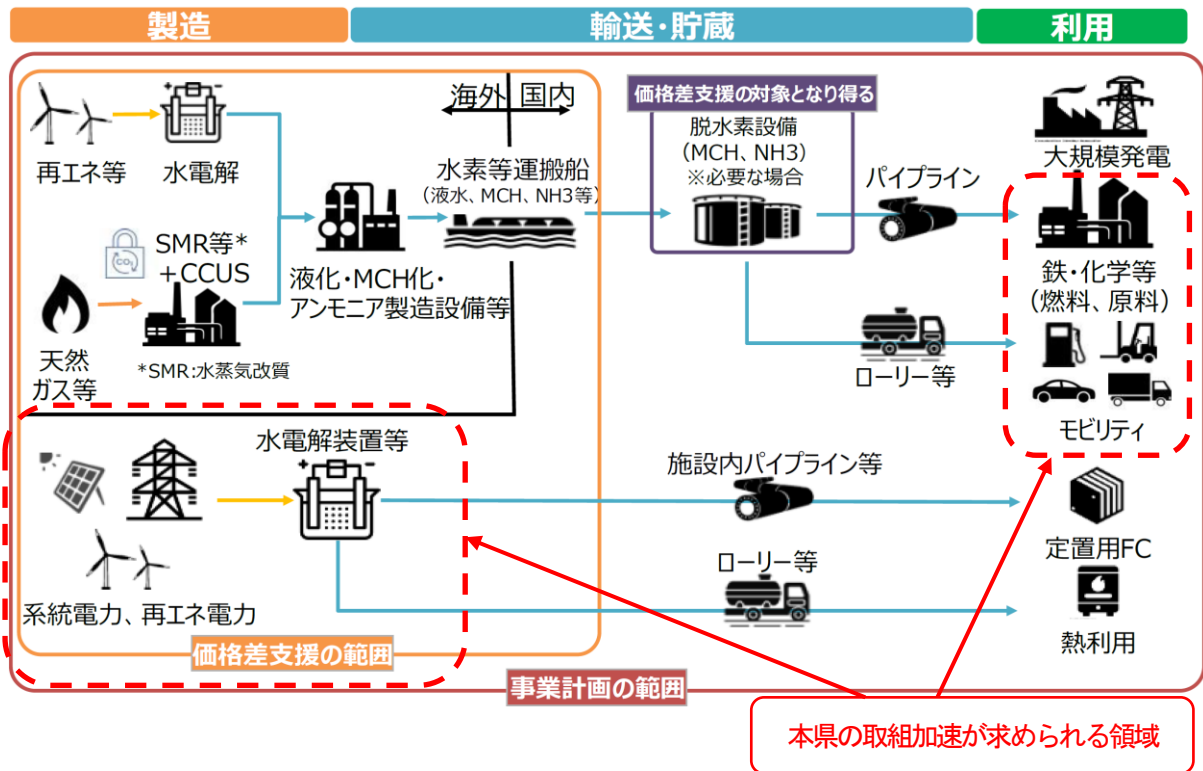
【参考資料】

1 第45回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料より抜粋

＜系統増強プロセスの概要＞



2 R6.1.29 水素に係る政府支援制度「中間とりまとめ」より抜粋



代替農地での営農継続支援

要望事項	【農林水産省】
<ol style="list-style-type: none">1 代替農地の耕作条件改善及び基盤整備の支援2 代替農地の確保を行うための安定的かつ実効性のある事業展開への支援3 畜産農家の飼料増産・確保等の取組み継続に向けた予算の十分な確保と事業の柔軟な対応	

【要望内容】

- 1 代替農地において、遊休農地の解消や基盤整備などの新たに生じる営農継続対策について、必要な予算確保及び優先配分をお願いしたい。
遊休農地解消緊急対策事業においては、使用貸借に加え賃貸借の農地も対象とするなどの要件緩和や交付上限額の引き上げをお願いしたい。また、農業農村整備事業の費用対効果算定手法や農地中間管理機構関連農地整備事業の要件の見直しを講じていただきたい。
- 2 代替農地の早急な確保のため、市町村や農業委員会、農業公社等の体制整備及び活動の十分な予算確保をお願いしたい。
- 3 畜産が盛んで耕畜連携による飼料の増産・確保に意欲的に取り組む菊池地域では、半導体関連企業の集積に伴い、飼料用作物を生産する農地が減少することにより、畜産農家の飼料確保や堆肥の農地への利用の継続が困難となることが懸念。飼料の増産・確保の取組みが後退することないよう、耕畜連携強化に必要な予算確保をお願いしたい。
また、農地の急激な減少により影響を受ける機械導入事業等の取組主体が、今後も高い意欲を持って生産性の高い農畜産業に取り組めるよう、事業の成果検証に係る指標について柔軟な対応をとっていただきたい。

【現状・課題】

- 1 国家プロジェクトであるTSMCの進出を契機として、近隣の農地等へ半導体関連企業の集積が見込まれている。このような農地を借地して利用してきた農業者ほど影響が大きく、代替農地の確保による耕作面積や経営規模の維持につながる対応が急務である。
本県では、代替農地の確保のため、独自に農地マッチングの仕組みを構築しているが、遊休農地解消や基盤整備が必要な代替農地も多く、営農継続には耕作条件改善が必要である。
代替農地では、主に飼料用作物の作付が想定されるが、現行の農業農村整備事業の費用対効果算定手法では農業効果が上がりにくく、また、有効な手法である農地中間管理機構関連農地整備事業の要件である収益性の向上が難しい。飼料の国産化が食料安全保障の強化に貢献することを踏まえた見直しが必要である。
- 2 市町村や農業委員会等は、代替農地の確保に向けて、遊休農地調査、出し手と受け手の情報収集やマッチングなどを早急に取り組む必要があるため、必要な人員の確保等に必要な予算措置が不可欠である。
- 3 当該地域では、酪農家を中心とした畜産農家及びコントラクター等の外部支援組織がこれまで飼料の増産・利用に取り組んできたところであるが、半導体関連産業の進出に伴う借地面積の減少によって、飼料の生産及び尿混合排せつ物（スラリー）や堆肥の農地への利用に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。このため、国産飼料の増産及び堆肥の保管施設整備や広域流通に必要な機器導入など、耕畜連携の強化のための支援が不可欠である。
また、畜産クラスター事業を例に挙げると、収穫・調製用機械を導入する場合の成果目標が「自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加」等であり、農地が急激に減少する地域にあっては、事業参加が困難となるため、成果目標の新設や成果目標の途中変更など柔軟な対応が必要である。

デジタル田園都市国家構想の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

- 1 地方創生の実現に向けた地方の取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置
- 2 デジタル田園都市国家構想交付金による強力かつ継続的な財政支援
- 3 エリア・データ連携基盤の運用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組みを継続的かつ主体的に進めていくため、確実な地方財政措置をお願いしたい。また、地方財政計画上の「地方創生推進費」について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 地方創生の実現に向けた取組みを更に推進するため、デジタル田園都市国家構想交付金の安定的な確保を図るとともに、今後もデジタル技術の活用のみならず、地域の特性を活かした幅広い事業に活用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 デジタル田園都市国家構想の実現には、産学行政により創生されたデータが、広く連携、活用されることが重要である。地域におけるデジタル化、DXを支えるため地方自治体が構築するエリア・データ連携基盤（以下「基盤」という。）の維持・運営について、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県及び県内市町村が、地方版総合戦略に掲げた熊本の地方創生の取組みを着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興を含め、UIJターンの加速等による地方への移住定住の促進や関係人口の拡大などの取組みを着実に推進するためには、デジタル田園都市国家構想交付金の長期的かつ十分な財源の確保及び柔軟な制度運用が重要である。
- 3 デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）では、同構想を支えるハード・ソフトの基盤の一つとして、地方自治体に基盤の構築を求めている。本県では、県内自治体が共同で運用する県下共通の基盤を構築し、令和6年度から運用を開始している。現行制度上、基盤構築時には財政支援があるが、その後の維持、運営に対する支援がなく、運用費についても財政支援が必要である。

国土強靱化の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- 1 国土強靱化の推進に必要な予算総額の確保と地方財政措置の継続・拡充
- 2 国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

1 インフラ等の老朽化対策など、国土強靱化に向けて、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組みに必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保いただくとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的かつ安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内のできるだけ早い時期に策定し、必要な予算・財源の別枠での確保をお願いしたい。

また、今年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」の延長及び来年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」の再延長をお願いしたい。

2 防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するとともに、今後起こりうる大規模災害に備えるため、地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省をはじめとする国の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。

【現状・課題】

1 熊本地震や令和2年7月豪雨など、近年、災害が激甚化・頻発化しており、災害復旧への対応に加え、国土強靱化の取組みも迅速かつ着実に遂行しなければならず、特に高度経済成長期に整備された橋梁、トンネル、堤防、土地改良施設、漁港等の老朽化が進行するインフラについては、計画的な維持修繕や更新、整備が必要であるが、未だ道半ばであり、中長期的な見通しのもとで継続的に取り組む必要がある。

2 国土交通省においては、熊本地震における阿蘇砂防事務所の設置や、令和2年7月豪雨における八代復興事務所の設置など、本県で発生した災害からの復旧・復興に御尽力いただいている今後も全国的に大規模災害の発生が想定されるため、その備えが必要である。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

提案・要望事項 【内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省】

- 1 南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災訓練への継続的な技術的支援及び財政支援
- 2 大規模広域災害時に阿蘇くまもと空港と一体的な活用を想定している陸上自衛隊高遊原分屯地駐機場の強化
- 3 九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の早期整備
- 4 令和6年度の「世界津波の日」高校生サミット及び防災推進国民大会の開催に係る支援や国内外へ向けたPR・周知

【提案・要望の内容】

- 1 「九州を支える広域防災拠点構想」を掲げる本県では、南海トラフ地震発生時に甚大な被害が想定される大分県、宮崎県と連携し、令和5年10月に、県境を越えた広域的な防災訓練を初めて実施した。
大規模広域災害発生時に被災県への実効的な支援を行うことができるよう、本県の広域防災拠点としての機能を高めるためには、実践的かつ効果的な訓練を今後も繰り返し実施していくことが必要。そのため、訓練に係る国からの継続的な技術的支援及び財政支援をお願いしたい。
- 2 国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、阿蘇くまもと空港は、大規模な広域防災拠点として位置付けられており、大規模広域災害発生時には、隣接する高遊原分屯地と連携し、救援物資の輸送等を実施する。
阿蘇くまもと空港において、効果的な広域支援を実施するためには、大規模な物資の搬送等に備えて、高遊原分屯地に大型輸送機が駐機可能となるよう駐機場の強化をお願いしたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の整備推進をお願いしたい。(P89, 90 参照)
- 4 令和6年に本県で開催する「世界津波の日」高校生サミット開催に向けた支援や世界各国へのPR周知、並びに防災推進国民大会の全国への周知をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 国の地震調査委員会において南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率が70から80%と公表されているなど、大規模広域災害への対応力の確保が急務。
本県においては、令和5年10月に初めて南海トラフ地震を想定した広域的な訓練を実施し、内閣府防災から訓練計画への助言等の技術的支援をいただいた。今後も、繰り返し訓練を実施し練度を上げていくためには、国の技術的支援及び財政支援が必要。

2 本県は「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に総合防災航空センターや防災駐機場等を整備した。また、令和5年5月には、九州における広域災害対応を見据えた新たな県防災センターの運用を開始した。

阿蘇くまもと空港については、令和5年3月に耐震性を有する新しいターミナルビルが完成するなど機能強化が図られている。

陸上自衛隊高遊原分屯地においては、大型輸送機の駐機が可能となるよう駐機場の舗装圧強化の検討が行われているが、省内調整等に時間を要している状況で、予算化に至っていない。

南海トラフ地震発生等に備え、拠点機能の強化を早急に推進する必要がある、国として取り組みを加速していただく必要がある。

3 本県が、九州の広域防災拠点としての役割を担うための機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路の整備が急務である。(P89, 90 参照)

4 令和6年10月に、本県で開催を予定している「世界津波の日」高校生サミットにおいては、約40の国と地域から500人を超える高校生が熊本に集う見込み。国内外の高校生が、熊本地震や令和2年7月豪雨の教訓を学ぶことにより、将来、地域の防災・減災のリーダーとなり、さらにはグローバルに活躍できる人材へと成長していくことが期待される。

開催に当たっては、内閣府が主催する防災推進国民大会と併せた一連の取組として「防災ウィーク」としてPRし、大規模災害に対する備えや自助・共助による防災・減災意識の向上を図ることとしている。

この両事業については、過去の大会にも増して、より充実したものとなるよう本県においても取組みを進めているところであるが、国においてもより一層の事業の充実や周知、PRが不可欠である。

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省】

- 1 公立社会教育施設の災害復旧等に対する新たな国庫補助制度の創設
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【提案・要望の内容】

- 1 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度創設をお願いしたい。
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなっているため、速やかな復旧が困難な状況である。
- 2 公立社会教育施設は、平成28年熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしている。地域における防災拠点としての公立社会教育施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない市町村でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公共土木施設等と同様に扱うべきであるとする。

項目	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

女性の社会参画の加速化

提案・要望事項

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 地域の取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実
- 2 新たな基金の創設等の国の積極的な取組み

【提案・要望の内容】

- 1 女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず力を発揮できる社会づくりが必要である。これまで以上に各地域の実情に応じた様々な取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実をお願いしたい。
- 2 女性が活躍する社会づくりによって、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化する力につながることを期待される。新たな基金の創設等、女性の社会参画加速化を継続的・安定的に進めるための積極的な取組みをお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 国においては、令和5年6月に決定した『女性版骨太の方針2023』により、「企業における女性登用の加速化」、「地方・中小企業における女性活躍の促進」等の施策が強化され、また、男女共同参画センターの機能強化を図るための法律案の作成等、女性活躍の加速化に向けた動きが示されている。
本県でも、令和3年（2021年）に「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」等を目標に掲げ、各種施策を進めているが、固定的な性別役割分担意識や女性管理職への登用等の課題があるため、意識改革、就業環境整備の推進、人材育成等に継続して取り組む必要がある。
- 2 本県では、上記計画の目標達成に向け、国の地域女性活躍推進交付金を活用し各種取組みを推進しているが、同交付金は令和7年度で失効する法律に基づいており、更に①事業の一部不採択、②事務手続きが煩雑等の理由で、継続利用が困難なものとなっている。このため、同交付金を地域の実情に合わせて活用しやすくするほか、女性が活躍する社会づくりを継続的・安定的に進めるための新たな基金の創設等、国において積極的に取り組んでいただきたい。

【交付金を活用した取組み】



「熊本県版女性ロールモデル動画」

※ YouTube で県内外に発信

あさりの産地偽装対策に対する支援

提案・要望事項

【内閣府、農林水産省】

- 1 国によるトレーサビリティ制度の構築
- 2 書類保存の義務化
- 3 育成（養殖）あさりの表示義務化
- 4 資源回復に向けた生産技術の早期普及と取組支援

【提案・要望の内容】

- 1 国において、産地偽装を防ぐため、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物等におけるトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国においてトレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のトレーサビリティシステム（監視業務、システムの運用、DNA分析経費等）への予算措置をお願いしたい。
- 2 あさりの原産地表示に関する書類の保存義務化について、食品表示法などにおいて法的に位置付けるとともに、保存期限についても、一定期間（3年間程度）を設定していただきたい。
- 3 外国産あさりを国内で育成（養殖）し、「長いところルール」を適用して育成地を原産地として表示するあさりについては、消費者が純粋な国産あさりと明確に区別できるような表示を義務化していただきたい。
- 4 産地偽装が行われる背景には、天然あさりの減少があり、今後、産地偽装を根絶するためには、天然あさりの資源回復が必要である。このため、あさり資源の回復に効果があると認められたものについては、速やかに現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど、積極的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 農林水産物に対する消費者からの信頼を得ていくためには、国内産、外国産問わず産地を正しく表示する仕組みを構築することが不可欠である。熊本県産あさりについては、本県独自の流通・販売体制の仕組みづくりを行い、その信頼性向上に努めているところであるが、本県だけの取組みには限界がある。そのため、国においては、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物及びその加工品のトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国において、トレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のシステムにより、県産あさりの産地偽装を抑止していく必要があることから、その運用に係る予算措置が必要である。
- 2、3 あさりの産地偽装対策に関する本県の緊急要望を契機に、令和4年3月に国は、蓄養を「長いところルール」から除外する見直しを行った。しかしながら、引き続き長いところルールが適用される場合があり、産地偽装を根絶するためには、育成（養殖）や蓄養、さらにはいわゆる下関ルートなどを悪用した産地偽装が起らないよう取り組む必要がある。
- 4 あさりの資源回復に向けては、国や有明海沿海の3県と連携して有明海の産卵用母貝団地の形成に取り組み、その効果として、浮遊幼生の発生数は増加傾向にある。しかしながら、稚貝から成貝になる前に漁場から消失することから、生産につながっていない。

このような中、水産庁において、高密度着生稚貝を低コストに移植する技術や、漁業者の利便性を考慮した技術開発が進められており、得られた成果については、早期に現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど積極的な支援が必要である。

地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ継続的な財源措置

提案・要望事項

【内閣府、財務省】

- 1 地方消費者行政の充実・強化のための恒久的な財源措置（消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金の創設を含む）
- 2 地方公共団体が求める十分な額の予算措置及び仕組みづくり（DX関連予算を含む）

【提案・要望の内容】

- 1 地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対する恒久的な財源措置をお願いしたい。恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限を迎える地方公共団体が、消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金制度の創設をお願いしたい。
- 2 消費生活センター・消費生活相談窓口の運営や都道府県及び市区町村の相談員確保など、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の所要額の総額を確保するとともに、地方消費者行政強化交付金（強化学業分）の交付対象の拡充等、制度の充実を図っていただきたい。併せて、国が求める消費生活相談のDX化に必要な整備費用・運営経費や消費生活相談員の処遇改善等に係る費用について、国からの特段の財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 消費者被害・トラブル額は、令和4年1年間で約6.5兆円と言われている。これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。また、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者施策を展開させるためには、地方公共団体が消費生活相談業務等を行うことが必要であり、その実施のために、国は地方消費者行政に対する恒久的な財源措置を行うべきであるが、現状、当該制度がない。
また、地方公共団体が消費生活相談員の人件費に活用している、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）については、国により活用期限があり、令和6年度末に全国で約100公共団体、令和7年度末に約220公共団体で相談員人件費が終了する課題がある。
恒久的な財源措置が最も求められるものであるが、その創設までの間は、地方消費者行政が消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金制度がないことには、消費生活相談員の雇用継続ができず、地方消費者行政の衰退につながる。
- 2 地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の令和6年度予算額は、国の交付金制度改正前の平成29年度と比較すると、全国ベースで約36%まで減少し、これに伴い、令和6年度の推進事業分の本県配分額は、平成29年度と比べて約39%に減少している。県及び市町村でこれまで同事業によって進めてきた事業について、一部中止・縮小を余儀なくされている状況である。
また、地方消費者行政強化交付金（強化学業分）については、地方消費者行政の根幹である消費生活相談員人件費への活用ができないなど、対象事業が限定的であり、地方消費者行政の充実・強化を図るには制約の多いものとなっている。
さらに、国から相談業務のDX化の導入経費について、新たに地方負担が求められているが、DX化の導入・運営には、相応の費用負担が見込まれるため交付金等の確保が不可欠である。

熊本の未来を担う子どもを安心して産み育てる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、総務省】

- 1 こども・子育て政策の充実に係る地方財政支援
 - (1) 経済的負担軽減のための、幼児教育・保育及び放課後児童クラブの無償化
 - (2) 保育士等配置に係る新たな加算制度の創設
 - (3) 人口減少地域における安定した保育所運営のための支援制度の拡充
 - (4) 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設
- 2 先天性代謝異常等検査の公費検査対象疾患の追加

【提案・要望の内容】

- 1 こども家庭庁の創設を機に、本県としても市町村と連携しながらこども・子育て政策の充実に図る必要がある。地域間格差が生じることのないよう地方財政措置の拡充を含めた子ども関連予算を拡大するとともに、特に以下の項目について、財源の安定確保及び制度の拡充をお願いしたい。
 - (1) 子育てに係る経済的負担を軽減し、切れ目なく全ての子育て世帯を応援するため、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない住民税非課税世帯以外の子どもの保育料や、所得に関係なく発生する放課後児童クラブの利用料について無償化をお願いしたい。
 - (2) 幼児教育・保育の質の向上や、特別な配慮を要する子どもの増加等により、保育士一人当たりの負担が増加していることから、現行の配置基準よりも多く保育士等を配置した場合の新たな加算制度等（1歳児の配置を6：1→4：1等）の創設をお願いしたい。
 - (3) 人口減少地域においても安定的に運営できるよう、利用児童数20名に満たない保育所でも、小規模保育所と同程度の運営費給付を受けられるよう、公定価格の見直しを行うなど支援制度の拡充をお願いしたい。
 - (4) 子どもに対する医療費助成については、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じており、自治体によって子どもが受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において全国一律の子どもの医療費助成制度の創設をお願いしたい。
- 2 新生児のうちに先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に治療・療育することで重篤な症状や心身の障がい、発達不良等を予防し、子どもの健やかな成長を促すため、現在の公費検査20疾患に加えて、脊髄性筋萎縮症（SMA）、重症複合免疫不全症（SCID）、ライソゾーム病（LSD）について、公費検査の対象項目として追加していただきたい。

【現状・課題】

1 国は「こどもまんなか社会」を目指すとしており、令和5年12月22日に「こども未来戦略」を閣議決定し、こども家庭庁のリーダーシップのもと、「加速化プラン」として今後3年間集中的に取り組むこととしている。こども・子育て政策の強化においては、その役割の多くを担う地方自治体の課題を一緒に解決し、支援していくことが重要であり、そのためには十分かつ安定した財源の確保が必要である。

(1) 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども等が対象とされたが、0歳から2歳までの住民税非課税世帯以外の子ども等は対象となっておらず、保護者に経済的負担が生じている。

また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの計画的な整備が進められているものの、放課後児童クラブ利用料は無償化制度がなく、全ての留守家庭の児童が利用できる状況になり、小学校入学とともに、放課後児童クラブの利用料が所得に関係なく発生するため、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯など、やむを得ず子どもが一人で留守番をするケースも多い。

(2) 保育士の配置基準については、3歳児は給付費等の加算制度(20:1→15:1)が既に設けられている。4・5歳児の職員配置基準の改善(30:1→25:1)及び加算制度が令和6年度に、1歳児についての改善等(6:1→5:1)が令和7年度以降に実施予定ではあるが、より一層の改善が必要である。また、乳児及び1・2歳児の保育所等への入所が増加している中、調理従事職員についても離乳食や食物アレルギーへのきめ細かな対応が求められている。よって、保育士及び調理従事職員の加算制度の創設により、負担軽減を図る必要がある。さらに、無償化等に伴う事務量の増加による負担が増している事務職員についても専任職員1名分の人件費の確保をお願いしたい。

(3) 現在利用児童数が6人以上19人以下である小規模保育事業において、3～5歳児のみの受け入れを可能とする法改正が予定されているところであるが、給付単価の設定等、地域型保育事業として安定的な運営が継続できるよう引き続き配慮をお願いしたい。

(4) 子どもに対する医療費助成については、令和5年4月1日現在で、16府県が入院・通院にかかる医療費を就学前まで助成しており、29都道府県が入院または通院にかかる医療費の助成対象を小学生以上とするなど全国的な取組みとなっているが、各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているのが現状。

2 先天性代謝異常等検査においては、現状20疾病が公費検査対象。熊本県は検査機関との連携のもと、県内産科医療機関の協力により、全国で最も早く拡大スクリーニングの検査体制を確立し、SMA、SCID、LSDの3疾病への検査について全国初の公費助成を実施している。国では令和5年度補正予算により「新生児マスキリーニングに関する実証事業」が始まり、今後、SMA、SCIDについて対象疾患への追加が検討されるが、LSDについても早期治療の効果が認められるため、3疾病を公費検査の対象項目へ追加すべきである。

地方税財源の充実確保

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

提案・要望事項

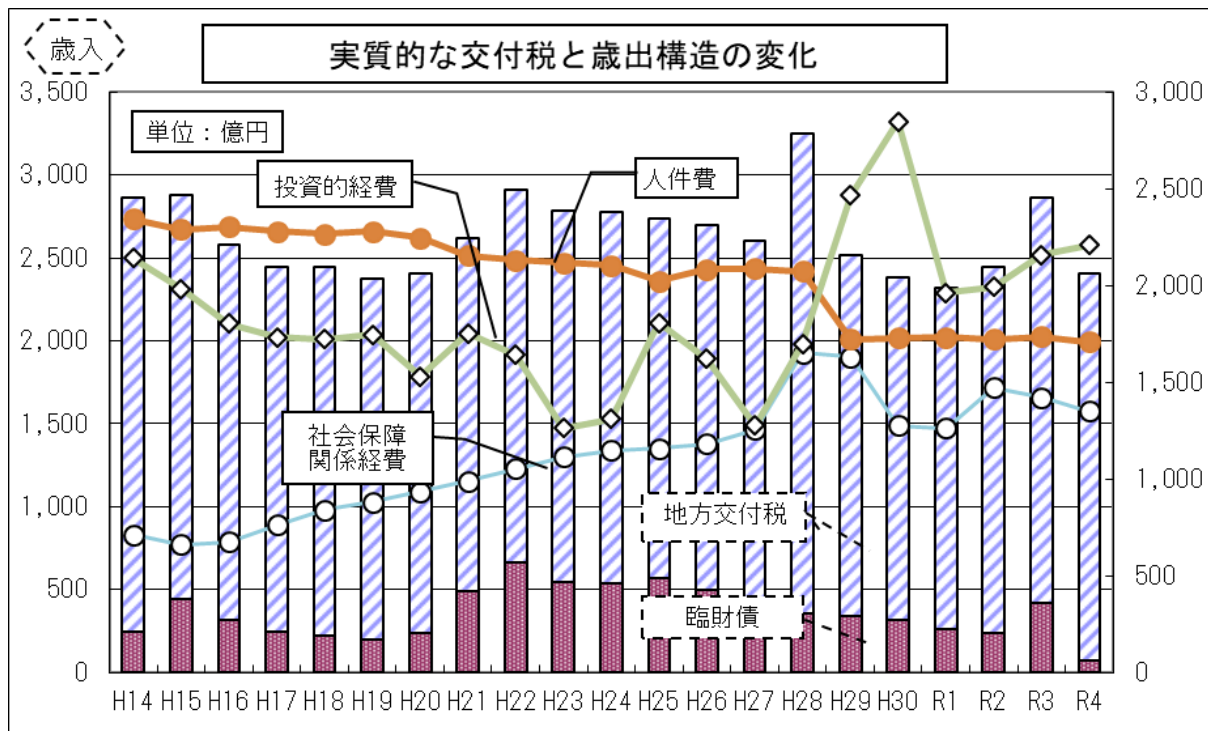
- 1 地方一般財源総額の充実確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立
- 3 安定的な地方税体系の構築
- 4 過疎対策の充実強化

【提案・要望の内容】

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、2024 年度までは地方一般財源総額が 2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、今後も社会保障関係費や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方創生、人口減少対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、2025 年度以降も安定的な財政運営に必要な不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。
- 2 地方交付税については、その総額を確保するとともに、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。
- 3 償却資産課税、ゴルフ場利用税、収入金額課税については、地方財政を支える貴重な財源となっているため、現行制度を堅持（なお、償却資産課税にあつては、特例措置の確実な終了。）していただきたい。また、自動車関係諸税に関する今後の検討にあたっては、道路ネットワークの改良や維持補修に必要な貴重な財源であることを十分に踏まえ、税財源を確実に確保していただきたい。
- 4 人口減少や少子高齢化の進展等により、過疎市町村を取り巻く状況は厳しさを増す中でも、過疎地域自立促進市町村計画に基づき、水道未普及地域の解消や大型ごみ処理施設の集約など、必要な生活基盤の整備に対応するにあたり、過疎対策事業債（ハード分）の必要額を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1、2 これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの懸命な歳出削減努力により吸収してきたが、平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨災害と相次ぎ大規模災害に見舞われ、災害関係の県債償還が本格化する中、本県の財政運営は、厳しい状況にある。



3 市町村税の基幹税目である償却資産課税の縮減・廃止は、市町村の財政運営に極めて重要な影響を及ぼすことから、地方六団体からも現行制度堅持、特例措置の確実な終了等の強い要望が行われている（令和4年度県内市町村決算額250億円）。

ゴルフ場利用税の7割は、ゴルフ場所在の市町村へ交付されている。本県のゴルフ場所在市町村の多くは中山間地域であり、とりわけ財政基盤が弱い市町村にとっては、貴重な財源となっている。（令和4年度決算額6億円）。

また、自動車税は県税収の基幹税であり、令和6年度与党税制改正大綱（以下「大綱」という。）においても「電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する」とされている（令和4年度決算額237億円）。

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、長年、地方税収の安定化にも大きく貢献している。大綱においても「地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている（令和4年度決算額27億円）。

4 過疎対策の主な財源である過疎対策事業債（ハード分）について、県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%という状況にある。

単位：百万円

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率
過疎債 (ハード分)	13,246.6	11,438.9	86.4%	16,918.0	12,814.1	75.7%	11,119.2	11,109.9	99.9%	18,877.1	16,947.6	89.8%	19,514.7	16,695.3	85.6%

部落差別（同和問題）をはじめとする 様々な人権問題の解決に向けた施策の推進

提案・要望事項

【法務省】

- 1 人権侵害行為を防止し、被害者の救済を図るための、実効性のある人権救済制度の早期確立
 - (1) 戸籍謄本等の不正取得に対する「職務上請求書」の適正使用の徹底や、本人通知制度の早期法制化など、不正取得防止のための必要な措置
 - (2) インターネット上の人権侵害行為に対する、より実効性のある対策
- 2 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発に関する施策の充実強化
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組みを着実に進めるための必要な予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 人権侵害行為を防止し、被害者の救済が図られるよう、実効性のある人権救済制度を早期に確立するとともに、より一層の対策を早急に講じていただきたい。
- 2 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、引き続き人権教育・啓発に関する施策の充実強化を図っていただきたい。
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組みを着実に進めるための予算を確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 人権侵害による被害者の救済については、県においても、各種の相談事業を実施しているが、インターネット上での同和地区の地名情報の流布や戸籍謄本等の不正取得などの人権侵害事案に対応するためには、実効性のある人権救済制度が早急に確立される必要がある。
- 2 部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決は、人が人として生きるための社会全体の課題であり、国としてマスメディアを活用した啓発活動や人材育成など更なる施策の充実強化に取り組む必要がある。
- 3 県民の更なる人権意識の高揚に向けて、地域における人権教育・啓発に関する施策のより一層の充実強化を図る必要がある、そのための予算を確保する必要がある。

質の高い教育の提供

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校における働き方改革及び教員不足解消に向けた取組の更なる推進
- 2 教員採用選考試験の全国共同実施に向けた取組の推進
- 3 少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等
- 4 学校現場における支援体制強化

【提案・要望の内容】

- 1 各校種に係る標準法定数の改善や教職調整額の大幅引上げなど教員の抜本的な処遇改善を実現するとともに、業務改善や効率化などの学校における働き方改革及び教員不足解消に資する地方自治体の取組に係る財源確保（処遇改善分の裏付け財源を含む）をお願いしたい。
- 2 国において予定されている教員採用選考第一次考査の全国共同実施については、地方の財政負担に配慮しつつ、早期実現に向けた検討を進めていただきたい。
- 3 児童生徒の学力向上及び教員の質の向上のために以下の改善をお願いしたい。
 - (1) 小学校35人以下学級導入に伴う財政支援及び中学校35人以下学級の導入
 - (2) 特別支援学級の学級編制の標準の引き下げ
 - (3) 少人数指導に係る指導方法工夫改善加配総数の維持及び通級指導・日本語指導教室のための加配の基礎定数化における要件緩和
 - (4) 専科指導加配における指導者に係る要件緩和
 - (5) 水産系高校の実習船船員の標準法算定の対象化や加配措置創設等による財政支援
- 4 地震等で被災した児童生徒への支援体制の充実のための加配措置を継続していただきたい。
また、学校現場における障がい者の雇用促進のため、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国的に問題となっている教員不足は本県においても深刻化しており、教職員の定数増の前提として、働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。本県でも教育職員の在校等時間に関する「上限方針」を定め、業務量の適正な管理等に取り組んでいるが、令和4年度調査では、月45時間超の教職員が31.7%であり、上限時間の範囲内としていくためには、業務見直し及び教職員の配置増などマンパワーの充実が不可欠である。
このため、外部委託やDXを活用した業務改革、教員のイメージアップのための取組、更には教職調整額の大幅引上げなど教員の処遇改善や新規の教員採用者に対する高等学校等在籍時の育英奨学金の返還免除制度の創設など、教員の人材確保を図るための取組みに係る制度改正や十分な予算措置が必要である。
- 2 文部科学省が令和5年5月31日に提示した教員採用試験の今後の方向性において、教員採用選考（第一次考査）の早期化、複数回実施に加え、全国共同実施の実現可能性に係る調査・検討の必要性がうたわれている。
現在は、各県独自に第一次考査の問題を作成しており、業務負担が大きい。第一次考査が全国共同で実施され、全国統一の問題が提供されれば、問題作成に係る各県の事務負担軽減に資すると考えられる。

3 (1) 小学校 35 人学級に伴い十分な教室数が必要となるため、教室確保等学校施設の整備に対して十分な予算措置が必要である。また、令和 3 年度から中学校 1 年生で県独自に 35 人学級編制を導入している。教育の質の向上には 35 人以下学級の推進が効果的であり中学校でも学級規模の適正化に向けた定数改善が必要である。

(2) 本県では、特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加し、学級数が年々増加していることから、よりきめ細かに個に応じた指導ができるよう教職員数の増員が必要である。

【参考】特別支援学級数の推移（※熊本市を除く。R5 までは実績、R6 は見込み(R6. 1. 15 時点)）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小中計	761	805	844	869	911	976	1022	1059	1091	1104	1122

(3) 本県では、基準に満たない 200 人未満の小規模な小・中学校が全体の約 6 割を占めているため、今後基礎定数化が進むことで加配数の減少が想定される。また、通級及び日本語指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになり支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがある。

(4) 小学校英語教育及び教科担任制推進分の専科指導に係る加配要件として、授業時数はやや緩和（週 24 コマから、地域の実情等を考慮し概ね週 20 コマ程度へ）されたものの、依然として高い専門性（小学校英語教育専科は中学校・高等学校の免許状保有または CEFR B2 相当以上の英語力が必要等）が求められている。教員不足が深刻な状況にあって、この要件を満たす人材を十分に確保することが困難な状況にある。

(5) 実習船の船員が標準法の対象外では、地方財政が厳しくなる中、公立の水産・海洋系高等学校から、日本の水産・船舶業界に貴重な人材を供給することが困難になりつつある。

4 熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨からの教育の復旧・復興には、被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が引き続き不可欠である。

また、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の採用を進めるとともに、県独自に障がいを有する事務補助員を雇用している。今後、法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、新たな加配や障がいを有する教職員をサポートする支援員等、合理的配慮に係る人員配置が必要である。

特別支援教育に係る環境整備

提案・要望事項

【総務省、文部科学省】

- 1 高等学校における「特別支援教育支援員」の増員
- 2 「特別支援教育支援員」の配置実態に即した地方財政措置の実施
- 3 高等学校における「通級による指導」の実施に係る加配教員の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 生徒の障がい状況の重度化・複雑化に対応するため、高等学校の特別支援教育支援員の配置水準を、段階的に義務教育段階に近づけるようお願いしたい。
- 2 特別支援教育支援員の地方財政措置について、高等学校での特別支援教育を希望する生徒の増加に伴い、現行の算定方法では必要数と乖離があるため、配置実態に即した財政措置をお願いしたい。また、市町村で配置している特別支援教育支援員についても、財政措置の拡充をお願いしたい。
- 3 高等学校における「通級による指導」を充実するため、加配教員の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 特別支援教育支援員の各学校段階及び1校当たりの配置予定人数の推移は下表のとおりである。高等学校では、令和6年度は全国で900人の措置予定で、1校当たりの配置人数に換算すると0.26人/校となる。本県でも、ほぼ同じ水準で令和6年度の配置を計画しているが、障がいの程度が非常に重度の生徒の入学希望が増えているため、義務教育段階で提供されていた合理的配慮を特別支援学級がない県立高等学校で継続して提供するのは、大きな困難が生じている。
- 2 「令和5年度 地方交付税制度解説（単位費用篇）地方交付税制度研究会発行」によると、「生徒数」を測定単位とする生徒経費の中の報酬の積算内容に特別支援教育支援員（会計年度任用職員が想定されている）が含まれており、積算額は14,466千円と示されている。

本県で特別支援教育支援員（会計年度任用職員）を雇用する1人当たりの経費は、平均約2,500千円程度であり、地方交付税として措置されている積算額で雇用可能な人数は、5～6人程度となる。本県では、令和6年度から高等学校での学びを希望する生徒の進学に伴い、特別支援教育支援員の配置を9人から15人に拡充している。今後もこのようなインクルーシブ教育を求めるニーズは拡大することが想定され、特別支援教育支援員の更なる増員は必須だと考える。県の負担が増大するため、配置実態に即した財政措置をお願いしたい。

また、本県の市町村においても、特別支援教育支援員を多数配置しており、その負担が増大していることから、財政支援拡充の要望が上がっている状況である。

【表】

公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校における特別支援教育支援員の地方財政措置人数の推移（全国）

	幼稚園			小・中学校			高等学校		
	総設置園数	地財措置人数	1校当りの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数
H28	4,579	6,500	1.42	29,588	46,800	1.58	3,620	500	0.14
H29	4,505	6,900	1.53	29,368	48,600	1.65	3,606	500	0.14
H30	4,391	7,600	1.73	29,154	55,000	1.89	3,594	500	0.14
R1	4,217	7,800	1.85	28,894	56,600	1.96	3,582	600	0.17
R2	4,083	7,900	1.93	28,664	57,000	1.99	3,570	900	0.25
R3	3,966	8,200	2.07	28,587	56,900	1.99	3,556	900	0.25
R4	3,833	8,400	2.19	28,394	58,100	2.05	3,524	800	0.23
R5	3,691	8,200	2.22	28,200	60,500	2.15	3,490	800	0.23
R6	3,691	8,600	2.33	28,200	63,700	2.26	3,490	900	0.26

※R6の総設置校数は調査前のため、R5と同数としています。

3 令和5年度、6年度に新たな県立高等学校で「通級による指導」を行うため、文科省に加配の追加申請を行ったが認められなかった。

本県では、中学校で「通級による指導」を受けている生徒のうち約96%、「特別支援学級」に在籍していた生徒のうち約61%が高等学校へ進学している。このように、中学校で特別な場で特別支援教育を受けてきた多くの生徒が高等学校に進学しており、「通級による指導」のニーズが高い。これらのニーズに対応するため、本県では県内11地域の全てに通級による指導の実施校を設置することを目指している。県立学校教員定数内による措置では、今後実施校数を増やすことができないため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」第2条第3号第1項に係る通級加配教員を拡充していただきたい。

誰一人取り残さない教育環境の実現

提案・要望事項

【総務省、文部科学省】

- 1 中学校夜間学級（夜間中学）設置への支援等
- 2 校内教育支援センターに係る財政支援の継続
- 3 フリースクールに係る支援制度の創設
- 4 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の拡充
- 5 学びの保障のための学習指導員増員
- 6 高等学校等卒業者に係る新たな県育英資金の返還支援制度の創設

【提案・要望の内容】

- 1 文部科学省事業である夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）について、補助額上限の引上げ及び年間学校運営費の補助期間の延長をお願いしたい。
- 2 令和5年度の補正予算において「校内教育支援センターの設置促進」を講じていただいている。不登校児童生徒が通う校内教育支援センターの設置拡充を図っていくためにも、引き続き継続的な財政支援をお願いしたい。
- 3 不登校児童生徒の学校以外の教育の場として、利用者が増加傾向にあるフリースクールやそこに通っている児童生徒の保護者等への支援制度の創設をお願いしたい。
- 4 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の拡充（制度の見直しを含む）をお願いしたい。
- 5 「補習等のための指導員等派遣事業」の予算額の拡充をお願いしたい。
- 6 大学等卒業後の若者の地元定着のための育英奨学金返還支援制度については、地方財政措置が講じられている。しかし、高校等卒業者への同様の支援制度は、市町村に限られ、県が実施する場合の制度整備がなされていないため、新たな県育英資金の返還支援制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では、令和6年4月に県立の夜間中学を開校した。これまでにハード、ソフト両面で多額の費用を負担しており、今後県下全域において学びを必要とされる方々に学びを保障するためには、ICT機器の充実や通学補助等のさらなる費用負担が想定される。このため、国において補助上限額の引上げ及び補助期間の延長が必要である。
- 2 本県における校内教育支援センターの設置数は、20市町村に39教室設置されている。不登校対策として、教室には入れないが、校内教育支援センターには登校することができる生徒もおり、同センターの取組が効果を上げている。県としては、市町村に対して校内教育支援センターの設置を促進しているが、同センターを設置する際等の経費に課題がある。
- 3 近年、本県においてもフリースクールに通う児童生徒が増加しており、フリースクールが不登校児童生徒の安定的な居場所の確保に一定の役割を担っているが、各施設からは運営状況が厳しいとの声が挙がっており、保護者負担の軽減が必要である。
- 4 本県内で日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、令和6年度からのJASME操業開始に伴い、さらなる増加が予想され、支援体制の拡充は急務である。また、日本語指導ができる人材の確保や配置については、市町村ごとの事情にもきめ細かく対応する必要があることから、市

町村が直接申請できるよう補助制度を見直す必要がある。

【日本語指導に係る県内の状況】※県独自調査

(令和5年9月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育学校
学校の総数	234校	114校	2校
日本語指導が必要な外国・日本国籍の児童生徒が在籍する学校数	41校	18校	0校
日本語指導が必要な外国・日本国籍の児童生徒数	63人	35人	0人

- 5 子供たちの学びを保障するためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進していく必要があり、教員の授業力向上は不可欠である。そのため、本県では教員の授業力の向上や各学校の校内研修の充実を図るため、独自に学習指導員（学力向上アドバイザー）を配置しており、一定の成果を上げている。

今後更に成果を上げるため、学習指導員（学力向上アドバイザー）の拡充を予定しているが、例年、「補習等のための指導員等派遣事業」の本県の希望する額に対して内示額が低いため、本事業を幅広く実施できない状況がある。子供たちの学びを保障するためにも、本事業に係る国予算の増額が必要である。

- 6 大学等卒業後の若者の地元定着については、本県では特別交付税措置の対象となる「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業」により、毎年複数の人材が地元就職する等成果を上げているが、高校等卒業者については、県に対する国の支援制度がない状況である。高校等卒業者への支援制度は、市町村に限られるが、市町村においては、市町村ごとに企業が偏在していること等の理由で未実施が多い。

本県においては、高校等卒業者の県内就職率が全国平均に達しておらず、約35%が県外に就職している状況である。

このことを踏まえ、高校等卒業者に県内の就職先を選択してもらうため、就職後に奨学金返還の不安なく、安心して生活できるよう高校等卒業者に対する新たな県育英資金の返還支援制度の創設が必要である。

魅力ある学校づくりの推進

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に係る事業費の確保
- 2 高校生キャリアサポート事業に係る事業費の確保
- 3 国際バカロレア教育に係る財政支援及び加配措置

【提案・要望の内容】

- 1 (1)「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」の事業について、指定の継続、指定枠の拡大及び十分な事業費の確保をお願いしたい。
(2)「創造的教育方法実践プログラム事業」等の国指定事業について、指定枠の拡大と事業費の確保、加配措置をお願いしたい。
- 2 高校生キャリアサポート事業及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業に伴う「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。
- 3 国際バカロレア認定に関し、申請及び認定後のプログラム運営に係る財政支援と、認定後の学びの効果を最大限発揮するための加配措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では各種指定校を「熊本スーパーハイスクール（KSH）」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に向け、現在の指定校の指定の継続と、更なる指定枠の拡大、これらの先進的な取組が可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。
また、本年度末で本県では国指定が終了する「創造的教育方法実践プログラム事業」については、地域課題解決に向けた探究活動においてオンラインを活用した外部機関との連携やVR等の先端技術の有効活用を通して、災害からの復興を担う人材の育成に資することができた。これらの成果が一過性のものとならないよう、他校への波及や横展開を推進する必要がある。そのために必要な予算については、引き続き、支援を頂きたい。
- 2 就職を希望する生徒が多い高校や工業高校、特別支援学校に計23人の就職支援員を配置して事業を行っている。就職支援員の配置には国の教育体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）を活用して事業を進めているが、近年、交付決定額が申請額に対して大幅に減額されている。このため、県に超過負担が生じており、本事業及び他の事業の実施に支障をきたしている。TSMCの本県進出によって、これまで以上に就職支援員の役割は大きなものとなっており、地域人材の育成及び確保のためにも本補助金の満額交付をお願いしたい。
- 3 令和6年度に熊本県立八代中学校へミドル・イヤーズ・プログラム、令和9年度に同八代高校へディプロマ・プログラムの導入を目指して取り組んでいるが、施設・設備の整備や教員の確保及び育成に当たって、国からの財政支援措置がない中で、費用負担が課題となっている。また、プログラム実施にあたり、きめ細かな指導を行うため、教員加配が不可欠である。

GIGAスクール構想の推進

提案・要望事項

【文部科学省】

ICT環境整備に係る財源の確保及び財政支援

- (1) 学校におけるICT環境の持続的活用のための財政支援
- (2) 高等学校の1人1台端末の更新のための財政支援
- (3) 学校が取り扱う電子情報のセキュリティ対策のための財政支援

【提案・要望の内容】

- (1) 国策であるGIGAスクール構想の下で整備した学校のICT環境を持続的に活用できるよう、ICT機器の保守管理、端末の更新及びICT支援員の配置等に係る費用について、継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。加えて、デジタル教科書やデジタル教材、学習用ソフトウェア等の導入など、ICT活用に必要不可欠な費用に係る財源の確保のほか、家庭学習に必要な通信費の支援制度に係る通信費の拡充や低所得世帯に限らない制度にするなど見直しをお願いしたい。
- (2) 国策であるGIGAスクール構想の下で、小・中・高等学校に配備された1人1台端末の更新に係る費用に関し、小・中学校に加えて、高等学校についても、切れ目なくICTを活用した学びを保障するため、国費による財政支援をお願いしたい。
- (3) 学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費については、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- (1) 国策であるGIGAスクール構想の下で整備した1人1台端末や校内通信ネットワーク等について、義務教育課程の1人1台端末の更新に係る費用は、当面令和7年度までの国の財源措置（3分の2の補助）がなされ、令和6年度までの地方財政措置も確保されているが、令和7年度以降のICT環境整備・維持管理に係る費用負担（地方財政措置を含む）のあり方については、国の方針が明確でない。また、ICT機器の保守管理、回線費、ICT支援員の配置やGIGAスクール運営支援センターの設置などについて、多大で長期的な財政負担が生じている。さらに、デジタル教科書の無償化や学習用ソフトウェア等の導入など、ICTを活用した学びを推進するための費用が必要である。加えて、家庭学習に必要な通信費の支援制度は、低所得世帯のみ対象で年間14,000円（月額約1,170円で1G（動画約120分）程度）の最低水準である。
- (2) 本県においては、国策であるGIGAスクール構想の下で令和3年度までに公費（国費）負担により整備した県立高等学校の1人1台端末の更新について、BYOD（生徒・保護者負担による整備）を基本として検討を行っているが、端末の購入費用は高価であり、生徒・保護者にとって負担が大きい。小・中学校から切れ目なくICTを活用した学びを保障するために、BYODの場合においても、公費による負担軽減を図ることで、1人1台端末を確実に整備する必要があるが、本県のみでは財政負担が困難であり、国による財政支援が必要である。
- (3) 令和6年1月に改訂された国のガイドラインに示されたセキュリティ対策のうち、校務系と学習系のネットワークの統合を前提としたパブリッククラウド活用における強固なアクセス制御などの技術的対策は、設備投資やシステム運用に多大の財政負担が生じる。そのため、都道府県及び市町村の財政負担を軽減する補助制度の創設等の財政支援が必要である。

教育環境の整備

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援
- 2 特別支援学校の教育環境整備のための予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 公立学校施設の整備について、各設置者が、老朽化対策に係る長寿命化改良事業等の各種事業を計画どおりに進めることができるよう、当初予算において必要な予算を確保するとともに、実情に見合う補助単価の引上げなど、県立学校施設整備に対する国庫補助化を含めて十分な財源措置及びその拡充をお願いしたい。また、人口が急増している地域等における公立学校施設の新增築に係る負担割合の引上げや、35 人学級編制に伴う教室確保等の負担を軽減するための財政措置の充実をお願いしたい。
- 2 特別支援学校の教室不足の解消に向けて、既存の特別支援学校の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今後急務となる老朽化対策に係る長寿命化改良事業や環境改善のためのトイレ改修及びバリアフリー化工事等令和 7 年度以降に各設置者が計画する各種事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費に係る十分な財源措置、地方債における交付税措置率の引き上げなどが必要である。
また、本県の熊本市、合志市、益城町等は、平成 28 年熊本地震による被害も大きく、厳しい財政運営を中長期的に強いられる一方で、児童生徒数の増加に伴い学校施設の新增築を行う必要がある。
- 2 現在、平成 30 年度に策定した整備計画に基づき、教室不足解消に向けた施設整備を進めており、令和 5 年度の教室不足数は、前回調査時より 90 室を減じたが、依然として 91 室が不足している状況である。そのため、今後も引き続き、教室不足解消に向けた環境整備事業を実施していく必要がある。

【参考】公立学校施設整備に関する国の当初予算推移表

予算項目	R 4	R 5	R 6
公立学校施設整備費 (①+②+③)	百万円 68,729	百万円 68,718	百万円 68,346
① 公立学校施設整備費負担金	41,237	38,811	50,532
② 学校施設環境改善交付金	27,492	29,807	17,727
③ その他		100	87

外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり

提案・要望事項

【文部科学省】

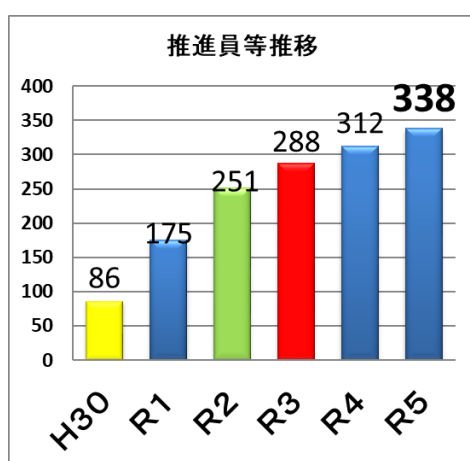
- 1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の確保
- 2 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業に係る財源の確保と継続

【提案・要望の内容】

- 1 いじめ・不登校等の未然防止とその解消、新型コロナウイルス感染症の不安等への対応や災害等で被災した児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校や市町村からより手厚い支援を求める声が多く聞こえることから、学校のニーズや地域の実情に応じた予算の確保を引き続きお願いしたい。
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、本補助事業の令和7年度以降の継続と必要な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズはすべての校種で高い。近年は、不登校児童生徒の増加に伴い、各学校においては、その未然防止及び早期対応のための活用が増加している。また、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も継続した課題であることから、本県事業の拡充と円滑な実施へ向けた予算の確保が必要である。
- 2 各学校におけるコミュニティ・スクールの導入及び市町村における地域学校協働活動推進員等の配置は年々進んでいる。今後も地域と学校の連携・協働体制の整備を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、継続的な財政支援が必要である。



県内 小中義務教育 学校数	地域学校協働活動 (地域学校協働本部及び 推進員による学校カバー数)	コミュニティ・スクール (学校運営協議会設置学校数)
351校	351校 (推進員338名)	348校 (国版330校、熊本版18校)
	100% (学校カバー率)	99% (国版94%、熊本版5%)

安心して私立学校に通える教育環境の実現

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のための財政支援の強化
- 2 保護者の経済的負担軽減のための制度拡充
- 3 私立学校施設の耐震改築事業に対する所要の予算確保
- 4 省エネ・脱炭素化対策等を踏まえた空調設備整備に係る補助制度の継続及び所要予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のため、経常的経費、施設・設備の整備及び外部人材等の配置等に対する財政支援の強化をお願いしたい。
- 2 私立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減とともに、教育の地域間格差を生み出さないよう、国による高等学校等就学支援金の完全無償化等、制度拡充を図っていただきたい。
- 3 能登半島地震も踏まえ、進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する所要の予算確保をお願いしたい。
- 4 私立学校の教室や体育館等で空調設備を整備する際の、補助制度の継続及び所要予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県の高校生の約38%（全国第6位）、幼稚園児の約87%が学ぶ私立学校は、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしているが、少子化の影響により経営状況は厳しく、学習環境の充実が思うように進められない状況にある。公私の区別なく学習環境の充実や教職員の働き方改革を促進させるため、特に、ICT教育環境の整備や専門的な外部人材の配置を促進する必要がある。
しかし、学校教育設備整備費補助金（高等学校産業教育設備整備費）、理科教育設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）は、国庫補助率を大きく下回る交付となっているため、所要予算の確保が必要である。
- 2 令和2年度から私立高等学校授業料の実質無償化が始まったが、年収が590万円以上の世帯の負担や施設整備費等の生徒の負担が依然として大きく、国により完全無償化することを求める。
また、令和2年7月豪雨被災者の多くがまだ生活再建の途上にあり、被災生徒の就学機会を確保するためには、通学面の支援など長期的な対応が必要である。
- 3 耐震改築事業への補助については令和6年度（2024年度）まで延長されているが、現在のところ3校6施設が令和7年度以降も工事が行われる予定である。熊本地震から8年が経過する中、工事未了の学校があり、また能登半島地震など災害が頻発しており、生徒の命に関わる問題として早急な対応が求められることから、継続的な耐震改築事業に対する補助制度が必要である。
- 4 省エネ・脱炭素化への対応、及び近年の気温上昇が続いている中での熱中症対策という視点から、生徒が活動する施設における空調設備の整備が急務となっている。そのため、令和6年度（2024年度）予算で事業化された施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））の継続が必要である。また、整備には億単位の高額な費用を要するため、整備を希望する学校が十分な補助を受けることができるよう、所要予算の確保が必要である。

高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高等学校専攻科生の経済的負担軽減のための修学支援制度の拡充
- 2 高等学校専攻科生への給付型奨学金の支給対象拡大

【提案・要望の内容】

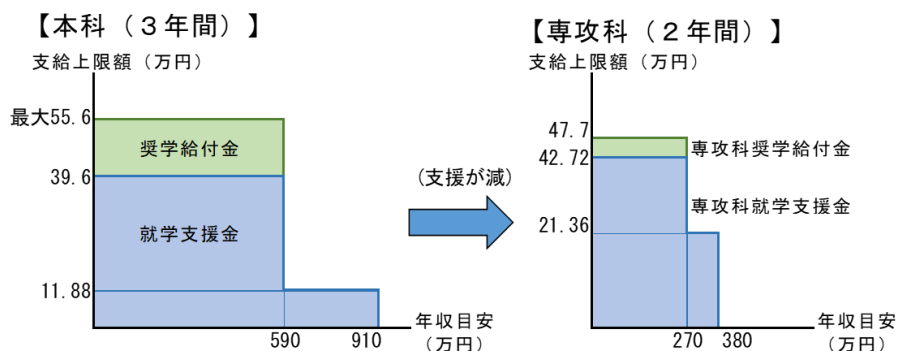
高等学校専攻科に通う生徒は、制度の狭間で学費及び生活費への支援が十分に受けられない状況にあることから、以下のとおり経済的負担軽減のための制度拡充を図っていただきたい。

- 1 高等学校専攻科は中等教育に位置付けられるものの、修学支援制度上の取扱いは専修学校並みであるため、高等学校専攻科生も本科生と同等の学費支援を受けられるよう、修学支援制度を拡充していただきたい。
- 2 高等学校専攻科は高等教育を対象とする給付型奨学金の支給対象外とされているため、高等学校専攻科生も給付型奨学金の支給対象としていただきたい。

【現状・課題】

- 1 高等学校等専攻科の生徒への修学支援においては、同じ中等教育でありながら、本科の就学支援金と比べ支援対象となる年収区分の上限が低いことから、本科と同じ制度に拡充を図るとともに、国2分の1、都道府県2分の1となっている負担割合を、全額国庫負担により措置されるよう要望する。

○私立高等学校本科から専攻科に進む場合の学費支援状況



- 2 大学、高等専門学校、専門学校等の学生は、高等教育の修学支援制度により、授業料減免と給付型奨学金を受けることで、安心して就学することができるものの、高等学校専攻科に進学した生徒は、給付型奨学金の対象外であるため、学生生活を送るための費用を捻出しなければならない。

とりわけ、生活保護受給世帯の子どもが、高等学校に進学した場合、3年生までは保護費 (生活扶助・生業扶助) の対象であるが、専攻科がある場合で4年 (専攻科1年) 以上になると、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。このため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもが、高等学校専攻科へ進学した場合も、大学、高等専門学校、専門学校等に進学した場合と同様な給付型奨学金が給付されるよう要望する。

「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援

【文部科学省】

提案・要望事項

「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への早期の追加記載と、重要文化的景観の追加選定及び既選定地の維持補修に係る十分な予算確保

【提案・要望の内容】

本県で取り組みを進めている「阿蘇」の世界文化遺産への登録に向けて、早期の世界遺産暫定一覧表への追加記載をお願いしたい。また、文化財保護法による法的保護を着実に進めるため、重要文化的景観の追加選定と、既選定地の維持補修に係る十分な予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

「阿蘇」は、平成20年（2008年）に暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられ、その際に示された指摘・課題等に対して、県と関係市町村が共同で取り組みを進めている。

令和3年3月には、文化審議会世界文化遺産部会が「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）」を答申し、暫定一覧表の改定手続きに着手することを表明。

令和5年3月、県と関係市町村は文部科学省及び文化庁に「阿蘇の早期の暫定一覧表記載」について要望活動を実施。その際、文部科学省から、世界に向けて説明できる世界文化遺産としての価値の整理と資産候補地の法的保護を更に進めるよう指摘された。

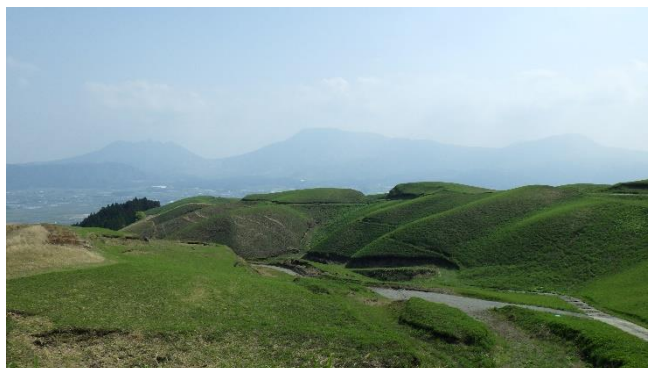
そのため、世界文化遺産としての価値の整理については、令和5年度、2回の阿蘇世界文化遺産学術委員会での議論を経て、「阿蘇」の世界文化遺産としての価値の更なる整理を行い、具体的な内容をまとめた。

また、資産候補地の法的保護については、これまで3次にわたり草原を中心に重要文化的景観の選定を受けており、更に法的保護を進めるため、令和6年度には第4次の追加選定申請を行う予定。

「阿蘇」の資産候補地は広大であり、重要文化的景観の選定による保護措置の完了までには相当の期間を要する見込みであるが、「阿蘇」を暫定一覧表に追加記載いただくことで、地域の機運醸成につなげ、重要文化的景観選定申請の円滑な実施や期間短縮を実現したい。そのため、「阿蘇」の早期の暫定一覧表への追加記載に向けた貴省の御支援をお願いする。

また、「阿蘇」の重要文化的景観を維持し続けていくために、地域住民自ら継続的な保全活動を実施し続けていくことが必要である。

については、まずは令和6年度の重要文化的景観の追加選定に向けた貴省の御支援とともに、既選定地に対する維持補修に係る補助（整備）事業に係る十分な予算確保をお願いしたい。



【重要文化的景観に選定された「阿蘇」の草原】

選手育成と地域のスポーツ振興

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 選手育成のためのトレーニング施設等の拡充や設備の充実
- 2 パラアスリート育成に係る取組への支援
- 3 総合型地域スポーツクラブ育成支援及び部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた一体的な整備に係る予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 2019年の本県開催のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会、東京2020五輪等の開催レガシーとして、本県における次世代アスリートの育成のため、トレーニング拠点施設の拡充や設備の充実等の環境整備に必要な国庫補助制度の創設をお願いしたい。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成のため、障がい者スポーツ競技団体、障がい者スポーツ指導者協議会等の組織基盤の強化や取組の充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 3 本県における国際大会の開催レガシーとして、地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。また、部活動の地域移行に関しては、各市町村の実情に応じ、指導者確保等の課題に対応できるよう、地域が持続可能で多様なスポーツ・文化環境の一体的な整備を行うために必要な予算を継続して確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 本県における国際大会の開催に加え、各種国際スポーツ大会等での本県関係選手の活躍が、復旧・復興へ歩みを進める県民への大きな後押しになっており、持続的な競技力の発展のためには、ジュニア期における地方での選手の発掘・育成が不可欠である。
先進的トレーニングの環境が整っているとは言えない本県（地方）の現状を踏まえ、国際大会等で活躍できる次世代を担う選手たちの発掘・育成の取組みや国と連携した強化策を充実させるための県営トレーニング拠点施設等の拡充や用具設備の充実が必要である。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成には障がい者スポーツ競技団体や指導者協議会等の役割が重要であるが、地域における競技団体等はその多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われているため、組織基盤強化のための財政支援が必要である。
- 3 本県には67の総合型地域スポーツクラブがあり、子供から高齢者まで約17,000人の会員が活動を行っており、誰もがスポーツを楽しめる地域密着型スポーツクラブとして、地域の活性化に重要な役割を担っている。今後、令和6年度以降の中学校運動部活動に係る休日の地域移行の受け皿となることや、さらなる「多種目」「多世代」「多志向」の推進、登録・認証制度の本格実施などから、各種スポーツ指導者等の人材育成・確保の必要性はますます高まっている。
こうした各総合型スポーツクラブにおける質の高い指導を求める地域住民のニーズに応えるため、地域の各競技団体等との連携を図りながら中長期にわたり対応していく必要があることから、各種課題に対応した新たな補助事業を創設する等、一層の支援をお願いしたい。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【厚生労働省】

- 1 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用制度の見直し
- 2 くまもとメディカルネットワークと全国医療情報プラットフォームの連携推進

【提案・要望の内容】

- 1 地域医療介護総合確保基金について、令和7年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者及び介護従事者の確保等に支障がないよう所要額を確保するとともに、早期に内示・交付決定を行うなど事業執行に必要なスケジュールを十分に確保し、柔軟な対応が可能な制度となるよう見直しをお願いしたい。
- 2 全国医療情報プラットフォームの構築に当たり、費用負担者や負担額等、具体的な内容を適宜示していただくとともに、既設の地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）との連携のあり方などについて検討していただきたい。

【現状・課題】

- 1 介護分については、生産年齢人口の減少により介護従事者の確保がますます難しくなる一方で、今後介護ニーズは増加することが見込まれるため、介護従事者の確保に対応可能な基金所要額の確保が必要である。
また、令和5年度においては、国の内示が12月まで遅れたことにより、事業所の事業実施期間を十分に確保できないなど、事業の執行に支障を来したため、今後は早期に内示・交付決定を行っていただく必要がある。
更に、基金事業の実施にあたっては、「介護施設等整備分」と「介護従事者確保分」の事業区分間の額の調整を認めるなど、地域の実情に応じて運用できる制度にすることが適切である。
なお、医療分についても、地域医療構想の達成のためには、現在、国が重点配分することとしている「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のみならず、「在宅医療の充実」や「医療従事者の確保」のための事業が必要不可欠であるため、事業区分間の額の調整を認めるなど、地域の実情に応じて柔軟な活用ができる仕組みとする必要がある。
- 2 本県では、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）の構築を推進しており、医療・介護関係施設のネットワーク加入促進を図りつつ、ネットワークに参加する県民数の増加を図っている。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等間で共有できる全国的な医療情報プラットフォームについて、令和3年10月から一部運用が開始されたものの、医療機関を情報発信源とする一部検体検査等の取扱いには検討中となっている。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保
- 2 医療的ケア児及びその家族の支援体制・制度の充実
 - (1) 短期入所事業所等の設備導入等に係る財政支援や自宅以外でも訪問看護を受けられることができる制度等の創設
 - (2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政支援の拡充
 - (3) 学校で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師配置に係る財政支援の拡充
- 3 依存症を診断・診察する際の診療報酬体系の充実
- 4 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組への支援

【提案・要望の内容】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援を行うため、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）、社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金について、事業実施に支障が生じないよう所要額を確保していただきたい。
特に、地域生活支援事業については、県、市町村ともに所要額と補助額との乖離が大きく、障がい者の生活を支えるために必要な事業の継続が難しい状況であるため、所要額の確保をお願いしたい。
- 2 (1) 医療的ケア児を受け入れる短期入所事業所等開設時における備品等の購入費用に対する補助制度の創設と財源の確保をお願いしたい。また、訪問看護や福祉有償運送等の医療的ケア児が日常生活を送る上で必要なサービスについて、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されない等、医療的ケア児の利用が想定されていないため、制度の創設又は拡充と財源の確保をお願いしたい。
(2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるため、施設への給付費に看護師等配置の加算制度を設けるなど、質の高い医療的ケアが担保される制度の創設と財源の確保、施設改修や設備の導入等に係る国の負担割合の引き上げなど、十分な財政支援をお願いしたい。
(3) 学校における医療的ケア児の受入れと保護者のレスパイトケアの充実を図るため、現在行われている看護師配置に係る経費の1/3の財政支援について、申請額の満額補助が可能となる予算の拡充をお願いしたい。また、私立学校における国負担割合の拡充をお願いしたい。
- 3 依存症治療に関する医療体制の充実を図るため、医療機関にとって積極的な診断・診察へのインセンティブとなるよう、依存症を診断・診察する際の診療報酬体系の充実をお願いしたい。
- 4 農福連携の推進のためには、障がい特性への配慮や、障がい者が安心して就労することができる環境づくりとして、トイレ・休憩施設等の整備や既存施設のバリアフリー化等が必要であるため、障がい者が就労する農業施設等のバリアフリー化等のための施策を充実していただきたい。

【現状・課題】

- 1 地域生活支援事業費等補助金については、所要額に対して十分な国費が確保されず、一般財源による補充等を強いられている自治体もある。また、国の補助率が“1/2 以内”とされていることから、想定外の内示額が提示され、補助額が正しく見込めない状況である。必要な事業を計画的に実施できるよう、補助率を明確に定めるとともに、所要額の確保が必要である。

また、障がい者福祉施設については、老朽化に伴う建替えや利用者の高齢化・重度化に対応した増改築のほか、共同生活援助や日中活動系事業所など地域生活移行の受け皿となる施設等の整備についての要望が年々増加している。一方で、社会福祉施設等施設整備費補助金の国予算は令和3年度から減少に転じ、令和5年度当初予算に係る本県の補助内示率は9.5%にとどまっており、所要額の確保が必要である。

【過去3年の当初予算に対する地域生活支援事業費等補助内示率（通常分のみ）】

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
補助内示率	66.24%	54.78%	59.8%

- 2 (1) 本県では県独自で事業所開設に係る備品等の経費補助を実施しているが、体制の充実を図るためにも、国における支援が必要である。また、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されず、移動手段を担っている福祉有償運送の報酬に上限がある等、医療的ケア児の家族やその支援者に負担が生じているため、国における支援が必要である。
(2) 「医療的ケア児保育支援事業」では、対象児童の有無が看護師配置の補助要件となるため、医療的ケア児の受け入れ経験のある看護師の継続的配置が困難となっている。また、3年後の医療的ケア児の保育ニーズに対して受け入れ見込みが上回ることで補助率拡充の要件とされており、これらの要件について見直しが必要である。加えて、施設改修や設備の導入等に関しては、現在、保育環境改善等事業を活用しているが、国の負担割合が1/3となっており、県及び市町村の財政負担の増加が課題となっている。
(3) 看護師配置に係る経費については必要額の1/3を申請するが、交付決定額は申請額の9割程度である。年々拡充していただいているところであるが、県や市町村は一般財源を持ち出している状況。また、私立学校では、看護師配置事業において国の負担割合が1/3であり、学校の負担が大きい。県内の医療的ケア児は増加傾向にあり、国支援の拡充が必要。
- 3 アルコール健康障害には、入院医療管理加算、精神科医連携加算、集団療法、精神科デイ・ケア等の診療報酬があるが、薬物依存症とギャンブル等依存症は集団療法を実施した場合にのみ診療報酬が適用されるため、今後、更なる充実が必要である。
- 4 農福連携に関連する既存の補助金は、全国のモデルとなり得る取組であること等が要件となっていたり、個人農家を補助対象としていなかったりと、補助要件や補助対象が限定されており柔軟な対応ができないという課題があるため、助成制度の見直しや拡充が必要である。

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に定める「子どもの学習・生活支援事業」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「子どもの生活・学習支援事業」に係る国庫補助率の引き上げ

【提案・要望の内容】

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもが、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付け、希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要であり、子どもが学習に専念できるよう、家庭状況や子どもの特性等に対応した支援体制の充実が必要である。

ついては、地方自治体が当事業に注力できるよう、国庫補助率4分の3、あるいは、他の任意事業の実施率を考慮した補助率への嵩上げ等の措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

これらの事業は、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもに対して、塾形式による学習支援や、家庭訪問による基本的な生活習慣・育成環境の改善に関する助言、食事の提供等を行う国庫補助率2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担している。子どもの生活習慣・育成環境の改善、高校生の中退防止等の効果が出ている一方で、不登校や障がい等を有する子どもの支援など、支援者の負担増とともに、専門性が求められるケースも増えており、支援体制を整える上で、国の財政的支援の拡充が必要である。



公務員獣医師の確保

提案・要望事項

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

- 1 獣医系大学における公務員獣医師に特化したコースの創設や地域枠入学制度の拡充
- 2 公衆衛生獣医師確保修学資金補助制度の創設

【提案・要望の内容】

- 1 公務員獣医師の安定的確保に向けた抜本的な改革として、獣医系大学における公務員獣医師に特化したコースの創設や地域枠入学制度の拡充について、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び環境省等の各関係省庁による連携、検討をお願いしたい。
- 2 本県では、公衆衛生獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、安定した財源確保のため、当修学資金に対し、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公務員獣医師は、公衆衛生分野では、と畜検査や衛生監視業務において重要な役割を担っているが、昨今特に、政府が掲げる輸出推進政策による畜水産物等の輸出拡大に対応するため、HACCPの導入支援や輸出施設認定・監視指導、輸出証明書の発行等の業務負担が増加している。
また、家畜衛生分野では、近年全国的に発生が継続して確認されている高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等による家畜伝染病の発生予防対策等、家畜防疫業務に対する負担は年々増加している。
一方、獣医系大学の実情として、地方出身の入学者が少なく、かつ就職希望先として小動物臨床の人気の高いため、地方での公務員獣医師の不足の大きな要因となっている。
厳しい採用状況が続く場合、技術の継承や人材育成ができず、職員の質の低下、ひいては、負担増加に伴う早期退職等の負の連鎖に繋がることから、早急な抜本的改革を要望する。
- 2 本県では、獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、産業動物獣医師の確保に関しては農林水産省から1/2補助があるのに対し、公衆衛生獣医師の確保に関する国の補助制度はない。公衆衛生獣医師確保についても十分な財源支援を要望する。

【本県の公務員獣医師の採用状況】

受験年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
採用予定者数 a	14	13	7	8	11	13	10	16	10	11	19	23
受験者数	32	27	31	20	26	14	12	14	10	3	4	13
採用内定者数	25	22	22	16	14	12	12	13	8	3	3	12
採用者数 b	10	13	5	7	9	8	4	9	5	2	1	8
b-a	-4	0	-2	-1	-2	-5	-6	-7	-5	-9	-18	-15

【本県の修学資金給付事業】

事業名	就職先	備考
熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業	・ 県職員（農林水産部のみ） ・ 民間産業動物獣医師	農林水産省から1/2補助
熊本県獣医師確保修学資金給付事業	・ 県職員（健康福祉部、農林水産部）	補助なし

医療用医薬品の安定供給への対策

提案・要望事項

【厚生労働省】

- 1 医療用医薬品の安定供給に向けた対策の推進
- 2 KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化

【提案・要望の内容】

- 1 品質が確保された医療用医薬品（後発医薬品を含む。）が安定的に供給されるよう、国として医薬品製造業者等の法令遵守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援を充実する等、実効性のある対策を講じていただきたい。また、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が、医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築をお願いしたい。
- 2 新型コロナワクチンについては、国産ワクチンの承認が進んではいるものの、大部分を海外からの供給に依存している状況は続いており、国産ワクチンの早期実用化が望まれている。
KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンについて、品質、有効性及び安全性が確認されれば、一日も早い実用化に向けて、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 2021年の後発医薬品製造企業の製造不正に端を発する医療用医薬品の供給不安は、後発医薬品を中心に現在も続いている。日本製薬団体連合会が公表した「医薬品の供給状況にかかる調査（2024年3月）」では、全医薬品の23.9%が限定出荷・供給停止の状況にあり、後発医薬品（後発品）に限ると32.1%にのぼる。

医療用医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品等を安心して使用するためには、医薬品製造業者等の法令遵守体制の強化に加えて、不足する医薬品の増産を含めた医薬品製造業者へ支援等を行う必要がある。また、医療用医薬品の供給不安に対しては、本年4月から新たな報告・公表制度が導入されたが、こうした取組の着実な実施などにより、医療機関等が医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制を構築することが必要である。

製造販売業者の対応状況

製造販売業者の「出荷対応」の状況	合計		先発品		長期収載品		後発品		その他の医薬品	
	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比
通常出荷	12,920	76.1%	2,616	92.0%	1,129	87.1%	5,750	67.9%	3,425	78.2%
通常出荷以外	4,064	23.9%	229	8.0%	167	12.9%	2,713	32.1%	955	21.8%
限定出荷	2,313	13.6%	162	5.7%	134	10.3%	1,473	17.4%	544	12.4%
自社の事情	612	3.6%	46	1.6%	30	2.3%	375	4.4%	161	3.7%
他社品の影響	1,485	8.7%	88	3.1%	98	7.6%	1,015	12.0%	284	6.5%
その他	216	1.3%	28	1.0%	6	0.5%	83	1.0%	99	2.3%
供給停止	1,751	10.3%	67	2.4%	33	2.5%	1,240	14.7%	411	9.4%
合計	16,984	100%	2,845	100%	1,296	100%	8,463	100%	4,380	100%

出典：「医薬品の供給状況にかかる調査（2024年3月）」

- 2 KMバイオロジクス株式会社が開発している不活化ワクチンは、インフルエンザワクチンや日本脳炎ワクチンなどの長年の使用実績があるワクチンであり、国民の信頼度も高く、早期に実用化することが望まれている。

同社は、2023年12月から、小児を対象としたワクチンの臨床試験を進めている。

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
- 2 強固な生産基盤の確立への支援
- 3 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
- 4 新たな水産資源管理への取組みに対する十分な予算の確保
- 5 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化
- 6 農林水産物の適正な価格形成に向けた対応
- 7 TPP、日EU・EPA、日米貿易協定等への対応
- 8 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出に係る風評被害への対応

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農地利用効率化等支援交付金等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
(2) 需要に応じた米生産や地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりを進めるため、水田活用直接支払交付金の助成水準の維持と十分な予算の確保をお願いしたい。
(3) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算確保と制度の維持をお願いしたい。
(4) 輸出拡大に向けた非関税障壁交渉や各国輸入条件の周知強化をお願いしたい。特に、輸出国への残留農薬基準値の緩和に係る要望及び卸売市場を通じて青果物を仕入れる輸出者等への輸出青果物の残留農薬基準順守の継続的な周知についてお願いしたい。
(5) 農林水産物の「物流の2024年問題」対策に係る十分な予算の確保と併せて、大都市圏市場等での荷待ち、荷役時間の削減、全国的な広域ストックポイントの設置等について、食料の安定供給の面からも、国から主導的な対応をお願いしたい。加えて、輸送コストの負担増加分について、遠隔地かつ食料供給県である本県の農林水産物に係る競争力低下に繋がらないよう特段の支援をお願いしたい。
(6) 6次産業化支援に関する事業について、意欲ある農林水産業者の取組みを円滑に進めるため、個人の農林漁業者や小規模事業者が活用できるように要件緩和をお願いしたい。
(7) 令和7年度から農地貸借ルートの一元化を踏まえ、担い手への農地集積・集約化の更なる推進に必要な関連事業の十分な予算確保をお願いしたい。
- 2 強固な生産基盤の確立に向け、農業農村整備事業等の十分な予算確保と重点配分及び県内で実施中の国営事業について、事業の着実な推進をお願いしたい。また、地方負担と農家負担の軽減及び農村地域の実情を踏まえた事業制度の拡充と柔軟な運用をお願いしたい。特に、人口減少のさらなる進行を踏まえ、農業水利施設等の保全管理に係る支援制度の拡充をお願いしたい。
- 3 浜の活力再生プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業の十分な予算確保と重点配分、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業と競争力

強化型機器等導入緊急対策事業の併用を可能とするようお願いしたい。

- 4 水産政策の改革の柱である、新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等支援の十分な予算の確保をお願いしたい。
- 5 花粉交配用蜜蜂の安定確保に対する支援の継続をお願いしたい。
- 6 農林水産業は食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える役割を担っている。農林水産業のもつ多面的機能について、国民の理解醸成を図るとともに、農林水産業者の経営存続のため、我が国の実情に合った合理的な農林水産物の価格形成に係る施策や制度構築をお願いしたい。
- 7 農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施と地域にとって自由度の高い予算を継続的に確保いただきたい。
- 8 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出に関しては、国において科学的見地からの説明を尽くすとともに、中国等が輸入を停止した日本産水産物をはじめ、農畜産物や林産物等への風評被害が生じないように、十分な対策をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、産地の収益力強化に不可欠な基幹施設の整備に支障が生じている。
- (2) 食料安全保障や物価高騰への対応など、生産状況が大きく変わる中、水田での需要に応じた米生産や新たな畑作物の産地づくりに地域が主体的・戦略的に取り組むために、引き続き、水田活用直接支払交付金の助成水準の維持と十分な予算確保が必要である。
- (3) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業は、予算の不足が懸念されている。各産地の担い手が計画的に事業に取り組むための十分な予算の確保と制度の維持が必要である。
- (4) 更なる輸出の拡大に向けた取組みを進めるにあたり、輸出相手国において残留農薬基準値が日本よりも遥かに厳しい場合があり、輸出の大きな障壁となっている。さらに、卸売市場経由など産地が意図しない形で青果物が輸出され、残留農薬違反となる場合があり、産地のブランドへの悪影響が懸念されることから、引き続き、継続的な啓発活動等を実施し、輸出者等への残留農薬基準の順守徹底が必要である。
- (5) 県産農産物の県外輸送の98%がトラック輸送である本県では、「物流の2024問題」は喫緊の課題である。国が示したガイドラインを踏まえ、輸送体制改善の取組みに対する財政的支援に加え、大消費地市場等での荷待ち、荷役時間の削減を国が主体的に指導することが必要である。また、食料安全保障の観点から全国的な広域ストックポイントの計画的設置等を国が主体的に進めていくことが必要である。また、輸送コスト増加を産地（農業者）のみの負担とせず、農家所得への影響が最小化され、産地の競争力が低下しないような支援が必要である。
- (6) 6次産業化を支援する農山漁村発イノベーション等整備事業の施設整備事業は、農林漁業者の組織する団体（3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者）が対象であり、個人の農林漁業者や小規模事業者では、補助要件の対象とならず活用できないのが現状である。
- (7) 市町村が策定する地域計画は令和6年度迄に完了させる必要があり、関係機関との連携を図るとともに円滑に計画策定を進めるため国の関連事業の十分な予算確保が必要。また、売

買事務の効率化に寄与するシステム導入等の経費を新たに補助対象とすることなど、農地バンクを活用した貸借や売買を着実に推進できる体制整備が必要。

- 2 今後、食料安全保障を永続的に確保するためには、農地等の生産基盤を強固にしていくことが不可欠であり、農業農村整備事業の予算を確保し、農業生産全国第5位の本県へ重点配分するとともに、県内で実施中の国営事業(八代平野、宇城、八代、玉名横島)を着実に進める必要がある。

また、県営、団体営事業を加速化するため、地方負担・農家負担の軽減策の更なる充実を図るとともに、自然災害の頻発化・激甚化、農家人口の減少などの自然社会条件の変化を踏まえ、費用対効果算定手法の見直しや中山間地域総合整備事業における促進費の導入など、事業制度の拡充と柔軟な運用を求める。

特に、今後、人口減少の更なる進行により、地域住民による施設の管理負担の増加が懸念されることから、施設の維持による多面的機能の発揮を踏まえた管理強化への支援や土地改良区の運営に対する支援など、農業水利施設等の保全管理への支援の拡大を求める。

- 3 水産資源の減少や魚価の低迷、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」に基づく取組みを推進する必要がある。
- 4 水産施策の改革の柱である、新たな資源管理の推進に当たって、漁業者が安心して資源管理に取り組むことができるよう、資源管理対象魚種の採捕停止等に係る収入減を補填する漁業収入安定対策事業等が重要である。
- 5 本県野菜の主要品目であるすいか、いちご、メロンは交配に蜜蜂を利用しており、花粉交配用蜜蜂の安定確保等に向けた継続的な支援が必要である。

- 6 農林水産業は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える多面的機能を有している。その恩恵は国民全体に及ぶものであり、農林水産業が果たす役割について国民の理解醸成が重要である。

我が国の農産物の多くは市場流通が主流であり、卸売市場は、大量・多種な農産物の集荷と迅速な分配、公正で透明性の高い価格形成と確実な決済、大量流通による流通コスト削減など、多数の産地と多数の実需者を結ぶための効率的な流通に大きく貢献している。また、出荷された全量を引き受ける体制は産地にとって大きなメリットとなっている。一方で、市場流通による価格は、需要と供給のバランスにより決まることから、生産コストの上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みとはなっていない。

このような実情を踏まえ、農林水産業が果たす役割について、国民の理解醸成を図るとともに、我が国の実情に合った適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築することが必要である。

- 7 TPP、日EU・EPA協定、日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定により、地方の基幹産業である農林水産業や、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないようにする必要がある。
- 8 水産事業者においては現に在庫を抱え保管に係る経費や、新たな輸出先を開拓するための営業活動等に係る経費が発生しているが、国による「水産業支援のための政策パッケージ」の要件を満たさず、現時点で事業の活用が見通せない状況である。ALPS処理水の海洋放出の完了までには長期間を要し、今後、輸入規制の長期化による更なる影響が懸念される。

また、本県にとって中国、香港及びマカオは、重要な農畜水産物の輸出先であり、令和4年度輸出額は18.6億円と輸出総額の約25.8%を占めている。

特に香港は、国の輸出拡大実行戦略で重要なターゲット市場であり、本県においても、更なる輸出拡大を図るうえで重要な地域であることから、風評被害が生じないよう、引き続き科学的見地から丁寧な説明を行うなど、万全の対策を講じることが必要である。

環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 森林資源の循環利用の確立に向けた林業への支援
- 2 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の実現に必要な森林環境保全整備事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
(2) 新技術・新工法（CLT等）を活用したモデル的な施設整備等の十分な予算確保をお願いしたい。
- 2 「みどりの食料システム戦略」実現のため、農林漁業者だけでなく消費者にも参加意識を持ってもらうよう、国民全体に向けた周知啓発をお願いしたい。また、関連技術の早期開発・実用化をはじめ、生産資材や機械導入に対する支援、並びに環境負荷低減活動に取り組む農業者に対する優遇措置や補助事業の優先採択等のより一層の支援をお願いするとともに、本年度から補助事業の要件として導入されるクロスコンプライアンスが生産現場の負担増とならないようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 県内の人工林の約8割が本格的な利用期を迎え、主伐面積が増加傾向で推移している中、再造林面積も増加傾向にあるが、再造林率は5割にとどまっており、森林資源の循環利用に向けて、花粉症対策を踏まえながら再造林を推進していく必要がある。
また、令和5年10月に決定した「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を踏まえ、スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化やスギ材需要の拡大等に取り組む必要がある。
(2) 民間建築物を含む建築物一般の木造化・木質化に加え、新技術・新工法（CLTやBPC材等）による施設整備など新たな需要創出に向けた取り組みが必要である。
- 2 持続可能な食料システムの構築に向け策定された本戦略を実現するためには、農林漁業者の戦略への理解と取組への動機づけに加え、消費者が地球環境問題に貢献しているという参加意識を持って農産物を購入するよう、本戦略についてわかりやすい情報発信と説明を行い、理解促進を進め、国民の行動を変容させることが必要である。
また、環境負荷低減活動の取組みには新たな生産技術の早期開発及び実用化が不可欠であり、さらに、化学肥料・農薬のこれまで以上の削減やCO₂の排出削減を進めるには、新たな技術導入に係る資材や機械の導入コストに対する支援が必要である。併せて、環境負荷低減事業活動実施計画のみどり認定を受けた農林漁業者が環境負荷低減活動を継続的に進めるためには、優遇措置や補助事業の優先採択などの更なる支援が必要である。
さらに、従来からの制度である有機農業推進法や特別栽培農産物の表示等に加え、みどり認定や環境負荷低減の見える化など新たな制度も開始されるなかで、補助事業の要件としてクロスコンプライアンスが導入されることとなっており、制度の整理と農林漁業者への丁寧な説明、負担軽減が必要である。

農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 親元就農を含む多様な担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
- 2 い業の担い手に対する支援策の継続
- 3 スマート農林水産業の推進への支援
- 4 自然災害(地震、豪雨、台風、噴火)及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化
- 5 豚熱やアフリカ豚熱などの悪性家畜伝染病と重要病害虫の対策強化
- 6 技術系公務員確保に向けた対策の強化

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 担い手確保の柱となる親元就農による新規就農者の確保・育成の取組みを推進するため、就農準備資金について要件緩和と十分な予算の確保をお願いしたい。
また、親元就農を含めた新規就農者の初期投資を支援する経営発展支援事業についても、要望増加が見込まれるため、引き続きの十分な予算確保及び確実な地方財政措置をお願いしたい。
(2) 親元就農や新規参入、雇用就農といった多様化する就農形態に鑑み、支援の対象や期間の拡充と予算確保をお願いしたい。
(3) 強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化支援交付金、農業経営・就農支援体制整備推進事業の予算確保をお願いしたい。
(4) くまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保をお願いしたい。
(5) 新規漁業就業者確保支援策の見直しと予算確保、定着のための給付金制度の創設をお願いしたい。
(6) 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについては、地域農業を支える外国人が大都市その他の特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応できる制度としていただきたい。また、農家等が必要な受け入れ態勢を整えるためにも早期の情報提供と十分な移行期間を設けていただきたい。加えて日本語能力試験合格の要件の追加に当たっては、十分な日本語教育が受けられる環境整備をお願いしたい。
(7) 肉用子牛価格が低迷する中、子牛等流通体制及び販売力強化を図るため、家畜市場の再編に伴う市場機能の高度化に必要な関連事業の充実強化と十分な予算の確保をお願いしたい。
- 2 い業の担い手の生産性向上・経営安定に必要な支援とともに、曇表価格安定制度等の継続と曇文化の維持、継承・発展等に向けた国内い業振興に向けた法の整備をお願いしたい。
- 3 担い手の急激な減少や労働力不足に対応するため、省力化・省人化や技術伝承等につながるスマート農林水産業の実証、普及推進に必要な関連事業の十分な予算確保と生産現場の実態に応じた技術の早期開発をお願いしたい。
- 4 (1) 農業者の経営環境の悪化等のリスクへの対応強化のため、更なる柔軟なセーフティネットの構築をお願いしたい。
(2) 災害時に被災した個人所有の養殖施設について、農業施設における災害復旧と同程度の支

援が受けられるよう被災養殖施設支援制度の創設をお願いしたい。

- 5 (1) 海外悪性家畜伝染病や重要病害虫の水際防疫対策の強化をお願いしたい。
- (2) 豚熱ワクチン接種に係る財政支援及び家畜防疫業務の負担軽減をお願いしたい。
- 6 農業土木や林業等の農林水産系の技術職員を確保するため、国においては、農林水産業の振興を担う公務の重要性を広く周知するとともに、県独自で行う広報活動に対する財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 基幹的農業従事者の減少と高齢化が急速に進む中、新規参入のみならず、親元就農者の確保がますます重要となっている。親元就農者においても就農まで研修等のスキルアップが必要であり、就農準備資金の活用が見込まれる。親元就農者では経営継承のタイミングは経営体でそれぞれであり、資金が活用しにくいものとなっているため、要件緩和など制度の改正が必要である。

また、令和4年度に創設された経営発展支援事業については、親元就農の継承に重要な施策である。生産現場でも活用が広がっており、令和7年度においても更なる要望増加が見込まれていることから、十分な予算確保と、地方自治体が安定的に取り組むための確実な地方財政措置が必要である。
- (2) 国は基本法検証部会において、50歳代を向こう20年間の担い手として位置付けているものの、50歳代への支援が行われていない。本県では、新規就農者に占める50歳代の割合が増加傾向にあり、就農定着させ地域活性化に繋げるためには国による50歳代への支援創設が必要である。

就農準備資金等の現行制度では、交付決定日以降の就農状況の確認に要する経費を補助対象としていることから、年度当初に発生した経費は対象外となっている。しかし、交付対象者の相談対応等は年間を通し切れ目なく継続して取り組む必要があるため、年度当初の経費を対象とできるよう制度の改善が必要である。
- (3) 強い農業づくり総合支援交付金及び農地利用効率化等支援交付金等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、担い手の経営改善に必要な農業用機械や施設の整備に支障が生じている。また本県では、経営継承を個々の農家の問題ではなく、地域の問題として捉え、経営継承支援センターの立ち上げ等、取組みを強化しており、貴重な経営資産を次世代に安定的に引き継ぎ、未来を支える多くの担い手を確保していかなければならない。
- (4) くまもと林業大学校においては、県内の森林資源が成熟する中、資源として利用し、植えて、育てていくための担い手の育成に向けて「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、即戦力となる林業担い手の確保・育成に取り組んでいる。こうした中、令和6年度から定員増を計画しており、予算の拡充が必要である。
- (5) 漁業就業者減少と高齢化が進む中、意欲ある担い手を確保していくためには、漁業学校等での知識の習得を支援する経営体育成総合支援事業を活用した継続的な取組みと、新規就業者が定着するまでの給付金制度の創設が必要である。
- (6) 本県農業分野では、4,616人の外国人材が就労し、そのうち技能実習生が3,615人と78%を占め、今回の制度見直しの影響を大きく受けることから、早期の情報提供と十分な移行期間が必要である。また外国人の受入れについては、賃金水準の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念されており、転籍要件の緩和にあたり、地域間の偏りを是正する措置が必要である。

加えて現行制度では技能実習2号を満了すれば特定技能へ移行できたが、見直し後は新

たに技術試験と日本語能力試験の合格が要件となり、特定技能へ移行する外国人材の減少が懸念されるため、日本語教育に係る環境整備や支援が必要である。

(7) 長引く物価高騰に伴う牛肉消費量減少の影響で肉用子牛価格は低迷し、農家のみならず市場を運営する畜産農協の経営も厳しい中、畜産農協の合併と家畜市場の再編統合に向けた動きが加速している。子牛等流通体制及び販売力強化に向けた、家畜市場の再編整備による市場機能の高度化を支援する関連事業の充実強化と十分な予算の確保が必要である。

2 本県は、国産量表需要のほとんどを担ういぐさ産地であるが、農家数、栽培面積減少が続き、産地維持が難しくなっており、い業の担い手が意欲を持ってい業経営に営農継続と規模拡大に取り組めるよう継続的に支援することが重要である。

3 本県では、高齢化等の進展等による担い手の減少や生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施し、少ない労働力による作業の効率化など生産性を向上することが必要である。

4 (1) 増加する自然災害に対し、農業者のセーフティネットへの更なる加入を促進するため、より農業経営の安定に資する制度とすることが必要である。

収入保険においては、甚大な気象災害に準ずる不可避な基準収入変動の影響緩和についても、新型コロナウイルス感染症の影響による特例のように柔軟な対応を行うなど、農業者が安心して加入を継続できるよう、関係団体の意見を十分に踏まえた対策をお願いしたい。

(2) 被災したノリ養殖施設の次期作に向けた再整備は、養殖業者の大きな負担となっているが公的な支援制度がないため、農業における被災農業施設に対する支援制度と同程度の支援が必要である。

5 (1) アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）は、有効なワクチンや治療法がないことから、国内で発生した場合の畜産業への被害は甚大なものとなる。ASFウイルス侵入防止対策については畜産だけでなく、野生いのししへのウイルス伝播及び死亡個体の処理など環境にも配慮した防疫対策が重要である。また、ASF等の海外悪性伝染病を国内へ侵入させないために、外国からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等の水際防疫対策をさらに強化する必要がある。

さらに、九州全域において飛来が確認されているミカンコミバエや九州本土で上陸が確認されたアリモドキゾウムシ、ジャガイモシストセンチュウ、加えて、中国において発生が確認され宿主植物（花粉等）の輸入が停止されたナシ火傷病など重要病害虫の侵入警戒やまん延防止を図る必要がある。

(2) 九州においても発生が確認された豚熱については、継続したワクチン接種が重要であることから、県への財政支援以外にも豚熱ワクチン接種に重要な関わりを持つ農家へのワクチン接種に係る資器材等の財政支援が必要。

一方、平時も含めた調査・報告等の家畜防疫業務に対する負担は年々増加しており、現に通常業務がひっ迫している。また、近年の鳥インフルエンザや豚熱の国内発生及びASF等の防疫対策として、家畜だけでなく、野生いのししに対する防疫対応も増えていることから、県の負担軽減が図られるよう業務の整理が必要である。

6 近年、農林水産業を担う技術系職員は、採用の申込者数が減少傾向にあり、気象災害や悪性家畜伝染病等の緊急時の対応をはじめ、平時の業務においても不足している状況にある。

そのため、国において、農業生産基盤の整備や新技術の普及を行う農林水産系の技術職員の魅力を発信するためのキャンペーンを実施するなど、学生等に対してその重要性を訴求されるとともに、県独自の技術職員確保のための広報・周知に対しての支援が必要である。

中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 中山間地域等において農業生産及び集落活動等を維持・継承していくための支援の充実
- 2 日本型直接支払制度等、農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 持続可能な地域を目指す多様な取組みを支援するために農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）における十分な予算確保をお願いしたい。
(2) 中山間地域の厳しい営農条件を踏まえ、農山漁村地域整備交付金及び中山間地域農業農村総合整備事業で実施する基盤整備について、中山間地域の多面的な価値を適切に評価した新たな促進費メニューの創設をお願いしたい。
- 2 日本型直接支払制度について、取組の維持拡大に向けて積極的な推進ができるよう、交付単価の引上げ及び十分な予算確保をお願いしたい。
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金について、捕獲補助金の上限単価の引上げ及び必要な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 生産条件が厳しく、平坦地と比較して高齢化や後継者不足が進行する中山間地域の状況を踏まえ、本県では、県独自に、地域自らが作成した地域の将来像の実現に向けた取組みを支援してきた。また、令和5年度(2023年度)からは、農村RMOモデル形成の動きが活発化しており、令和6年度は全国目標を上回るペース（全国目標は令和8年度までの100地区に対し、本県における令和5～6年度の形成予定地区8地区）で農村RMOの形成が進みつつある。これら農村RMOの形成に取り組む地域の将来ビジョン策定やビジョンに基づく計画・実証等の取組みが円滑に進められるための十分な予算が必要である。
(2) 中山間地域の基盤整備において、農地集積の加速化や農家の負担軽減のための促進費を交付する制度の強化が必要である。また、促進費助成対象は集積のみならず、地域用水への活用など多面的機能を有している点も加算対象とすることが必要である。
- 2 日本型直接支払制度は、本県における中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献してきた。一方、資材価格の高騰により、活動組織が計画していた取組みの実施が困難となっている。また、人口減少や高齢化が進む中、組織の統合等による体制づくりが重要である。活動組織の計画的な取組みの実施と体制整備に向けて、交付単価の引上げや、推進交付金を含む十分な予算確保が必要である。

中山間地域等直接支払交付金は、農業生産活動等の継続と体制整備に向けた活動に取組んでいる。加えて、高齢化・過疎化が進む中で、地域農業の維持・発展に資する取組みとして、集落協定の広域化、新たな人材確保、農作業の省力化等に取り組んでいる。これらの加算措置についても十分な予算確保が必要である。

多面的機能支払交付金は、農地や農業用施設の補修・更新等、地域ぐるみの共同活動への支援に加え、自然災害への備えとしても期待されるため、制度の弾力的運用及び財源確保が必要であ

る。

環境保全型農業直接支払交付金は、農業者が安心して継続的に取り組めるよう、予算の十分かつ安定的な確保に加え、事業期間内での大幅な制度変更がないようお願いしたい。また、農業者が提出する書類は専門的な内容が多く複雑なため、確認事務の簡素化と負担軽減が必要である

- 3 本県における有害鳥獣による農作物被害は、5億円前後で推移しているものの、近年、イノシシ、シカ、カモ類による被害が増加している。鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結していることから、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けて、有害鳥獣の生息環境管理、侵入防止対策、捕獲及びジビエ利活用、並びにこれらを実践する人材の育成等を強化していく必要がある。このことから、これらを実施する鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域における鳥獣被害の実態や対策の現状を踏まえ、捕獲経費の実態や物価高騰等による影響を考慮した捕獲補助金の上限単価の引上げや継続的かつ必要な予算を確保する必要がある。

燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策（セーフティネット構築事業）の恒久化、十分な予算確保、発動基準価格の上限設定等制度の拡充
- 2 生産資材価格高騰に対する支援制度の創設
- 3 肥料価格の高騰に対応する恒久的なセーフティネットの創設と化学肥料の代替となる家畜排せつ物由来堆肥等の地域資源の利活用への支援
- 4 配合飼料価格の高止まりに伴う畜産農家への影響緩和と耕畜連携等による国産飼料増産に係る施策の充実・強化、各種畜産経営安定対策や制度資金の柔軟な運用と十分な予算確保

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 令和7年度が事業期限となっている施設園芸等燃料価格高騰対策については、恒久化するとともに十分な予算確保をお願いしたい。
(2) 施設園芸セーフティネット構築事業および茶セーフティネット構築事業は、発動基準価格に上限を設定するとともに、国負担割合の拡大をお願いしたい。
(3) 燃油・ガス等の燃料を利用する全ての農業者が、燃料価格高騰対策・セーフティネット構築事業への加入が可能となるよう制度の拡充をお願いしたい。
- 2 原油価格の高騰に伴い、燃料に加え、ハウス被覆フィルムやマルチ、養殖用支柱やロープ等の生産資材も高騰していることから、生産コスト上昇による影響を緩和し、持続的な経営につながるような生産資材に対する支援制度の創設をお願いしたい。
- 3 肥料価格費の急激な変動に対応するため、次の事項をお願いしたい。
(1) 肥料価格高騰に備えた恒久的なセーフティネットの創設
(2) 家畜堆肥を利用した混合肥料の開発や下水汚泥等の未利用資源の肥料化に向けた施設整備及び機械導入支援に係る十分な予算の確保
(3) 家畜排せつ物由来堆肥について、畜産農家等での良質堆肥生産のための施設や耕種農家の円滑な活用を推進するための機械・施設等の整備に係る十分な予算の確保をお願いしたい。
- 4 (1) 配合飼料価格安定制度については、今般の多額な補填財負担を背景に、今年2月に「配合飼料価格安定制度のあり方検討会」が設置され、これまで講じられた措置の検証や持続的な制度のあり方について検討されていることは承知している。このような中であっても、生産者の自助努力のみでは対応し得ないコスト上昇時には、適切な支援等を行うなど柔軟な対応をとっていただきたい。
(2) 国産飼料増産のためには、耕畜連携の強化が不可欠であるため、飼料生産に取り組む耕種農家が十分な所得を確保できるよう、水田活用直接支払交付金の充実等の必要な対策を講じていただきたい。また、国産飼料生産を後押しする飼料生産外部支援組織等の育成や運営強化に係る支援の充実をお願いしたい。
(3) 畜産経営安定対策や各種制度資金について状況に応じた柔軟な運用と十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 農業者と国の拠出により、燃料価格が一定の基準を上回った場合に補填金を交付する施設園芸等燃料価格高騰対策事業については、令和7年度が事業期限となっている。
(2) 発動基準価格は過去5か年、急騰特例基準価格は過去3年の平均単価を基に算定される。令和2年以降、燃油価格の高騰が続いており、現状の算定方法では、今後発動基準価格等が上昇し、補填が受けられない事態が生じることが懸念される。
また、燃油以外の様々な生産資材コストも上昇しており、農業者の経営が厳しくなっているため、現在、国と農業者で1:1の負担となっている積立金について負担軽減が必要である。
(3) 現行の対策では、野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者が支援対象となっているが、本県の特産作物である、いぐさ、葉たばこが、乾燥工程において、重油、灯油を使用しているにも関わらず、対象外となっており、支援が必要である。
- 2 農業者は、燃料だけでなく、ビニルなどの被覆資材やマルチ資材がこの3年間で20~35%程度高騰しており、農業所得が減少している。漁業者においても、養殖用飼料だけでなく、漁業生産に必要な養殖用資材や出荷用資材等がこの2年間で13%程度高騰しており、漁家経営を圧迫している。
農業者や漁業者が安心して営農を継続することができるよう、生産資材の価格高騰に対する対策または支援制度の創設が必要である。
- 3 原油価格や輸送料の上昇、中国によるリン酸肥料原料の輸出検査の厳格化措置、ロシアのウクライナ侵攻などの影響から、肥料価格は高騰したが、県内の令和5肥料年度の春肥価格（令和5年11月公表）は、高騰した令和4肥料年度の春肥と比較して28%低下した。
今後は、代替国からの肥料原料の調達や世界的な需給の緩和等により肥料価格は落ち着くことが予想されるが、社会情勢の変化により再び肥料価格が高騰することに備えて、肥料価格高騰時の影響を緩和する措置が必要である。さらに、国際価格の影響を受けにくい体質とするため、化学肥料の代替となる家畜ふん堆肥を利用した混合肥料の開発や、下水汚泥等の未利用資源の肥料化など国内資源の活用を推進することが必要である。
また、化学肥料代替として堆肥を利用する際の課題である良質堆肥生産や堆肥のストックヤード及び堆肥散布に係る機械や散布労力を確保するためには、耕種農家が組織的に機械や施設を整備し、散布体制を確立することが必要である。
- 4 (1) 配合飼料価格安定制度については、令和5年度第1四半期以降の対策として「新たな特例」が設けられ、発動の条件や算定ルールの見直しにより、高止まり状況にあっても「緊急補填」が発動する仕組みとなった。しかし、連続する3四半期が最長の交付期間とされており、令和5年度第3四半期を以て補填が終了したことから、第4四半期以降の農家負担が大幅に増加することになる。
(2) 価格高騰時の公的な支援制度のない粗飼料や単体の飼料穀物については、国内の自給率を向上させることが肝要であるが、畜産農家の持つ土地基盤や労働力のみでは長大作物や牧草類、子実用とうもろこし等の国産飼料の増産に限界があるため支援の充実が必要である。
(3) 各種畜産経営安定対策や制度資金等についても、今後、飼料等の高騰の影響による個別経営体の資金繰りが悪化しており、状況に応じて経営安定対策の生産者負担金の納付猶予や制度資金の要件緩和・借入限度額の引き上げ等、柔軟な運用をお願いするとともに、これらの制度が適切に機能するよう、十分な予算の確保が必要である。

赤潮被害対策への支援

提案・要望事項

【農林水産省、環境省】

- 1 事業継続・経営安定に関する支援
 - (1) 漁業災害補償制度（漁業共済）の見直し
 - (2) 運営資金の融資に関する支援
 - (3) 漁場の底質環境改善の取組みに関する支援
 - (4) 生け簀の大型化など施設整備に関する支援
 - (5) 赤潮に強い養殖魚の開発
- 2 有害赤潮の発生予察や被害対策技術の確立
- 3 赤潮監視体制強化への継続支援
- 4 赤潮対策に取り組む地方公共団体に対する財政的支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 昨今の燃油、資材、飼料価格の高騰により養殖魚の生産原価も上昇している中、単位当たり共済価額の実態に即した見直しをお願いしたい。

併せて、経過率・生残率、掛金補助の適用範囲についても、生産現場の実態を十分に把握した上で、実情に即した見直しをお願いしたい。

また、かけ流し式のトラフグやヒラメの陸上養殖についても、漁業共済の対象とするよう制度の拡充をお願いしたい。
 - (2) 赤潮により被害を受けた養殖業者に対する利子助成について、農林漁業セーフティネット資金等に対する国の無利子化措置の上限（現行1千万円上限）は、養殖業者の経営実態に鑑み、概ね1億円を上限とするようお願いしたい。
 - (3) 赤潮の発生抑制につながると考えられるため、養殖業者による富栄養化した養殖漁場の周辺の海底耕耘の取組みについて、引き続き支援をお願いしたい。
 - (4) 近年、頻発するカレンシア赤潮に対応するため、マダイ、シマアジ、トラフグ、カンパチ養殖においても生け簀の大型化や足し網が推進されるよう、既存のリース事業等に赤潮対策特別枠を設けるなど、その整備に対する支援をお願いしたい。
 - (5) 現在、国において実施されている赤潮に強いブリの優良系統の選抜育種を加速化し、早急に開発するとともに、マダイ、シマアジ、トラフグ、カンパチ等の魚種についても赤潮に強い優良系統の開発をお願いしたい。
- 2 八代海海域の養殖業者が、持続的に魚類養殖を営んでいくためには、有害赤潮プランクトンによる被害を最小化するための技術開発が不可欠であることから、国が中心となり、地方公共団体、研究機関、大学等が連携した抜本的な赤潮対策推進体制を整備し、発生メカニズムの解明、発生防止対策及びAIや人工衛星を活用した常時監視システム等の防除技術の開発・実用化の早急な実現をお願いしたい。
 - 3 赤潮被害の最小化に向けて、国からの支援を受けて、養殖業者が広域的な赤潮モニタリング調査を実施し、赤潮の早期発見に効果を発揮しているものの、高騰を続ける燃料費や資材代など負

担が大きいことから、支援の継続をお願いしたい。

- 4 赤潮被害対策費用については、国により特別交付税の措置がなされているが、赤潮被害を受けた養殖業者に対する支援やへい死魚の処分費用など、頻発する赤潮への対策費用は地方公共団体にとって財政的に大きな負担となることから、特段の支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1～4 令和4年、約20億円の漁業被害が発生したカレニア赤潮に引き続き、令和5年6月～9月に発生したシャットネラ属、コクロディニウム、カレニア3種類の赤潮は、本県養殖業に15億円を超える被害をもたらした。

昨今の燃油、資材、飼料価格の高騰により、養殖業者は厳しい経営環境に置かれている中、2年連続の赤潮による甚大な被害を受けた養殖業者からは将来に向けた事業継続を不安視する声が挙がっており、事業継続や赤潮対策への支援が急務となっている。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
上天草市	269,796	428,961
天草市	1,136,696	1,095,933
津奈木町	362,810	19,155
芦北町	196,015	0
合計	1,965,317	1,544,049

有害赤潮による漁業被害金額



養殖場の被害状況

災害からの着実な復興と地域経済の維持・発展に向けた 中小・小規模企業等への支援の強化

提案・要望事項

【内閣府、財務省、経済産業省】

- 1 円滑な事業承継促進のための支援の継続
- 2 商工会・商工会議所が行う伴走型支援の機能強化のための経営発達支援計画実施への継続支援
- 3 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金の予算の確保
- 4 物価高騰や人手不足等の経営環境の変化への対応に向けた事業者の新たな取組み等への継続支援
- 5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金の運用の弾力化

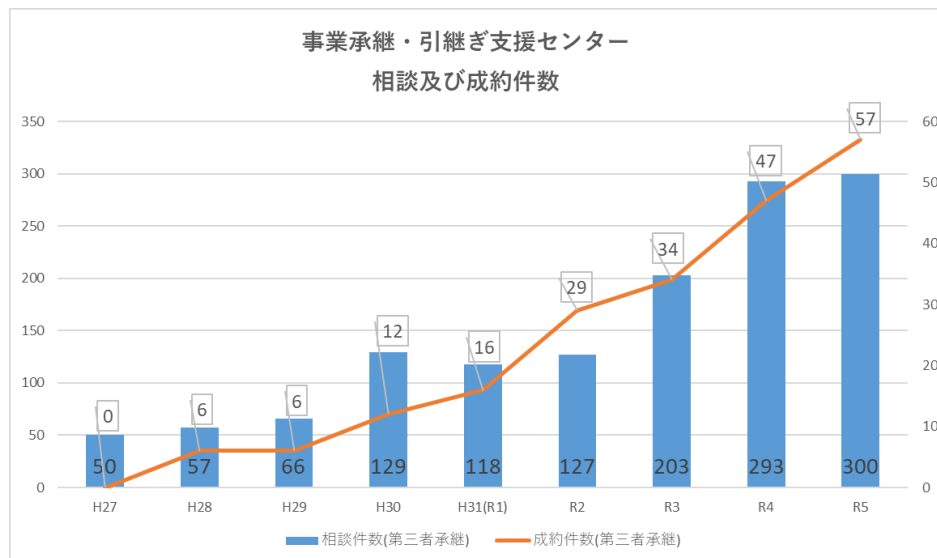
【提案・要望の内容】

- 1 後継者不足を背景とした廃業は、60歳以上の経営者のうち約2割に迫るとされ、地域経済を維持・発展させるためには、さらなる円滑な事業承継及び経営資源の引継ぎの促進が必要であることから、事業承継・引継ぎ支援補助金の継続とともに、事業承継・引継ぎ支援センター等に対し、引き続き強力に支援いただきたい。
- 2 商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援の機能強化のため、経営発達支援計画の策定及び計画の実行に必要な経費の支援（伴走型小規模事業者支援推進事業補助金）を継続いただきたい。
- 3 小規模事業者支援推進事業費補助金について、本県では熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の影響を受けた小規模事業者の販路拡大等の取組みを支援するために活用しており、被災地域の復興に向け、引き続き支援が必要であることから、交付決定にあたっては御配慮いただきたい。
- 4 物価高騰や人手不足等の経営環境の変化に対応するため、中小企業者の業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築や販路開拓等の取組みが重要であることから、引き続き、事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金等にかかる予算の確保をお願いしたい。併せて、経営環境が悪化した事業者に対しては、状況に応じた資金繰り支援の継続と、既往債務の条件変更等、引き続き事業者の実情に応じた柔軟な対応に向けた取組みをお願いしたい。
- 5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金を令和2年度以降積み立て、コロナ関連融資の保証料補助の後年度負担に充てているが、国における借換え制度創設等に伴い借換えが進み、令和2年度、令和3年度積み立てた基金に積立期限終了時点で余剰金が発生する見込みである。そのため、ともに目的が同じである借換え後の資金への活用や積立期限の延長等、基金の運用の弾力化をお願いしたい。

【現状・課題】

1 本県では、事業承継診断の結果、4割超の事業者が「将来を語り合える後継者がいない」と回答しており、円滑な親族内承継の推進とともに後継者不在企業への支援が重要となっている。

事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、相談件数・成約件数ともに年々増加傾向にあるが、事業承継の取組みをさらに後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金により、専門家の活用や事業承継・引継ぎ後の設備投資等への支援の継続が必要である。



※R5年度分については、R6年1月末時点件数

2 商工会・商工会議所による経営発達支援計画（小規模事業者支援法）に基づく小規模事業者への伴走型支援の更なる推進と機能強化に必要な所要額の確保に向け、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金による支援の継続が必要である。

3 熊本地震については、益城町の土地区画整理事業等の影響を受けて再建できない事業者がいることから、熊本地震の直接被災事業者かつ益城町の土地区画整理事業等の影響を受け、県独自のグループ補助金を活用して再建予定の事業者に対して引き続き支援する必要がある。

また、令和2年7月豪雨の被災事業者は、未だ公共事業で事業再建できない事業者が多数存在すること、また、今後はなりわい補助金と連動した事業者の売上回復のための生産性向上等の取組みが考えられることから、引き続き支援が必要である。

4 物価高騰や人手不足等の経営環境が変化する中、事業者は業態転換やビジネスモデルの変革、販路開拓等に積極的に取り組む必要があり、事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金（通常枠・特別枠）を継続させることにより、これらの取組みを強力に後押しする必要がある。

また、令和2年に実行されたコロナ関連融資の元金返済も事業者の負担となっており、今後も資金繰りの悪化が懸念されることから、状況に応じた資金繰り支援が引き続き必要である。

5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金を令和2年度以降積み立て、コロナ関連融資の保証料補助の後年度負担に充てているが、国における借換え制度創設等に伴い借換えが進み、令和2年度、令和3年度積立の基金について、積立期限終了時点で余剰金が発生する見込みである。その一方で、借換え後の資金を対象とした令和4年度積立基金については、想定以上に活用され、基金が不足する見込みであり、県の財政負担も少なくない。

大規模太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の建設に伴う 諸課題への対応強化のための交付金制度の創設

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

地球温暖化対策推進法に規定された「(再エネ) 促進区域」に再エネ発電施設が整備・
運転された場合、立地市町村に交付金を交付する制度の創設

【提案・要望の内容】

大規模災害が頻発する中、住民の防災意識が高まっていることを背景として、大規模な地上設置型太陽光発電施設や風力発電施設の建設に伴う周辺環境への影響が懸念され、住民の不安を招くケースが起こっている。これに対応するため、令和4年4月に地球温暖化対策推進法が改正され、(再エネ) 促進区域制度が設けられた。しかし、地上設置型太陽光発電施設や風力発電施設に係る(再エネ) 促進区域の設定は、令和5年12月時点で全国でも16市町村に留まっており、ほとんど進んでいない。

このため、地域のインセンティブとして、(再エネ) 促進区域に再エネ発電施設が整備・運転された場合、立地市町村に交付金を交付する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題】

- 令和4年4月に温暖化対策推進法に地域共生型再エネ立地を促進するため市町村が指定する「(再エネ) 促進区域」の制度が創設され、本県は市町村が(再エネ) 促進区域を指定できるよう県基準やそれを地図化したゾーニング図の公表を行い、市町村支援を行っている。
- しかし、市町村からは「市町村にとって、指定のメリットがなければ積極的に実施できない」との声が多く上がっていることから、(再エネ) 促進区域の指定が進まず、結果として、再エネの供給が進まない可能性がある。



大規模な地上設置型太陽光発電施設

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 社会資本整備の着実かつ計画的な推進に必要な予算総額確保
- 2 老朽化対策に対する持続的な支援

【提案・要望の内容】

- 1 激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、地方創生に向けた取組みを下支えするため、さらに持続的な経済成長の実現を図り、農山漁村の安全・安心の実現や生産性の向上を図るためには、道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設・下水道などの社会資本整備を着実かつ計画的に推進する必要がある、現下の資材価格の高騰を踏まえた必要な予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に維持修繕や更新を進めていくために必要な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県における社会資本の整備状況の一例として、道路改良率は58.6%（全国35位、道路統計年報2022 都道府県別道路現況）であるなど依然として低い水準である。
また、社会資本の整備は安全・安心な社会を実現するだけでなく、TSMCの進出に伴う企業立地、雇用、民間投資の誘発に加え観光客の増加といった地方創生及び持続的な経済成長の実現に向けた様々な効果を発揮するものであることから、戦略的かつ計画的な整備の推進が必要である。
- 2 道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設・下水道などの社会資本の整備は、未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組みながら、その社会資本を将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。
しかし、高度経済成長期に整備された老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況であり、計画的な維持修繕や更新が必要であるが、更新整備には膨大な費用を要するため長期間に及ぶ見込みである。このため、更新整備までの年々増加するインフラ・施設の機能維持管理費についても支援が必要である。
特に、耐用年数（20年）を超える排水機場が6割を超えるなど土地改良施設の老朽化が進んでおり、管理者である市町村や土地改良区等の維持、補修費用がかさんでいるため、支援が必要である。

土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

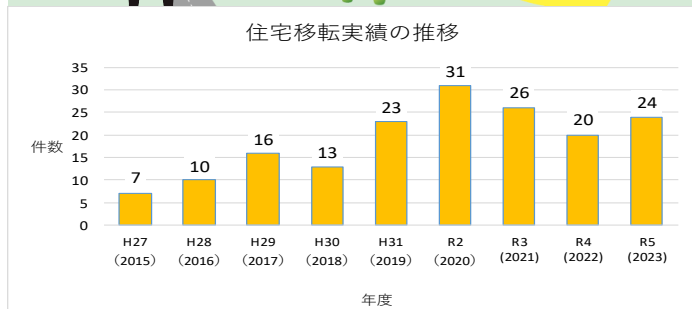
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等

【提案・要望の内容】

頻発する土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等をお願いしたい。

【現状・課題】

- 熊本県内の土砂災害警戒区域約2万6千箇所（指定予定含む）の約9割で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定（予定）されており、そこには2万戸以上の人家が立地している。
- 土砂災害を防止する為のハード対策は人家5戸以上の限られた区域が対象となっている。一方で、土砂災害は毎年各地で頻発しており、土砂災害から人命を守り、地域の防災力の向上を図るためには、効果的なハード対策と合わせてソフト対策の強化が不可欠である。
- 熊本県では土砂災害から人命を守るために、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を平成27年度（2015年度）から県単独事業で実施しており、令和5年度末までに170件が土砂災害警戒区域外の安全な地域へ移転されている。
- 地方では、少子高齢化・人口減少が深刻化しており、ハード対策の対象外となる地域の更なる増加が懸念され、危険箇所から人家を移転することは人命を守るために極めて有効なソフト対策であると考えられる。
- このためレッドゾーン内の既存住宅の除却や移転に要する経費等に対する補助の新設や、既存制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「居住誘導促進事業」の要件拡充等、危険箇所からの住宅移転を促進し住民の生命・身体を守るための新たな交付金制度の創設等による財政支援が必要である。



阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇山直轄砂防事業の促進に必要な予算の確保
- 2 事業箇所の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇地域の住民の生命、財産を守るため、土石流・流木による被害を防止・軽減する「阿蘇山直轄砂防事業」に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 荒廃が著しい箇所の対策を行うため、事業箇所の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇地域は、全国平均の約2倍の年間降水量や火山性の脆い地質で土砂災害が起りやすい。平成28年(2016年)の熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生するとともに、膨大な量の不安定土砂が残存し、土砂災害の発生リスクが高まった状態となった。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等の採択を受け、砂防堰堤等の整備を進めることとなったが、流域の荒廃は著しく、更なる対策が必要な状況にあった。

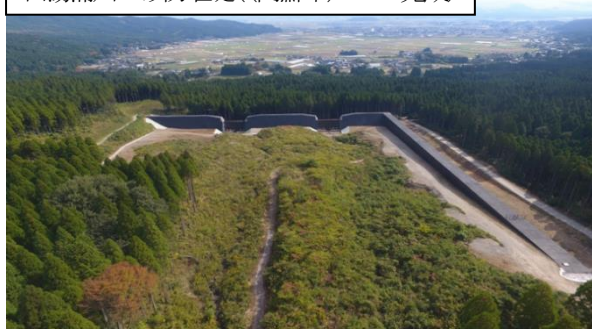
このような中、阿蘇地域における土石流・流木災害から、人命・財産を守るとともに、白川・黒川流域の土砂・洪水氾濫リスクの低減を図るため、平成30年度(2018年度)から国交省による阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいた。令和3年(2021年)4月には、対策工事の本格化に向け阿蘇砂防事務所を開設していただき、強力に事業を推進していただき、事業予定箇所(25箇所程度)のうち、これまでに12箇所の整備が完了し、現在8箇所で事業が進められている。

- 2 熊本地震で生じた崩壊土砂に加え、昨今の激甚化・頻発化する豪雨や火山性の脆い地質と地震による地盤の緩みにより、今後大量の不安定土砂が長期間にわたって流出を続けることが懸念されることから、現在事業実施中の施設整備を集中的に実施していただくとともに、将来にわたり対応が必要である。

阿蘇山直轄砂防事業

期 間：平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度)(予定)
総事業費：約256億円

西湯浦川1砂防堰堤((阿蘇市)R5.11完成)



三王谷川2砂防堰堤((南阿蘇村)R6.3完成)



水道事業の経営基盤強化等に向けた取組みへの支援

提案・要望事項

【総務省、国土交通省】

水道事業の経営基盤強化等に向けた財政支援の拡充

【提案・要望の内容】

水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等を推進するために、次の事項についてお願いしたい。

- (1) 水道事業運営基盤強化推進等事業（広域化事業）の対象範囲の拡大及び交付率の引き上げ
- (2) 水道管路緊急改善事業の対象施設の拡大
- (3) 簡易水道事業の整備について、その財源となる過疎対策事業債の必要額確保

【現状・課題】

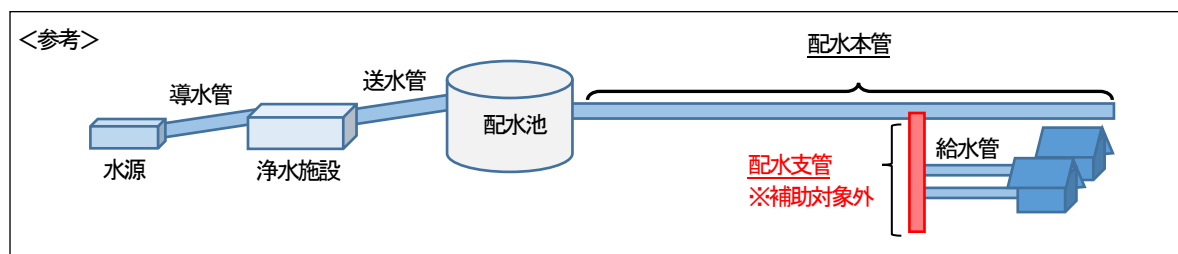
- (1) 人口減少に伴い、料金収入が減少する中、水道事業の安定的な経営のためには、広域化による効率的な事業運営が有効な手段の一つとされている。しかしながら、水道事業運営基盤強化推進等事業の現行の補助採択基準は、3以上（過疎地域など条件不利地域は2以上）の水道事業等の事業統合又は経営の一体化で、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上とされており、小規模水道事業者の取組みが進んでいない状況。

このため、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者に対しても、インセンティブが働き、広域化の取組みが進められるよう、事業統合等を伴わない施設の共同化（管路整備含む）などの事業についても交付対象とするなど補助採択基準を緩和するとともに、交付率を引き上げる必要がある。

- (2) 法定耐用年数（40年）を経過した管路の更新や耐震化には、多額の事業費が必要となるため、国庫補助事業の活用が不可欠である。

しかしながら、水道管路緊急改善事業の補助対象施設は、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）に限定されており、特に島しょ部など水資源が乏しく経営環境が厳しい水道事業者においては、配水支管の更新に係る財政負担が大きいと、管路の更新や耐震化が進まない状況。

このため、経営環境の厳しい水道事業者に対し、配水支管を含めた管路の更新や耐震化が計画的に進められるよう、配水支管を補助対象とするなど、対象施設を拡大する必要がある。



- (3) 簡易水道事業の整備は、地方負担額の50%までについて過疎対策事業債（ハード分）を活用できることとなっているが、県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%という状況にある。

水道は、住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、整備に当たっては緊急性が求められることから、必要となる財源は確保される必要がある。

九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

1 幹線道路ネットワークの整備推進

- 九州中央自動車道
- 南九州西回り自動車道
- 中九州横断道路
- 有明海沿岸道路
- 熊本天草幹線道路

2 道路関係予算の安定的な総額確保

【提案・要望の内容】

1 熊本地震や豪雨災害など、近年の激甚化・頻発化する災害に対応するため、強靱で信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築や平常時・災害時を問わない安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワークの構築が重要である。

本県においては、有明海沿岸道路「荒尾道路」の令和5年度事業化や九州中央自動車道「山都中島西IC～山都通潤橋IC」間の開通、さらには、中九州横断道路「大津道路」の令和6年度新規事業化など、幹線道路整備を大きく前進いただいている。

これらの取組みをさらに加速させ、県内はもとより九州全体の発展につなげるため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

○九州中央自動車道

- ・「清和～蘇陽」間の早期事業化、「蘇陽五ヶ瀬道路」の早期整備、「矢部清和道路」の事業推進

○南九州西回り自動車道

- ・「水俣IC～県境」間の供用年度の明示と早期完成

○中九州横断道路

- ・「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）の有料道路事業の導入検討及び早期事業化、「大津熊本道路」の早期完成に向けた有料道路事業の導入検討及び事業加速化、「大津道路」の事業推進、「滝室坂道路」の供用年度の明示と早期完成、「竹田阿蘇道路」の早期整備

○有明海沿岸道路

- ・「三池港IC連絡路」の早期整備、「荒尾道路」の事業推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期完了、「玉名市～熊本市」間の早期事業化に向けた取組みの推進

○熊本天草幹線道路

- ・「大矢野道路」、「本渡道路Ⅱ期」の早期整備のための所要額確保
- ・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備、「宇土三角道路」の事業推進

2 道路関係予算を安定的に確保し、必要な道路整備を計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保いただくとともに、対策期間完了後においても、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組みを進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源の通常予算とは別枠での確保をお願いしたい。

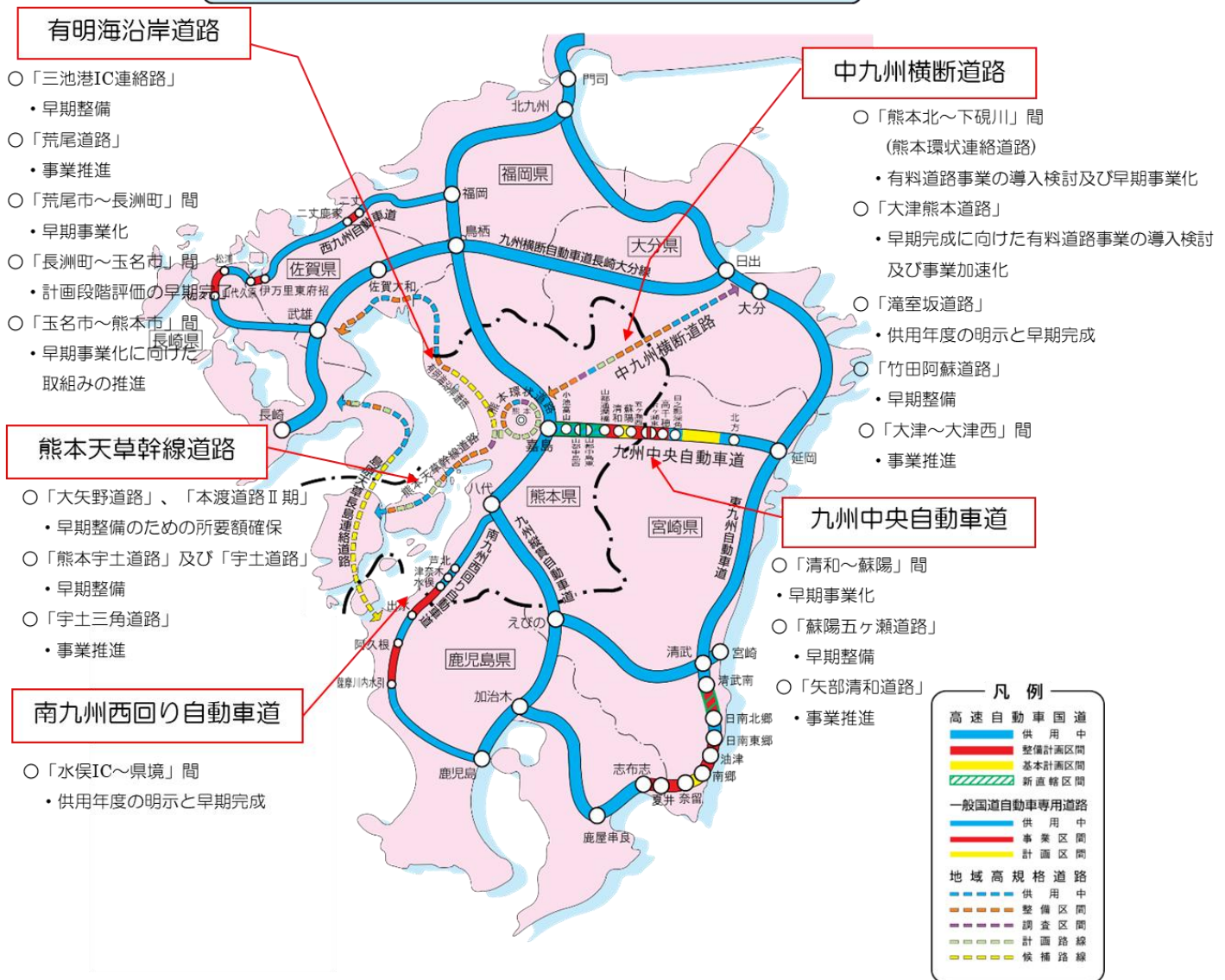
【現状・課題】

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えのもと、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、九州の一体的な発展を図るとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備を進める必要がある。

特に、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

県内はもとより、九州全体の発展につなげるため、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路など、本県の高規格道路の整備をさらに加速させる必要がある。

九州の高規格幹線道路概要図



熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けた最大限の支援

【提案・要望の内容】

熊本都市圏の円滑な交通に資する都市交通ネットワークを形成するため、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路（以下、熊本都市圏3連絡道路）の早期実現に向け、以下の事項について最大限の支援をお願いしたい。

- 1) 概略ルート帯や構造等の決定に向けた道路計画検討に係る技術的支援
- 2) 早期整備のための有料道路制度の活用を含む事業手法の検討に係る支援

【現状・課題】

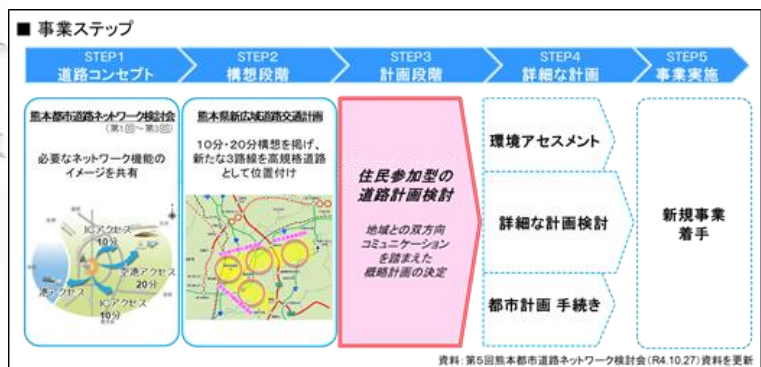
熊本都市圏においては、熊本市中心部の平均旅行速度及び主要渋滞箇所数がいずれも3大都市圏を除く政令指定都市ワーストワンであるなど、常態化した交通渋滞により市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

そのような中、令和3年6月に熊本県・熊本市により策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、熊本市中心部から九州縦貫自動車道までを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ「10分・20分構想」を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏3連絡道路を新たな高規格道路として位置づけた。

令和4年8月に熊本都市圏の市町村や経済界と「熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会」を設立し、令和5年9月に開催した総会において熊本都市圏のみならず県内全ての市町村が参画することとなった。さらに、令和5年11月には、道路計画の具体化に向けて、第1回有識者委員会を開催し、「住民参加型の道路計画検討」に着手した。今後、住民の意見を把握し、有識者の助言をいただきながら、ルート帯や主な道路構造など概略計画の決定に向けた調査・検討を進める。

熊本都市圏における交通課題の解消はもとより、世界的半導体企業であるTSMCの進出を契機として、九州全体の発展につなげるためにも、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向け、技術面や財政面等、国の強力な支援が必要不可欠である。

「10分・20分構想」のイメージ図



住宅耐震化の推進

提案・要望事項

【国土交通省】

住宅耐震化の推進に必要な財政支援

【提案・要望の内容】

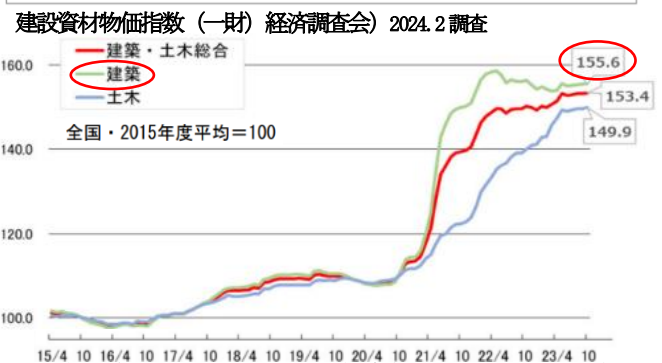
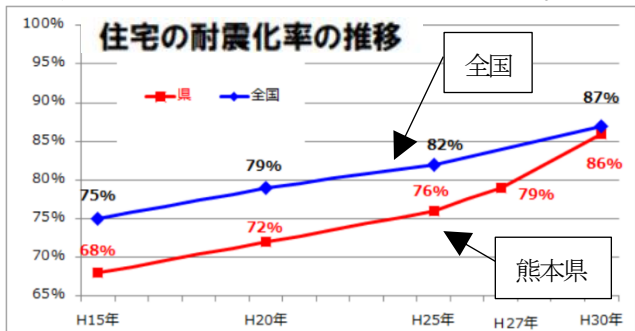
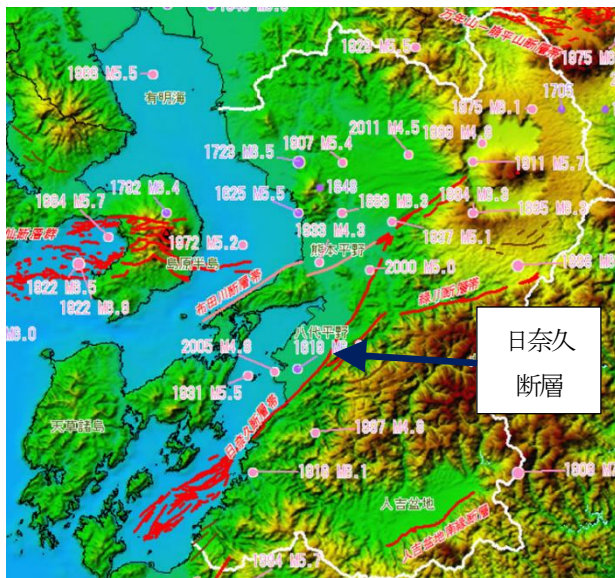
住宅の耐震化は、住民の生命・財産を守るために不可欠であり、被害を最小限に抑えるため、住宅耐震化の推進に関する予算総額を確保するとともに補助制度の拡充等をお願いしたい。

【現状・課題】

今般、全国的に大規模な地震が発生しており、本県においても、平成28年熊本地震の経験から、住宅の耐震化に関する重要性を改めて認識し耐震化に取り組んでいる。平成30年住宅・土地統計調査における耐震化率では、全国平均を下回る状況であり、少子高齢化・過疎化といった社会的背景の中で住宅耐震化の推進が急務である。

本県においては、今後30年以内のM7.3程度の地震発生確率がSランクである日奈久断層があり、令和6年能登半島地震の甚大な被害を教訓として、住宅の耐震化を更に加速化する必要がある。

現行の補助制度では、耐震改修工事の平均価格を下回る補助限度額が設定されており、所有者の負担割合が高いのが実情である。加えて、昨今の人件費及び資材価格の高騰を踏まえ、耐震化を加速化させるためには、補助限度額の拡充等が必要である。さらに耐震化の推進を着実に進めるため、所有者に対して確実に補助が行えるよう、予算総額の確保が併せて必要である。



地震調査研究推進本部資料

【参考】社会資本整備総合交付金：住宅・建築物耐震改修事業（住宅の総合支援メニューの場合）

補助対象工事費（例：補助限度額125万円）		
事業主体である市町村の補助額（補助率4/5：100万円）		所有者負担 （25万円）
国負担 （市町村補助額の1/2：50万円）	地方負担 （50万円）	

これまでの一般財団法人日本建築防災協会の調査(R2)では、耐震改修工事の中央値は186万円で行われている。住宅の規模等により工事費が高くなるとともに所有者の負担感が大きくなる。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、国土交通省】

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備に対する技術的協力と最大限の財政支援

【提案・要望の内容】

空港アクセス鉄道は、本県の長年の課題である空港アクセスの改善にとどまらず、平成 28 年熊本地震からの創造的復興、半導体関連企業の集積に向けたインフラの礎として、50 年後、100 年後を見据えた将来の熊本、ひいては日本の発展に寄与するものである。

様々な検討を経て、令和 4 年 12 月、空港アクセス鉄道を「肥後大津ルート」で整備することを決定し、早期実現に向け、JR九州とも協働で取組みを進めていくことを確認している。

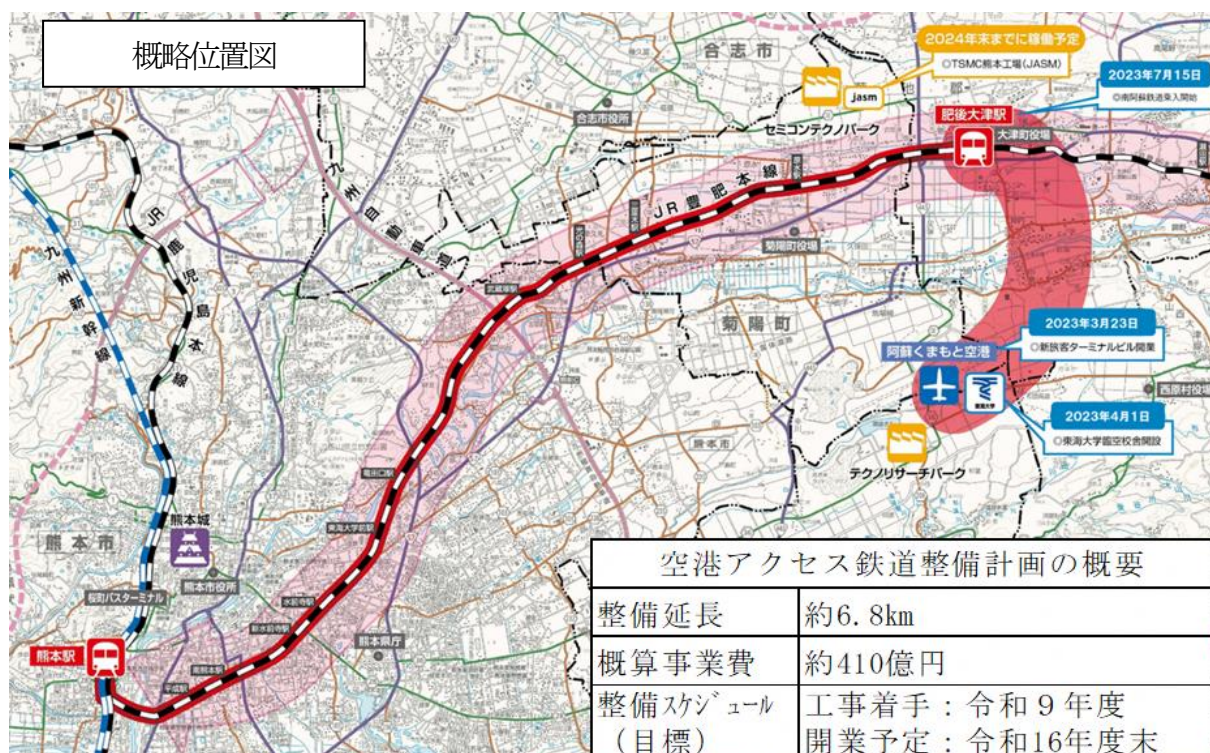
既に、肥後大津ルートの深度化調査や環境アセスメントなど具体的な検討を進めているところであることから、鉄道事業許可に向けた専門的な知見に基づく技術的な助言と、国家プロジェクトに資する本事業の意義に鑑みた国を挙げての最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

○現状と課題

- ・ 空港利用者のアクセス手段は、自動車利用に大きく依存している。
(自家用車 44.8%、レンタカー 23.7%、リムジンバス 15.2%、タクシー 7.1%)
- ・ 朝夕ラッシュ時の道路渋滞により、空港アクセスの定時性、速達性確保が課題である。
- ・ 空港運営会社は、約 30 年後には空港旅客数を約 2 倍に引き上げる目標を公表しているが、現状の公共交通アクセス（リムジンバス）では今後増加する見込みの空港利用者に対応できず、大量輸送性の確保も課題である。

(国内線・国際線旅客数：2017 年度 334 万人 → 2051 年度 622 万人)



並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援

提案・要望事項

【総務省、財務省、国土交通省】

- 1 並行在来線の鉄道施設・設備や車両に係る修繕・更新費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保
- 2 並行在来線に対する赤字補填・運営費助成等の財政支援制度及び地元負担に対する地方財政措置の構築
- 3 自然災害等による鉄道ネットワーク不通の影響（線路使用料収入の予期せぬ減少）が生じた場合における支援制度の構築

【提案・要望の内容】

- 1 並行在来線は、収益性の低い区間のみが分離されたものであり、極めて厳しい経営状況が続いている。安全かつ安定的な運行に必要な不可欠な鉄道施設等は、今後、老朽化による多額の費用負担が見込まれることから、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）における並行在来線の簡易かつ優先的な採択を含む国庫補助事業の十分な予算枠の確保をお願いしたい。また、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しを含む新たな仕組みづくりをお願いしたい。
- 2 鉄道施設等の維持には多額の費用を要するため、公的支援が必要不可欠であるが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されている。そのため、現行の鉄道施設等の修繕・更新費に対する補助制度のみならず、赤字補填や運営費補助等の新たな財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置（路線バスと同等の特別交付税措置）の構築をお願いしたい。
- 3 自然災害等による鉄道ネットワークの分断は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼし、並行在来線各社において鉄道施設等の修繕・更新費の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線の安定的な運営を支える仕組みとなるよう貨物調整金制度における配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 並行在来線については、JRから経営分離される際に「事業譲受」という形で実質的な事業再構築を行っており、関係者との協議や経営計画の策定等を経て開業したため、地域公共交通再構築事業の採択要件を既に満たしていると考えられる。また、貨物調整金制度については、平成27年1月14日付け政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」により制度見直しの方向性が示され、令和13年度以降は「貸付料を財源とせず、並行在来線に必要な線路使用料の確実な支払いを確保する新制度へ移行する」とされている。
- 2 R4決算では経常損益が9.5億円の損失計上となり、開業（H16）以降、19年連続で赤字となっている。中期経営計画を策定し、経営改善に向けた各種取り組みを実施しているが、沿線の人口減少や燃料価格高騰等の影響を大きく受け、未だ改善の見通しは立っていない。
- 3 H30年7月に発生した西日本豪雨において山陽本線が不通となった際、同年7月～10月にわたってJR貨物の貨物列車が運休減便となり、線路使用料収入が約40,000千円減額。当初予定していた鉄道施設等の修繕・更新を翌年度に繰り延べるなどで対応している。

地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助の必要な予算額の確保
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定方法の見直し
- 3 路線バス事業者が行う共同経営の取組みに対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、収支改善に向けた生産性向上の取組み等を検討・実施してもなお、それを支援する県及び市町村の負担は年々増加傾向にあることから、必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、地域区分(補助ブロック)ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本県は、南九州ブロック単価(R5:314.57円)が適用されているが、実態に即していない状況となっていることから、北九州ブロック単価(R5:410.78円)の適用や、中九州ブロック単価の新たな設定などを見直しをお願いしたい。
- 3 本県のバス事業者5社は、令和3年(2021年)4月から重複区間の最適化など共同経営を開始。分析システムの構築、共通定期券の導入、共同経営計画策定等について、県は財政支援を行っているが、国の支援の継続を要望するものである。また、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務等について道路運送法における基準の緩和等についてお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 過去に、路線バスに対する地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について減額査定の可能性が示唆されたり、地域鉄道に対する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について所要額の予算が確保されないことがあったが、安全輸送や路線維持に支障をきたさないよう所要額の確保をお願いしたい。
- 2 県内バス事業者のうち、特に熊本都市圏周辺を主な運行エリアとしているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」は、南九州ブロック単価(R5:314.57円)を大幅に上回っている状況(A社:約375円)にあり、実質赤字系統であっても補助対象基準に適合しないなど、実態に即していない仕組みとなっている。
- 3 国においては、地域交通の「リ・デザイン」の議論を踏まえ、バス・タクシー等の「エリア一括協定運行事業」及び「共創・MaaS実証プロジェクト」をはじめとした支援制度を創設しているところではあるが、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、官民共創、事業者間共創の取組みに対して、継続的な支援が必要である。また、会社間の垣根を越えた取組みを進めていくという観点で、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務といったことが可能になれば、より効率的な路線網の構築が可能になると考えられる。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 天草・県南地域の海上交通の維持確保及び充実を図るために必要な支援の拡充
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」及び「八代・天草シーライン構想」の具体化

【提案・要望の内容】

- 1 海に囲まれた「天草地域」、八代市を中心とする「県南地域」は、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るため、国庫補助対象航路の拡大など必要な支援の拡充をお願いしたい。
- 2 九州地方新広域道路交通計画で構想路線として位置付けられた「島原・天草・長島架橋構想（島原天草長島連絡道路）」や八代・天草を結ぶ「八代・天草シーライン構想」は、天草・県南地域の地方創生、ひいては熊本県の発展に寄与する重要な構想である。構想段階にある交通ネットワークの具体化推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 天草地域及び県南地域では、少子高齢化による利用者数の減少に伴う経営状況悪化などのため、多くの定期航路が休廃止されており、航路の維持確保が喫緊の課題となっている。本県では、地元自治体と連携して、国庫補助の対象とならない離島航路及び半島航路に運営費補助を行っているが、船舶の老朽化に伴う修繕費の増加や代替船建造等が課題となっている。

- 2 「島原・天草・長島架橋構想」においては、関係機関と連携しながら、実現に向けて要望活動、自然観測調査等を継続して実施している。長崎、熊本、鹿児島で設立する協議会では、毎年、600人規模の構想推進地方大会を開催し、国による調査再開を提言する決議を行っている。

「八代・天草シーライン構想」においては、知事を会長とし、県議会、地元首長、県の商工団体が参画する協議会を令和3年2月に設置。協議会設置後は、毎年、構想推進大会を開催し、構想の早期実現を国に要望している。また、令和6年3月に国、県、市で構成する勉強会を設置。令和6年3月28日に第1回勉強会を開催。



熊本港の整備推進

提案・要望事項	【国土交通省】
<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震強化岸壁の整備推進 2 防波堤（南）の整備推進 	

【提案・要望の内容】

- 1 熊本港が熊本都市圏の防災拠点としての機能を発揮するとともに、地震等大規模災害時に世界的半導体企業であるTSMCや関連企業を含む背後圏企業のサプライチェーンを維持していくため、港湾予算の更なる拡充と耐震強化岸壁の着実な整備推進をお願いしたい。
- 2 熊本港が安全で安定的な海上交通ネットワークを確保するため、引き続き、港内の静穏度確保に向けた防波堤の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では、港を利用した緊急支援物資の搬入や給水・入浴支援、ホテルシップなど、海上からの多種多様な支援の重要性が認識されたが、熊本港には耐震性を備えた岸壁がなく、今後予想される南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、災害支援活動や経済活動を支える九州の広域防災拠点としての役割を果たすためにも、耐震強化岸壁の整備が必要である。

また、熊本港の背後圏では、TSMCの進出を機に半導体関連産業の集積や設備投資が活発化しており、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワーク整備が進むなか、熊本港の物流拠点としての重要性が高まっている。

港湾が、企業のBCPについては日本の経済安全保障の観点から、大規模災害時にも半導体サプライチェーンを維持し、物流・防災拠点として背後圏企業の事業継続を支援していくためには、港湾予算の更なる拡充が必要であり、熊本港においては、取扱貨物の増大と防災機能の強化のため、耐震強化岸壁の整備を推進する必要がある。

- 2 熊本港は、長崎県とフェリーで結ぶ海陸交通の重要な結節点でもあり、これらの機能を十分に発揮するためには、港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要がある。



【熊本港と企業集積地間の道路ネットワーク】

八代港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

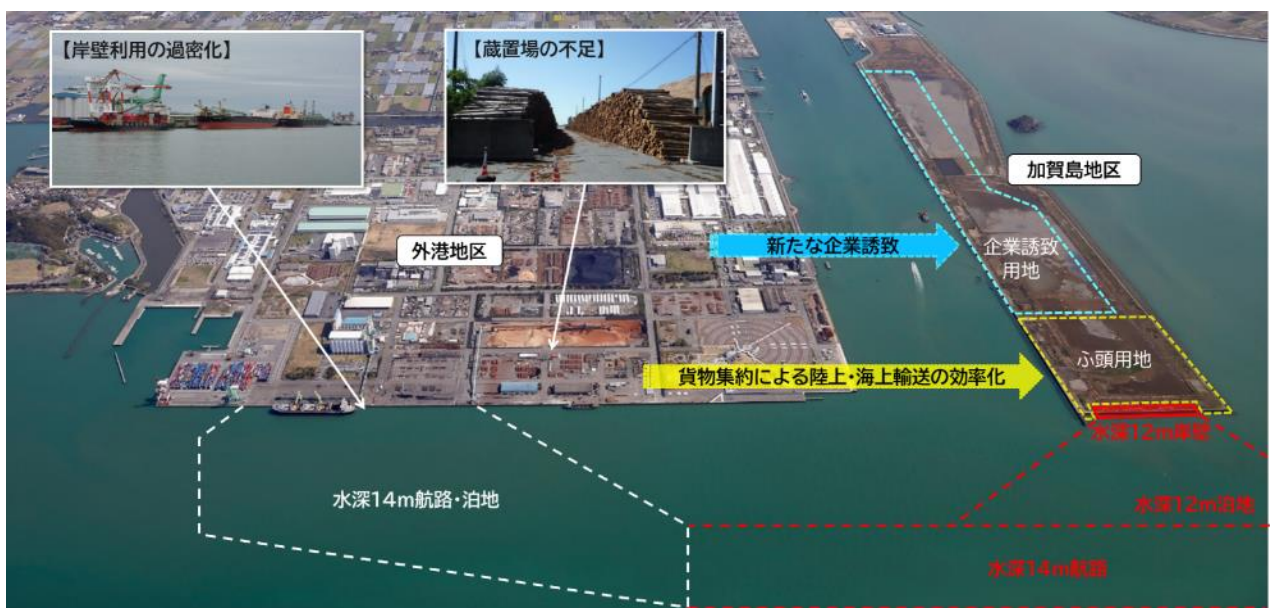
- 1 水深12m岸壁の早期事業化
- 2 水深14m航路等の整備推進

【提案・要望の内容】

- 1 林産品の外貿貨物需要に対処するとともに、物流機能の効率化及び企業誘致の促進を図るため、港湾予算の更なる拡充と加賀島地区における水深12m岸壁の早期事業化をお願いしたい。
- 2 県内最大の物流機能を有する八代港の更なる機能強化に必要な水深14m航路等の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 八代港は、近年の海外における原木需要の増加に伴い、原木の取扱いが急激に増加しており、令和5年3月には、取扱量の拡大が見込まれる産地の木材輸出を支える「林産品輸出拠点港湾」にも選定された。
現在、原木を取扱う外港地区は、蔵置場不足や岸壁利用調整の過密化、企業用地不足が課題となっている。
これらの課題に対処するため、令和3年12月、加賀島地区の港湾計画に新たな公共埠頭の整備と企業誘致用地を位置付けており、早期の事業化が求められている。
- 2 水深14mの岸壁及び泊地は平成25年度に完成しているが、航路については現在も整備中のため船舶の大型化に対応した水深が十分確保されておらず、船舶は積荷を軽減するなどの非効率な輸送を強いられており、早期の水深確保が求められている。



阿蘇くまもと空港の機能強化及び天草エアラインへの支援

提案・要望事項

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

- 1 TSMC進出により見込まれる人流・物流の増加に対応するための空港機能強化の一環としてのC I Q体制の充実・強化及び航空機地上支援業務（グランドハンドリング）に係る体制整備の支援等
- 2 地域のライフラインを担う天草エアラインへの支援の充実・強化

【提案・要望の内容】

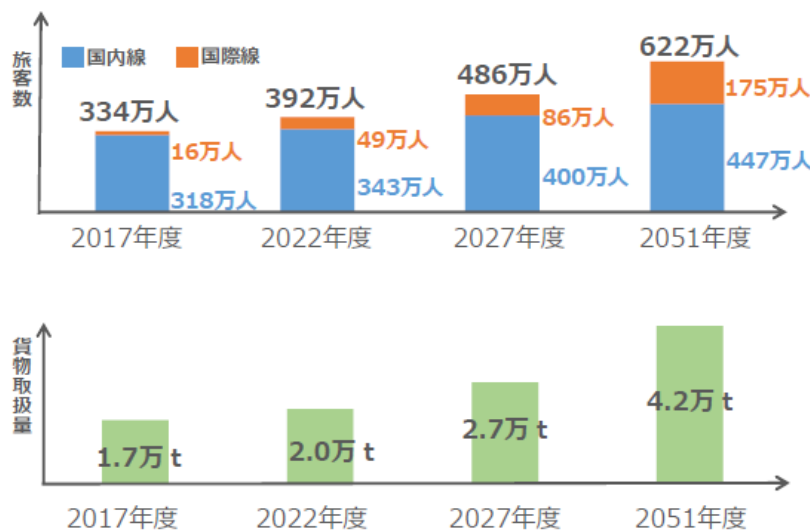
- 1 阿蘇くまもと空港では、空港運営会社によるエアライン誘致の加速化やTSMC進出による波及効果等により、人流・物流が増加しており、円滑な出入国手続きや国際航空貨物の取扱いのために、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、充実・強化をお願いしたい。
また、現在、阿蘇くまもと空港を含む地方空港において、航空機の離発着に不可欠な航空機地上支援業務（グランドハンドリング）の人材不足が顕著となっており、国による積極的な支援等の実施を早急をお願いしたい。
- 2 地域航空ネットワークを安定的に確保するためにも、更なる公租・公課の減免やその基準の見直し、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくりなどの支援の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

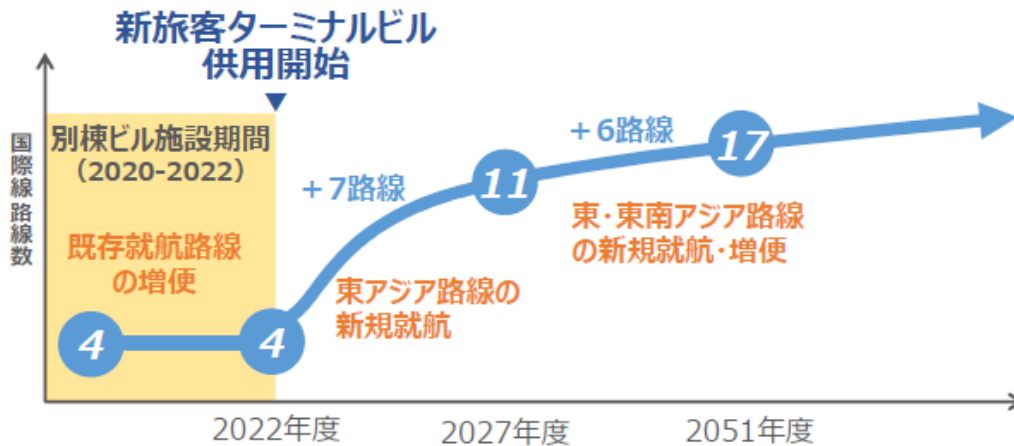
- 1 現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、令和5年1月の韓国路線の復便を皮切りに、令和5年9月からの台湾（台北）路線の新規就航、令和5年11月からの香港線の復便、新規就航など国際路線ネットワークが順調に回復（台湾（高雄線）が運休中）している。空港運営会社は、将来目標（2051年度国際線17路線、利用者数175万人）を達成するため、エアライン誘致を加速化させることとしている。

また、TSMCの熊本進出により、国内外の人流・物流の増加が見込まれ、C I Q体制の充実・強化が必要である。

旅客数・貨物取扱量の目標値



国際線の想定就航路線数



航空機地上支援業務（グラウンドハンドリング）は航空機の離発着に不可欠であるが、コロナ禍での離職者の急増、厳しい労働環境等による採用競争力の低下等により、人材不足が顕著となっており、特に地方空港において国際線の復便や新規路線就航のボトルネックとなっている。

現在、国土交通省の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」により、体制整備のあり方等について検討が行われているが、早期の国際線充実のためにも、関係機関が連携した実効性のある支援が必要である。

空港業務(グラウンド・保安検査)に関する現状

国土交通省

- 空港業務（グラウンド・保安検査）は飛行機の発着陸に不可欠であるが、厳しい労働環境等により、コロナ前から人材不足が懸念されていた。
- その後、コロナによって航空需要が激減したことで、コロナ禍によって「脆弱な業界」というイメージが定着。若者等から敬遠されてしまっていることにより、離職者の急増、採用競争力の低下という課題に直面している。
- 地方空港等においても国際線を円滑に復便していくためには、これまで以上に人材確保・育成、生産性向上を推進していくことが必要。

人材不足の現状

- 【グラウンドハンドリング作業員】
- ・コロナ前と比べて、作業員数は約1～2割減少している。
 - ・コロナ前から人材不足が懸念されていたランブ部門だけでなく、旅客部門の人員減少も顕著になっている。
- 【保安検査員】
- ・コロナ前と比べて、検査員数は約2割減少している。
- 【航空専門学校の新入生】
- ・コロナ前と比べて、入学者数は約4割減少している。

【参考】グラウンドハンドリング業務の例



【参考】保安検査業務の例



15

2 天草地域の唯一の高速交通機関である天草エアラインにおいては、1機運航による高コスト構造、機材不具合時の欠航発生等の構造的課題がある。日本エアコミューター社との機材整備に係る協業（H30～）や「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合（EASLLP）」（現在は、「地域航空サービスアライアンス協議会（EASAlliance）」）による系列を超えた各種協業の推進（R1～）などにより運航品質の向上に努めているが、安定運航・収益改善のためには、「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）に係る要件緩和、仕組みづくり」などの支援の充実・強化が必要である。

ゼロカーボン社会の実現

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、環境省】

- 1 「GX経済移行債」も活用した「地域脱炭素推進交付金」の予算規模拡充
- 2 脱炭素化推進事業債の事業期間の延長及び対象事業拡充
- 3 脱炭素に取り組む市町村に対する支援の継続
- 4 地域内のエネルギー循環の中核となるエネルギー回収施設等に対する支援の継続強化等
- 5 ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及及びカーボンニュートラル燃料の普及に向けた環境整備、財政支援等

【提案・要望の内容】

- 1 地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業等）（以下、交付金）については、GX経済への移行実現に向け「GX経済移行債」も活用するなど、予算規模を拡充いただくとともに、脱炭素に意欲的な地方公共団体等に対して、制度に基づく確実な予算措置を講じていただきたい。
- 2 脱炭素の取組みは、2050年までにカーボンニュートラルを実現するまで、国際的課題として取り組む必要があり、令和7年度までとなっている「脱炭素化推進事業債」の事業期間を延長し、継続的な財政支援をお願いしたい。また、化石燃料設備の電化など、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）において合意された「化石燃料からの移行」に資する取組みが加速するよう対象事業の拡充をお願いしたい。
- 3 市町村の脱炭素化には、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金など国の財政支援の継続だけでなく、脱炭素先行地域の事例など、これまでの国の施策で得られた知見を地方と共有し、市町村の負担軽減に向けた継続的な支援をお願いしたい。
- 4 廃棄物の焼却時に高効率で熱回収を行い、発電やエネルギー供給を行う施設は、脱炭素に資することに加え、地域のエネルギー循環の中核になり得るものであり、国の支援の継続・強化等をお願いしたい。
- 5 廃食油を精製してつくられる高純度バイオディーゼル等のカーボンニュートラルな燃料の更なる利活用に向けた環境整備について後押しするなど、ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及について、国による積極的な取組み・支援をお願いしたい。
また、高純度BDF100%（B100）を燃料に発電・充電できる世界初の移動式急速充電器が地元企業により開発された。同機器は、平時にはCO₂の排出が実質ゼロで発電・充電できるため脱炭素に貢献するとともに、災害時には電源が喪失した地域に運搬し、通信機器、照明、冷暖房機器等の非常用電源としても活用できる。このような、エネルギーの地産地消に加え、災害時の電源確保という政策目的を同時に実現し、国土強靱化にもつながる有用な機器を自治体等が導入できるよう財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

1 本県では、交付金を活用して、脱炭素先行地域である阿蘇くまもと空港周辺地域の脱炭素化や県の率先行動として県有施設の脱炭素化を加速し、市町村等への横展開に取り組んでいる。交付金について、予算規模を大胆に拡充するとともに、GX経済への移行実現に向けて「GX経済移行債」も活用するなど、地方公共団体への大規模かつ安定的な財政支援が必要である。

2 脱炭素の取組みは、2030年、2050年をターゲットに、国際的課題として取り組む必要があり、ゼロカーボン社会の実現には、省エネルギーとともに化石燃料から再エネ電力等へエネルギーシフトすることも重要である。

改修が必要な既存施設は多く、さらに施設を運用しながらの改修となり、改修計画策定等にも時間を要するため、令和7年度までとなっている事業期間をぜひ延長していただきたい。

さらに、これから導入・更新する設備は2050年にも使われる可能性が高いことから、2050年を見据えて、電化等が可能な設備については今確実に電化等を実施する必要がある。一方、電化（化石燃料設備から電気式への更新）は、単純な化石燃料設備への更新に比べ、受変電設備や既存施設の改修等が必要で割高となるため財政支援が必要である。令和5年に開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議において合意された「化石燃料からの移行」を加速化するためにも、化石燃料からの電化など燃料転換の取組みを脱炭素化推進事業債の対象にする必要がある。

※政府実行計画においても「庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進め」とされている。空調等の設備は数十年使用されることを考えると、電力が脱炭素化されるのを待つのではなく、これから導入・更新するタイミングで電化しておく必要がある。

【1・2参考】本県（九州電力管内）で化石燃料使用の空調を電化した場合のCO₂削減効果
・灯油式→電気式 ▲60～▲80%程度 ・ガス式→電気式 ▲40～▲60%程度

3 本県では、現在、県内27市町村が2050年ゼロカーボン宣言を行っており、こうした市町村の意向を十分に踏まえ、脱炭素先行地域の選定や重点対策加速化事業の採択など、脱炭素に意欲的な市町村を幅広く支援していただく必要がある。また、市町村の職員は多くの業務を兼務しており、脱炭素の取組みに関する専門的な知見やマンパワー等が不足しているなど、市町村の負担の最小化が必要である。

4 廃棄物の焼却時に高効率で熱回収を行い、発電やエネルギー循環を行う施設に対する国の補助は、市町村の施設であれば、いわゆる循環交付金の対象となるが、民営の場合、PFI等の場合を除き同交付金の対象とならない。現在は「廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業」は対象であるが、事業実施期間が令和6年度までに限られており、大規模施設の整備には、当該事業の延伸・事業費拡充等が必要である。

5 高純度バイオディーゼル燃料（BDF）は、電化等が困難な建設現場の重機等の軽油の代替燃料として活用されており、CO₂削減に大きく貢献している。今後の利活用の拡大に向けては、揮発油等の品質の確保等に関する法律で規格が定められ品質が保証されている「B5（軽油にBDFを5%混合したもの）」に加え、「B30」「B100」など、よりBDFの割合が多く、CO₂削減効果の高い燃料の普及に向けた環境整備等についても国による後押しが必要である。

高純度BDF移動式急速充電器は、脱炭素に貢献するエネルギーの地産地消と災害時の電源確保を図る「熊本モデル」と位置付けており、能登半島地震の被災地でも活用された実績がある。一方、設備が高額であるため普及に向けては設備導入への財政支援が必要である。

水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 水俣病関係団体との懇談のあり方の見直し
- 2 チッソ金融支援に係る所要の措置
- 3 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加への適切な対応
- 4 認定審査において、申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定業務を迅速かつ適切に進めるための方策の構築
- 5 水俣病発生地域の医療・福祉の充実等のために必要な予算額の確保
- 6 「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業の実施に必要な予算の確保
- 7 「環境調査研修所」の研修の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 水俣病関係団体との懇談については、関係者の方々のご意見やご要望をしっかりとお聞きできるよう、十分な時間の確保など、丁寧な運用をお願いしたい。
- 2 チッソ株式会社に対する金融支援として、これまでに発行した県債の償還や、県が支払猶予等を行う場合に、県財政に支障をきたさぬよう、引き続き閣議了解に基づいた所要の措置を講じていただきたい。
- 3 救済措置に係る熊本県の財政負担に今後も対応いただくとともに、関係市町の国民健康保険財政の負担増について、国の特別調整交付金等での適切な対応を図っていただきたい。
- 4 申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定審査業務を迅速かつ適切に進めるための方策を講じていただきたい。
- 5 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も必要となる予算額の確保を講じていただきたい。
- 6 昭和53年（1978年）6月の閣議了解に基づく、「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業について、予算を確実に確保するとともに、引き続き財源措置を講じていただきたい。
- 7 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題】

- 2 チッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高は以下のとおり。

●熊本県のチツソ県債未償還残高（元利合計）

R6. 3. 31 現在（単位：億円）

	患者県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	23.8	4.6	53.1	55.6	137.1

なお、チツソ株式会社は、ここ数年厳しい経営状況が続いており、令和6年2月に新たな業績改善計画を策定。同社からの要望を受け、県は、同計画の取組期間である令和7・8年度の平成7年政治解決一時金貸付の支払いを猶予している。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

3 平成7年の救済措置対象者は7,992人、水俣病特措法救済措置対象者は37,613人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

市 町 名	令和4年度
水 俣 市	602,959(2)
芦 北 町	635,127(1)
津 奈 木 町	487,436(15)
天 草 市	505,829(7)
上 天 草 市	530,043(5)
県内市町村平均	456,725

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

4 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度（2016年度）以降1,589件の審査を行った。令和5年度（2023年度）末時点の認定申請者は344人となっており、申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定審査業務を迅速かつ適切に進めていく必要がある。

水俣病認定申請数（各年度末）

（単位：人）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,264	1,146	890	632	419	359	369	380	344

5 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更には地域振興等のために、継続的な予算額の確保が必要である。

特に胎児性・小児性水俣病患者の方々の安心した日常生活及び社会参加の促進のため、個々のニーズに応じた支援の更なる充実が必要である。

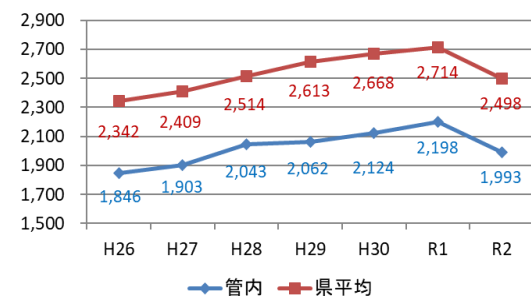
1人当たりの市町村民所得 単位：千円

6 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たりの市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第七次水俣・芦北地域振興計画令和6年度（2024年度）実施計画」に掲げる事業について国の財源措置が必要である。

〔水俣・芦北地域〕R4年10月1日時点高齢化率：県内最高の44.2% R2年度一人当たり市町村民所得：1,993千円

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1	R2
管内	1,903	2,043	2,062	2,124	2,198	1,993
県平均	2,409	2,514	2,613	2,668	2,714	2,498

※各年度の数値は当初公表時の推計方法に基づく。



（出典：令和2年度市町村民経済計算）

7 平成28年（2016年）3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により、平成28年度（2016年度）から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されている。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

提案・要望事項	【経済産業省、環境省】
<ol style="list-style-type: none"> 1 「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外への情報発信の実施 2 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体への財政的支援 	

【提案・要望の内容】

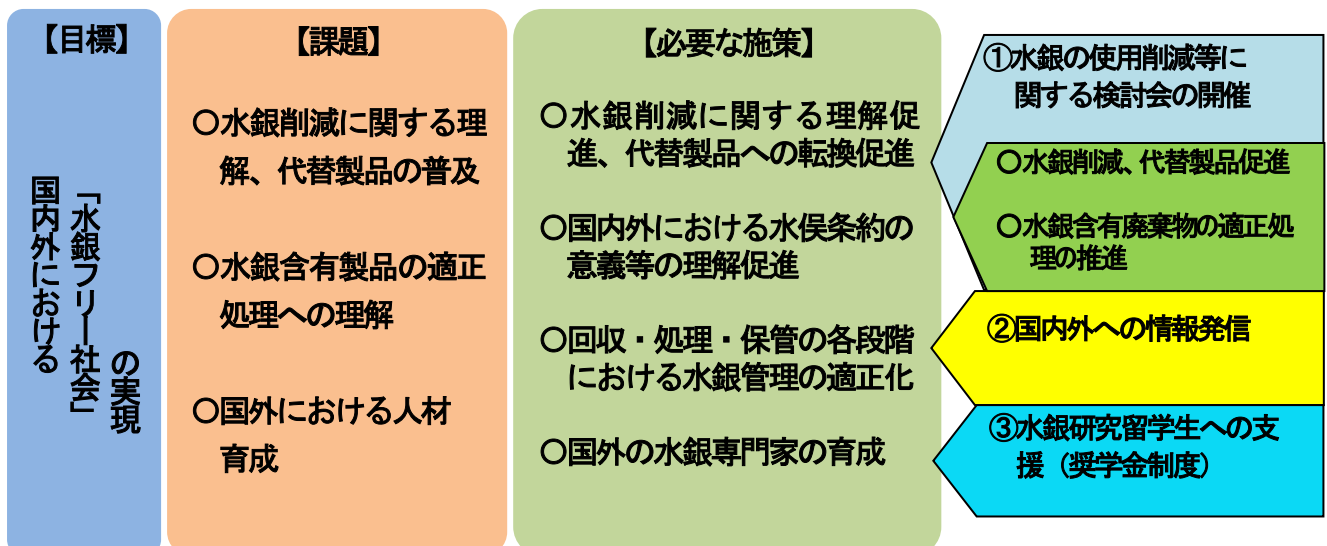
- 1 水俣病を経験した本県は、世界の先例となるべく、水銀に関する専門家の育成や情報発信について取組みを実施しているところであり、様々な場面で連携していただくとともに、財政的な支援をお願いしたい。
- 2 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進及び水銀含有製品の適正処理の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。
- 3 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体の動きが加速化するように、財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 水俣病を経験した熊本県は、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、水銀を使用しない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行い、「水銀フリー社会」の実現に向けて検討会を開催し、情報発信や専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。
- 2 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するためには、水銀削減の必要性の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、国内外に向けた情報発信を行う必要があり、国による積極的な取組みが不可欠である。
- 3 さらに、水銀含有廃棄物の回収、国内外への情報発信など、「水銀フリー社会」実現に向け、先導的に事業に取り組む地方公共団体への財政的支援をお願いしたい。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



有明海・八代海等の再生

提案・要望事項

【農林水産省、国土交通省、環境省】

- 1 有明海・八代海等の再生に係る具体的な目標・再生手順の提示、国が主体となった抜本的な底質改善対策の実施など必要な事業・調査等の予算確保
- 2 有明海における国と沿岸4県協調による調査・実証事業等の継続・拡充及び国が主体となった大規模な海底耕うん等の実証事業の実施
- 3 八代海湾奥部をはじめとした八代海における調査の充実・強化
- 4 漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理等の予算確保、補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減及び大雨等により漁場に堆積した土砂撤去等の底質環境改善対策の予算確保
- 5 閉鎖性海域へのプラスチックごみ排出抑制・回収強化に必要な予算確保、マイクロプラスチック調査実施
- 6 特定外来生物スパーティナ属の防除に必要な予算確保

【提案・要望の内容】

- 1 本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法としての効果はあるものの永続的ではないため、関係省庁連携のうえ、国が主体となって泥土堆積や底質悪化のメカニズムを解明のうえ、底質環境改善の抜本的対策を実施していただきたい。
また、平成28年度有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に示された再生方策の「河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂及び河道掘削土砂の海域への還元の検討等」について令和8年度の報告に向けて着実に推進し、森里川海のつながりを活かし、流域全体を再生していただきたい。
- 2 有明海について、国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組みにより実施した調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を行っていただきたい。
- 3 八代海は有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しており、特に地元で土砂堆積による影響を懸念している八代海湾奥部について、令和8年度有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に向けて干潟の状態や土砂堆積による将来的な影響等の調査を確実に実施していただきたい。
- 4 河川を介して流入する流木等の漂着物、漂流物及び海底ごみは、海域の環境悪化を招くため、引き続き回収・処理に係る予算の確保及び地元負担の軽減のために補助率の嵩上げとともに、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。また、近年頻発している豪雨災害に伴い、漁場への土砂の流入、堆積による底質環境の悪化が深刻化しており、迅速な対応が必要であることから、底質環境改善対策に係る予算を確保していただきたい。
- 5 海洋プラスチックごみ問題について、閉鎖性海域である有明海・八代海等の海域環境の保全の

ため、陸域での発生抑制及び海域への流出防止対策に係る予算の確保をお願いしたい。また、海域におけるマイクロプラスチックの更なる実態解明に向け、有明海・八代海等での調査を実施していただきたい。

- 6 海岸近くの河口域に生育する特定外来生物スパルティナ属は繁殖力が強いいため、短期間で防除するために必要な予算の確保とともに、防除後の再発箇所への対応など継続的な活用を可能とする特定外来生物防除等対策事業の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 有明海・八代海等の再生に向けて、国や関係県と連携しながら総合的な対策に取り組んでいるが、漁業生産は不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。
再生への取組みを効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有し、具体的な施策を進めるためのスキームを整えることが必要である。本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されており、抜本的な底質改善対策の実施が急務である。
- 2 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されるべき重要な取組みであり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模に事業を展開することで、再生への動きを加速化する必要がある。
- 3 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しているため、調査を充実・強化する必要がある。特に八代海湾奥部の地元には、土砂堆積による環境悪化や災害等に対する不安があり、干潟の状態や土砂堆積による将来的な影響等の調査が必要である。
- 4 漂着物、漂流物及び海底ごみは、海域の環境悪化の原因や漁具の破損、船舶航行の妨げなどの弊害をもたらしている。国において漁業者等による回収処理に支援いただいているが、その活動には限界があるため、予算確保と合わせて国主導による大規模な回収処理が必要である。さらに、海岸漂着物の回収処理に支援いただいている災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業についても、補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減が必要である。
また、近年頻発している豪雨災害により、漁場に土砂が大量に流入し底質環境の悪化が深刻になっている。今後も大雨等による漁場への土砂流入が危惧されるため、土砂除去等による底質環境改善に速やかに着手するための予算確保が必要である。
- 5 有明海・八代海に流れ込んだプラスチックごみの多くが外洋に出ず、海域内を回遊しながら漂着するため、ごみを排出した自治体と回収する自治体が異なる状況である。また、一度河川に流出したごみを海洋で回収するには非常に大きなエネルギーが必要となる。そのため、陸域や水路・河川での回収、さらには海洋へ排出されない仕組みづくりや、地元自治体による陸域も含めた普及啓発等の排出抑制対策に係る予算確保が必要である。
また、同海域を回遊する過程で劣化が進み、マイクロプラスチックとなって蓄積することも懸念されることから、経年変化の確認や実態解明に向けて、マイクロプラスチックの調査・分析が必要である。
- 6 スパルティナ属は、国内では愛知県、山口県及び熊本県のみで生育が確認されている。本県では平成23年に確認された後、これまでの防除により現在大規模な群落が存在する河川はないものの、防除後も散発的再発生への対応や状況確認が必要であり、継続的な対応を行うための予算確保が必要である。

国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援

提案・要望事項

【環境省】

阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園への誘客等の推進に向けた取組みに必要な予算額の確保

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園について、「世界水準のデスティネーション」を目指し、自然景観の保護と公園利用の好循環につなげるため、雄大な景観を代表する草原景観の維持・再生や阿蘇山上地区の自然景観を阻害する廃屋の撤去、さらには各利用拠点のインフラ整備などに必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 雲仙天草国立公園について、天草西海岸の夕日やキリシタンに関連する史跡など、本公園が持つ優れた資源を十分に活用していくため、多くの来訪者が利用する施設の改修や案内看板等の多言語対応などのインフラ整備に必要な予算額の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園は、平成28年7月に国が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルに選定されており、現在、県では、世界水準のデスティネーションとなることを目指して、令和3年3月に策定された「ステップアッププログラム2025」に沿って、関係機関と連携しながら各種事業を実施している。
今後、コロナ禍の経験を踏まえ、観光客が安心安全に利用できる受入環境を整備するとともに、更なる上質化を目指して自然景観の保全・回復、景観への配慮等を図っていく必要がある。
- 2 雲仙天草国立公園においても、令和4年3月に県で満喫プロジェクトの取組方針を策定し、現在、同方針に基づき、海や山の豊富な自然資源とキリシタン文化を活かした誘客の推進に取り組んでいる。
引き続き、優れた自然資源や歴史・文化を活用し、その場所でしか味わえないコンテンツを造成・磨き上げるとともに、インバウンド対策を含む受入環境の整備等に取り組んでいく必要がある。

「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援

提案・要望事項

【総務省、経済産業省、環境省】

- 1 プラスチックの資源循環等の促進に向けた予算の確保及び市町村への財政支援
- 2 廃焼却施設の解体費用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 2022年4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に基づく取組みが進むよう、十分な予算確保をお願いしたい。特に、市町村が新たに分別収集等に取り組むことで生じる負担の最小化に向け、地域の実情を踏まえた必要な財政支援をお願いしたい。
- 2 市町村におけるごみ焼却施設の集約に関連する全ての既存施設の解体費用について、市町村の要望額どおり交付されるよう、循環型社会形成推進交付金等の確実な予算措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 プラスチック製品廃棄物の排出を抑制し、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び資源化を円滑に進めるには、プラスチック資源循環促進法に基づく、事業者、消費者、自治体の取組みを後押しするための十分な予算確保が必要である。現在、市町村に対しては処理量に応じて特別交付税措置を講ずることとされている。しかしながら、特に人口密度が低い市町村は収集運搬費用等の負担が大きく、プラスチック製品の分別収集・再商品化が円滑に進まないため、地域の実情を踏まえた財政支援が必要である。

容器包装プラスチック（1品目以上）の分別収集実施	45市町村／県内45市町村
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集実施	11市町村／県内45市町村

(R6.3現在)

- 2 一般廃棄物処理施設は、廃棄物の再資源化や適正処理を推進し、循環型社会の形成を図る上で必要不可欠なものであるが、その整備には多額の費用を要することから、市町村は、国において設けられた循環型社会形成推進交付金制度等を活用して整備を進めているところ。

現在、県内における複数の市町村で、ごみ処理の広域化に伴う焼却施設（廃焼却施設という。）の解体が見込まれるが、同交付金制度では、複数の焼却施設を集約する場合、解体費用の交付対象は、新たな焼却施設と関連性・連続性があるもので、対象となる施設数も新たな焼却施設数と同数以下までとされている。

そのため、市町村がごみ処理の広域化に向け焼却施設の集約に取り組んでいるにもかかわらず、廃焼却施設の解体費用が交付対象とならない場合があり、自治体間の調整や財政負担に苦慮する事例が発生している。

令和6年1月26日付けで国の交付要綱等が改正され、廃焼却施設等の解体事業（跡地を災害廃棄物の仮置場候補地とする場合に限る）が交付対象となったが、交付金の予算不足により廃焼却施設の解体が滞ることのないよう確実な予算措置が必要である。

治安基盤の整備充実

提案・要望事項

【警察庁、総務省】

- 1 警察官の増員による人的基盤の充実
- 2 警察装備等の物的基盤の整備・充実

【提案・要望の内容】

- 1 地域社会の安全・安心の確保のため、警察官の増員による人的基盤の充実をお願いしたい。
- 2 地域社会の安全・安心の確保のため、物的基盤の整備・充実をお願いしたい。

【現状・課題】

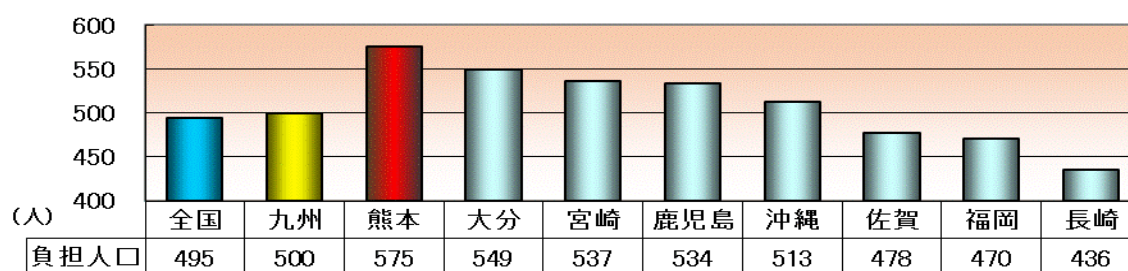
- 1 本県の人口は、令和6年2月1日現在で、九州で2番目に多く、また、本県は、九州に存在する3つの政令指定都市（福岡市・北九州市・熊本市）のうちの1つを有するなど、九州において重要な位置付けにあるが、その重要な位置付けにもかかわらず、本県警察の警察官（地方警務官を除く。以下同じ。）一人当たりの負担人口が九州で最も多い状態は20年以上続いており、平成30年以降、本県警察の警察官の増員は行われていない。

本県警察では、このように限られた人員で警察力を十分に発揮できるよう、これまで、業務の合理化・効率化に取り組んできたところであり、「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づき、部門を超えたリソースの重点化、能率的でメリハリのある組織運営、先端技術の活用等による警察活動の高度化、働きやすい職場環境の形成等に取り組んでいる。

しかしながら、本県では、台湾積体回路製造（TSMC）の進出を契機とした半導体関連企業の集積に伴う社会情勢の変化（外国人定住者の増加、国内外からの交流人口の増加、交通渋滞の発生等）により、新たな課題が発生していることに加え、TSMC第2工場についても、本県に建設されることが正式に決定している（令和6年（2024年）末までに着工予定）。

これらの課題に適切に対応するため、本県警察において行っている「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づく取組に併行し、国においても本県警察官の増員をお願いしたい。

[九州各県の警察官一人当たりの負担人口]



※ 負担人口については、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数（地方警務官除く。）で除したもの

- 2 前述の課題に適切に対応するためには、人的基盤の整備に併せて、交通安全施設の整備・長寿命化、交通情報提供インフラの整備のほか、運転免許行政をはじめとした警察行政のデジタル化に向けた物的基盤の整備・充実（国庫補助による財政支援等）が必要である。